

## 長野地方最低賃金審議会委員名簿（第55期）

（五十音順）

令和8年7月3日現在

区分	氏名	現職
公益代表	いま い ゆう た 今 井 優 太	弁護士
	こん ま ゆ こ 昆 万 佑 子	信州大学教育学部 准教授
	○ ひろ せ すみ お ○ 広 瀬 純 夫	信州大学経法学部 教授
	ひろ なか あきら 弘 中 章	信州大学経法学部 教授
	◎ やま もと きょう こ ◎ 山 本 恭 子	弁護士
労働者代表	かぎ ま たく や 風 間 拓 也	電機連合長野地方協議会 事務局長
	こばやし まゆみ 小林 まゆみ	イオンリテールワーカーズユニオン 中部グループ長野ゾーン 副議長
	さい とう まさ ひこ 齋 藤 政 彦	自動車産業労働組合総連合会 長野地方協議会 議長
	さくら い ゆ き お 櫻 井 由 紀 夫	JAM甲信 顧問
	たけ むら すすむ 竹 村 進	日本労働組合総連合会長野県連合会 事務局長
使用者代表	うし やま のり お 聲 山 典 生	（一社）長野県経営者協会 事務局長
	すず き こう いち 鈴 木 幸 一	長野県中小企業団体中央会 専務理事
	ど い えつ よ 土 井 悦 代	（株）ネクストップ 代表取締役
	なか むら まさ と 中 村 正 人	長野県商工会連合会 専務理事
	やま ぎし あきら 山 岸 章	（株）山岸製作所 代表取締役

◎は会長、○は会長代理



## 長野地方最低賃金審議会運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、長野地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

### (会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたとときのほか、長野労働局長(以下「局長」という。)5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとするときは、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知するものとする。

### (小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

### (委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら、通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、予め会長に適当な方法で通知するものとする。

### (会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

- 3 審議会は、会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

( 会議の公開 )

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

( 議事録及び議事要旨 )

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

( 意見及び建議の提出 )

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度、局長に送付するものとする。

( 小委員会の運営 )

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

( 規程の改廃 )

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

( 施行期日 )

この規程は、令和4年3月4日から施行する。

## 長野地方最低賃金審議会会議公開要綱

第1条 この要綱は、長野地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し長野地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。

第2条 会議の公開又は非公開の決定は運営規程及び部会運営規程に基づき、審議会等において行う。

第3条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については、審議会等の開催日の14日前（審議会日程により、異なる場合もある。）に、長野労働局において掲示する。

第4条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の6日前（審議会日程により、異なる場合もある。）までに、はがき又はファクシミリにより労働基準部賃金室あてに申込みものとする。

2 介助者が必要な場合には、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

第5条 傍聴者は、原則として5名以下とする。

2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。

3 抽選結果については、当選者にはがきで通知する。ただし、緊急の場合は電話で通知することができる。

4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

第6条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。

第7条 傍聴者には、傍聴整理券を発行する。

2 傍聴人は、審議会等開始の10分前までに来場し、入場については会長等の指示によるものとする。

3 傍聴人には、審議会等傍聴に当たっての遵守事項を周知させるものとする。

第 8 条 審議中に、審議会傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し会長乃至部会長から是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、会長乃至部会長から退去命令を発出する。

3 退去命令にも従わない場合には、所轄警察署へ連絡し強制排除を行うこととする。

第 9 条 審議会等の会議を公開する場合には、第 4 条及び第 5 条の規程にかかわらず、報道関係者については席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会開始直前までとする。

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 4 日から施行する。

## 審議会等の公開・非公開について

本別紙は、平成 23 年 6 月 20 日付で長野県地方最低賃金審議会運営問題小委員会委員長から提言し、平成 23 年 7 月 4 日に開催された第 48 期長野地方最低賃金審議会第 2 回総会において了承された審議会等の公開・非公開を決定するに際し尊重するもので、平成 28 年 6 月 16 日、平成 29 年 6 月 19 日及び令和 5 年 7 月 3 日に修正されている。

### 1 次に掲げる審議が行われる審議会は、原則非公開とする。

- (1) 具体的な金額を議論する審議
- (2) 個人等からの意見聴取を含む審議
- (3) 運営に関する事項を含む審議
- (4) その他公開することによって率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれのある審議

### 2 個別の審議会等の具体的取扱い

#### (1) 長野地方最低賃金審議会（総会）について

公開とする。ただし、最低賃金の決定等について審議会の意見（答申）に対しての異議の申出に關しての審議会（最賃法第 11 条第 3 項 異議審）は金額審議を含む審議のため非公開とする。

#### (2) 長野県最低賃金専門部会、特定最低賃金専門部会について

第 1 回部会は公開とし、第 2 回以降は原則として公開し、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

#### (3) 運営問題小委員会、特定最低賃金検討小委員会について

公開することによって率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため非公開とする。

### 3 報道機関への広報等について

#### (1) 事前に報道機関へ公表するもの

長野県最低賃金の改正諮問が行われる総会の開催。

長野県最低賃金の金額採決（答申）の総会の開催。

#### (2) 事後に報道機関へ公表するもの

ア 長野県最低賃金、特定最低賃金の諮問。

イ 長野県最低賃金、特定最低賃金の答申。

(3) 公表方法

報道機関へのメール送信（投げ込み）を原則とする。

4 その他の留意点

- (1) 金額の採決を行う総会において、会長が専門部会における労使双方の主張の要旨の説明を行う。
- (2) 非公開審議会等であっても、開催日時、場所、議事要旨については公開するものとする。
- (3) 会議途中からの公開又は非公開は、行わないものとする。

8/5（水）答申、8/20（木）異議申出締切、10/1（木）発効

## 令和8年度 長野地方最低賃金審議会日程表(案)

## 【本審】

令和8年7月から8月分

日時		名称	場所	審議内容等
7月3日(金)	13:30～	第1回本審	ホテル信濃路 浅間 (2階)	県最賃改定諮問
7月29日(水)	13:30～	第2回本審	ホテル信濃路 穂高 (2階)	県最賃目安伝達、意見聴取
8月5日(水)	15:00～	第3回本審	ホテル信濃路 穂高 (2階)	県最賃答申、特定最賃必要性諮問
8月6日(木)	15:00～	(予備日)	長野労働局 2階会議室	(県最賃答申、特定最賃必要性諮問)
8月24日(月)	10:30～	第4回本審	長野労働局 2階会議室	異議申立審議、特定最賃必要性答申
8月26日(水)	10:30～	(予備日)	ハローワーク篠ノ井 会議室	(異議申立審議、特定最賃必要性答申)

## 【運営問題小委員会】

日時		名称	場所	備考
7月13日(月)	10:00～	第1回運営問題小委員会	長野労働局 2階会議室	審議会運営に関する検討等

## 【特定最低賃金検討小委員会】

日時		名称	場所	備考
7月13日(月)	11:00～ (運営小委員会終了後)	第1回特定最賃検討小委員会	長野労働局 2階会議室	特定最賃適用労働者数の提示等
8月7日(金)	10:00～	第2回特定最賃検討小委員会	長野労働局 2階会議室	特定最賃改定の必要性

## 【長野県最低賃金専門部会】

日時		名称	場所	備考
7月29日(水)	15:00～ (第2回 本審終了後)	第1回長野県最賃専門部会	ホテル信濃路 穂高 (2階) (第2回本審と同じ)	役割分担・労使双方からの意見確認
7月31日(金)	10:30～	第2回長野県最賃専門部会	長野労働局 1階会議室	金額審議
8月3日(月)	10:30～	第3回長野県最賃専門部会	長野労働局 2階会議室	金額審議
8月5日(水)	10:00～	第4回長野県最賃専門部会	長野労働局 2階会議室	金額審議、専門部会報告書とりまとめ
8月6日(木)	10:00～	(予備日)	長野労働局 2階会議室	(金額審議、専門部会報告書とりまとめ)



令和8年度 長野地方最低賃金審議会の日程一覧表(案)

令和8年7月3日現在

日程	本審	運小	検小	最低賃金専門部会					備考	令和7年度日程
				県	計量	はん用	小売	印刷		
R8. 7. 3	①								県最賃改正諮問	R7. 7. 3
R8. 7. 13		①							審議会運営に関する検討等	R7. 7. 15
R8. 7. 13			①						特定最賃適用労働者数の提示等	R7. 7. 15
R8. 7. 29	②								県最賃目安伝達、意見聴取	R7. 7. 29
R8. 7. 29				①					労使双方からの意見確認	R7. 7. 29
R8. 7. 31				②					金額審議	R7. 7. 30
R8. 8. 3				③					金額審議	R7. 8. 4
R8. 8. 5				④					金額審議(8/6予備日)	R7. 8. 5
R8. 8. 5	③								県最賃答申、特定最賃必要性諮問	R7. 8. 7
R8. 8. 7			②						特定最賃改定の必要性	R7. 8. 21
R8. 8. 24	④								異議申立審議、特定最賃必要性答申	R7. 8. 25

※下表は、特定最低賃金の効力発生日から逆算した事務局案であって、後日、審議会委員及び専門部会委員の日程調整後に決定

日程	本審	運小	検小	最低賃金専門部会					備考	令和7年度日程
				県	計量	はん用	小売	印刷		
R8. 10. 2					①	①	①		合同専門部会、部会長選出	R7. 10. 2
R8. 10. 6					②				(計量器) 金額審議	R7. 10. 6
R8. 10. 7						②			(はん用) 金額審議	R7. 10. 20
R8. 10. 8							②		(小売) 金額審議	
R8. 10. 14					③				(計量器) 金額審議	R7. 10. 22
R8. 10. 15						③			(はん用) 金額審議	R7. 10. 21
R8. 10. 16							③		(小売) 金額審議	
R8. 10. 27					④				(計量器) 金額審議(予備日)	R7. 10. 30
R8. 10. 28						④			(はん用) 金額審議(予備日)	R7. 10. 29
R8. 10. 29							④		(小売) 金額審議(予備日)	
	(○)								異議審(計量器)	
	(○)								異議審(はん用)	
	(○)								異議審(小売)	
R9. 3. 6	⑤								特定最賃改正申出意向表明	R8. 3. 9



2026年 1月 21日

長野労働局  
局長 三浦 栄一郎 殿

## 特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明

日本労働組合総連合会 長野県連合会  
会長 根橋 美津人

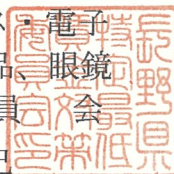


長野県最低賃金対策委員  
委員長 齋藤 政彦



### 《意向表明者》

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・  
医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子  
回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡  
製造業最低賃金対策委員  
委員長 山口 正巳



特定最低賃金の金額改正について、《意向表明者》は下記のとおり申し出ることを表明  
します。

### 記

#### 1. 特定最低賃金改正の件名

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金

#### 2. 申出の理由等

長野県内の計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業においては、同種の基幹労働者について特定最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、長野県内における当該製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

#### 3. 申出の時期

2026年7月下旬まで



以上



2026年 1月 21日

長野労働局  
局長 三浦 栄一郎 殿

## 特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明

日本労働組合総連合会 長野県連合会  
会長 根橋 美津人



長野県最低賃金対策委員会  
委員長 齋藤 政彦



### 《意向表明者》

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船舶製造業最低賃金対策委員会  
委員長 齋藤 政彦



特定最低賃金の金額改正について、《意向表明者》は下記のとおり申し出ることを表明します。

### 記

#### 1. 特定最低賃金改正の件名

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船舶製造業最低賃金

#### 2. 申出の理由等

長野県内のはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船舶製造業において、同種の基幹労働者について特定最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、長野県内における当該製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

#### 3. 申出の時期

2026年7月下旬まで



以上



2026年 1月 21日

長野労働局  
局長 三浦 栄一郎 殿

## 特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明

日本労働組合総連合会 長野県連合会 会長 根橋 美津



長野県最低賃金対策委員会 委員長 齋藤 政彦



### 《意向表明者》

長野県各種商品小売業最低賃金対策委員会 委員長 岡本 昌也



特定最低賃金の金額改正について、《意向表明者》は下記のとおり申し出ることを表明します。

### 記

#### 1. 特定最低賃金改正の件名

長野県各種商品小売業最低賃金

#### 2. 申出の理由等

長野県内の各種商品小売業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

#### 3. 申出の時期

2026年7月下旬まで



以上



基 発 0623 第 3 号  
令和 8 年 6 月 23 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」  
について

令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点等については、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会において、令和 8 年 2 月 27 日から累次にわたり審議されてきたところであるが、本日、「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」が取りまとめられ、同全員協議会から別添のとおり報告が行われた。

中央最低賃金審議会においては、本取りまとめを全会一致で了承し、各地方最低賃金審議会に対し通知することとしたので、貴職より地方最低賃金審議会に対し当該文書を伝達されたい。

# 令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理

令和8年6月23日

## 1 令和7年度の地域別最低賃金の審議結果と課題

令和7年度の地域別最低賃金については、令和7年9月5日までに全ての地方最低賃金審議会で答申が出され、全国加重平均で1,121円、過去最大66円の引上げとなった。

令和7年度は、中央最低賃金審議会において、A・Bランク63円、Cランク64円と、昭和53年度に目安制度が始まって以降、最も高い引上げ額の目安（以下「目安額」という。）が提示された。また、この目安額を踏まえ、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となった。

また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あった。

これら令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえると、

- ・ 目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかといった、審議に対する疑義がメディア等から呈されたこと
- ・ 地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあること

等の課題があったと考えられる。

そこで、今般、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）」において、令和8年度以降の審議に向けて、主にこれら2つの事項について課題の整理と対応方針の整理を行うこととした。

## 2 近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方

### (1) 課題

- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項において、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定されており、法定3要素のデータに基づく審議が原則である。また、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（令和5年4月6日）においても、「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導

くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた」とされたところ。

- 一方で、令和7年度の地方最低賃金審議会では、近隣県等の答申が出た後で審議を行うために、審議会日程を後ろ倒しにする動きも一部に見られ、近隣県等や同じランク内での過度な競争意識や最下位回避の意識の中で、高い引上げ額となったのではないかと指摘がある。
- また、全員協議会の議論の中では、目安額に大幅な上乘せをする地域が多数生じる状況が今後も続くのであれば、目安制度の在り方自体を議論する必要があるのではないかと、この意見もあった一方、これらの審議結果の背景には、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応として、補助金等による政府の支援が示されたことなど、令和7年度の特事情があったのではないかと、この意見も出された。

## (2) 対応方針

- 令和5年に開催された全員協議会では、「最低賃金法第9条第2項<sup>1</sup>の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること」を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会での審議を行うべきである。
- とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。
- 審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乘せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。
- なお、令和7年度の審議では、一部で、地方最低賃金審議会の開催を予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定3要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要である。
- また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべき

---

<sup>1</sup> 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。(最低賃金法第9条第2項)

である。

- 地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。
- また、中央最低賃金審議会で用いられた指標のうち、一部について都道府県別データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があった。厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

### 3 発効日についての考え方

#### (1) 課題

- 金額改正の発効日について、最低賃金法第14条第2項では、「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から」とされている。従前は、多くが「公示日から起算して30日を経過した日」から発効する法定発効であり、指定日発効について議論するケースは少なかった。
- 令和7年度は、中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の日安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）に「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」との記載が盛り込まれた。これを踏まえ、地方最低賃金審議会でも、引上げ額だけでなく発効日についても議論が行われた結果、特に、中央最低賃金審議会が示した目安額に10円以上の上乗せをするなど、地域別最低賃金額の大幅な引上げがあった11県において、指定日発効とした結果、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られた。
- 令和7年度は指定日発効が急増し、過半数の27府県で11月以降の発効となったほか、10月1日発効の栃木県から令和8年3月31日発効の秋田県まで発効日に大きなばらつきが生じた。
- さらに、6県において発効日が令和8年1月以降となったが、これらの県では、地方最低賃金審議会において、
  - ・地域別最低賃金引上げに伴う影響率が他地域と比べて高いこと
  - ・これまで目安額どおりの引上げが続いてきたことから、令和7年度の大幅引上げは県内企業にとってインパクトが大きいことなどの点について公労使委員間で議論が行われた結果、発効日が例年と比べて

大幅に後ろ倒しされることとなったものである。

- 一方で、地域間の発効日の極端なばらつきは、最低賃金制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が拡大することや、仮に年度ごとに発効時期が大幅に変わるのであれば、労使双方の予見可能性を損なうおそれがあることなどの課題があるものと考えられる。
- 発効日の在り方については、一部の地方最低賃金審議会から、
  - ・ 地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において責任をもって結論を導き出すよう要望する
  - ・ 中央最低賃金審議会において、発効日の在り方や留意すべき点などについて考え方を示した上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当である
  - ・ 発効日の後ろ倒しを当該地域のみで実施した場合、他地域とのバランスの問題が生じるため、制度改正を含め、中央最低賃金審議会でも議論すべき等の意見や要望が出されている。
- 全員協議会の議論において、次のような課題意識が示された。
  - ・ 地方から、発効日をどのように決めれば良いのか分からないという声が多く上がっており、一定の目安を示してほしいという意見も聞かれる。地方最低賃金審議会の委員が考えるべき方向性や考慮要素をある程度明確に示す必要があるのではないか。
  - ・ 発効日の決め方について、地方最低賃金審議会の委員の中に迷いや混乱が生じているように思う。中央最低賃金審議会として地方最低賃金審議会に対し、期待していることをメッセージとして改めて示すべきではないか。
  - ・ 「支払い準備」の解釈が過度に柔軟に広がると発効日の後ろ倒しの歯止めがきかなくなるため、一定程度定義し、メッセージとして発出する必要があるのではないか。

## (2) 発効日の後ろ倒しの背景と影響の確認

- 地域の実情を把握するため、まずは令和7年度の審議において、越年発効となった6県を含め発効日が後ろ倒しとなった府県の背景と賃上げへの影響を確認した。  
(越年発効となった背景)
- 越年発効となった背景については、参考資料1のとおり、県により様々ではあるものの、熊本県を除く5県が、高い引上げ額に言及していた。  
(発効日の後ろ倒しや越年発効の影響(企業や事業所への調査))
- 発効日が越年した県における求人賃金の状況について、ハローワークで受理したパートタイムの新規求人賃金を用いて確認したところ、3月発効の群

馬県・秋田県の両県において、令和7年度改定後の地域別最低賃金額を下回る求人割合（未達求人割合）は、令和7年7月時点では約6割（群馬県：54.0%、秋田県：66.0%）であったところ、同年12月時点で約4割に減少し、令和8年1月時点で3割弱、2月時点で約1割となった（参考資料2）。

同じ企業を対象に継続して調査したものではないことに留意が必要であるが、本データを令和7年7月の未達求人割合に対する各月の未達求人割合の比率で見ると、群馬県（令和8年3月1日発効）の場合、令和7年12月で約7割（70.7%）、令和8年1月で5割、令和8年2月で1割弱（8.3%）に、秋田県（令和8年3月31日発効）の場合、令和7年12月で6割強（62.6%）、令和8年1月で約4割（40.6%）、令和8年2月で3割弱（28.9%）、令和8年3月に5%台（5.6%）となった。なお、本データはハローワークで受理した新規求人賃金に関するものであり、求人を出した企業が自社従業員の最低賃金近傍労働者の賃上げを行った時期を表したものではないことに留意する必要がある。

- 発効日が例年より後ろ倒しされたことの中小企業への影響に関して、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査を用いた厚生労働省の集計によると、必ずしも地域別最低賃金額の改定による賃上げではない点に留意が必要<sup>2</sup>だが、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が例年より後ろ倒しされ令和7年11月から令和8年3月までの間であった27府県に本社のある中小企業のうち、約8割の企業が「賃金の引上げ時期に影響はない」と回答した一方、約2割の企業は「引上げ時期を遅らせた（遅らせる予定である）」と回答し、その割合は発効日が遅いほど高くなった。また、発効日が後ろ倒しされたことによる企業経営等への様々な影響について、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した一方、約1割の企業は「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答し、同じくその割合は発効日が遅いほど高くなった。（参考資料3）
- さらに、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県の労働局において、地域別最低賃金の引上げの影響率が高い6業種<sup>3</sup>の中小企業・小規模事業者に対し、発効日が後ろ倒しになったことによる賃上げ時期への影響や、その受止め等についてヒアリングを行った。発効日の後ろ倒しを踏まえて賃上げ時期を遅らせたか否かについては、いずれの県でも、「例年より遅らせた」とする事業者もいれば「例年どおり」とする事業者もいた。「遅らせた」事業者の理由として、「賃上げ原資の確保」等

---

<sup>2</sup> 発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関する厚生労働省の委託調査についても同様の点に留意が必要

<sup>3</sup> ①製造業②運輸業・郵便業③卸売業・小売業④宿泊業・飲食サービス業⑤生活関連サービス業・娯楽業⑥サービス業（他に分類されないもの）

の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も多くあった。一方、「例年どおり」とする事業者の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」との回答が多く、他に、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（福島県、飲食業等）」、「四国4県に支社があるので、一番早いところに合わせて賃上げしている（徳島県、運輸業）」、「（賃上げ時期に期限のある）県の補助金を利用するため（群馬県、製造業）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（福島県、運輸業）」などの回答があった。また、発効時期が例年より後ろ倒しされたことの受止めとして、「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（熊本、生活関連サービス業）」、「人件費を削減できてありがたい（群馬、小売業等）」などの意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（秋田、飲食業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（徳島県、サービス業）」などの意見があった。（参考資料4）

（発効日の後ろ倒しや越年発効の影響（労働者への調査））

- 他方、発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関して、厚生労働省の委託調査によれば、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県に主な仕事の勤務先がある最賃近傍雇用者（ここでは、時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者を指す。）のうち、約4割の労働者が「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」と回答した一方、3割台半ばの労働者が「遅れた」と回答した。また、地域別最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響について、6割台半ばの労働者が「特に影響はなかった」と回答した一方、約2割の労働者が「時間あたり賃金が上昇する時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」、約1割の労働者が「時間あたり賃金が上昇する時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」と回答した。（参考資料5）
- また、同調査において、過去1年間で時間当たり賃金が増えた最賃近傍雇用者について、賃金が増えた時期を確認したところ、「わからない」を除いて、「2025年10月」が3割台半ばと最も多く、「2026年4月」が1割台半ばと次いで多かった。これを令和7（2025）年度の地域別最低賃金の発効日別にみると、令和8（2026）年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」が4割弱と最も多く、令和8年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」が約3割と最も多く、「2026年3月」が3割弱と次いで多くなった。（参考資料6）

### (3) 全員協議会における議論

- 発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされている。
- こうした中で、望ましい発効日の時期や地方最低賃金審議会での審議における考慮要素等に関しては、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると、引上げ額と引き換えに発効日が後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見があった。また、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り公労使で十分に議論した上で決定することを明確にすべきという意見があった。さらに、就業調整の問題など他制度の課題を最低賃金法の枠組みの中に持ち込むことは、最低賃金法の本来の趣旨を歪めるおそれもあるため、できる限り最低賃金法の目的に即して運用することが望ましいとの意見があった。
- 他方で、特に令和7年度においては、事業者の予想を大きく上回る高い引上げ幅となった地域もある中で、発効日が後ろ倒しされたことは、企業にとって、賃金原資の確保、給与規程の見直し、就業調整の抑制等の観点から一定の意義があったと考えられるという意見があった。また、発効日のばらつき自体が直ちに問題なのではなく、決定理由についての議論と説明が不十分だった点に課題があり、引上げ額と同程度の重みをもって発効日についても議論を尽くし、その理由を対外的に丁寧に説明することで納得性を高めることが重要であるという意見があった。さらに、地方最低賃金審議会が発効日について議論されたことは大きな進展だが、年度ごとに発効日が大幅に変動すると、労使ともに予見可能性を欠くとともに、年度によっては次の発効日までの期間が短くなることによるデメリットについても踏まえるべきであるという意見もあった。
- さらに、引上げ額と発効日の関係について、次の意見があった。
  - ・ 地方最低賃金審議会の審議では、金額と発効日を分けて議論するプロセスを踏むべきである。最低賃金法上も、地域別最低賃金額の決定原則（第9条第2項）と発効時期の規定（第14条第2項）が明確に分けられている。
  - ・ 中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）で「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」と示した趣旨は、発効日を交渉材料にして良いということではなく、引上げ額についてしっかり議論し、引上げを着実に実行できる発効日を地方最低賃金審議会の公労使委員間であわせて議論して決めてほしいという趣旨である。

- ・発効日の設定次第で、額では最下位を回避しつつ、企業側の準備期間を確保するなど、発効日がいわば「交渉材料」として扱われている。発効日が後ろ倒しされることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が生じる状況となることは共通の認識とすべきである。物価上昇局面で発効日が遅れると、実質的な引上げ効果は更に低くなる。

#### (4) 対応方針

○ 公労使委員それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの課題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識を示した。そこで、議論を踏まえて、発効日の在り方について、次の基本的考えを確認した。

- ・発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効<sup>4</sup>とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。
- ・発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とするべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。
- ・指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

#### 4 その他

その他、ランク区分の見直しや、EU指令についての考え方に関して、委員から以下のような意見が出された。

---

<sup>4</sup> 曜日の都合等により1日～数日程度ずらすようなケースは除く。

## (1) ランク区分の見直し

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
  - ・現在のランク区分は、額差の幅が大きいBランクと、ほとんど幅のないCランクという構造になっており、目安の示し方として、現在のABC区分が妥当なのか改めて検討の余地がある。次の見直しでは、現在のABC区分を前提とした入替えにとどまらず、ランク制度のフレームそのものの在り方について幅広く検討する必要がある。
  - ・ランク区分そのものが、地域間格差を生む一つの要因になっている側面がある。次の見直しでは、どのような指標や考え方に基づいてランクを区分するか、その手法自体についても検証する必要がある。

## (2) EU指令についての考え方

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
  - ・EU指令で示された賃金の中央値の60%や平均値の50%等の水準について議論する際は、均等待遇の見地から、所定内給与だけでなく特別給与も加味して見る必要がある。
  - ・物価や賃金が大きく変動する時代における合理性のある最低賃金の水準について、労働者の生計費や通常の事業の賃金支払能力の観点から、名目上の水準値がどれほど実質的な意味を持つのかについて、今後の議論の中で意識する必要がある。
  - ・日本と諸外国の賃金制度の違いや、OECDによる国際比較において各国のデータに含まれる賃金の範囲等を精査した上で議論を尽くす必要がある。

## 5 今後の取組について

- 中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、2及び3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望する。
- 4(1)及び(2)について、全員協議会で引き続き議論を行うことで合意した。

## 発効日を令和8年1月1日以降に指定した県の根拠

都道府県名	発効日指定の根拠
<b>秋田県</b> (令和8年3月31日) 【1,031円、 +16円(+8.4%)】 (参考) 影響率：29.3%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであることや、<u>最賃引上げの影響率は全国でも高い水準にあり(令和6年度全国3位)、令和7年度の引上げで更に影響率が高まる</u>ことが想定。</li> <li>・このような状況から、<u>企業の準備期間を十分に確保する必要性が他県と比較しても高く、制度上可能な最大限の準備期間を確保。</u></li> </ul>
<b>群馬県</b> (令和8年3月1日) 【1,063円、 +15円(+7.9%)】 (参考) 影響率：18.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで目安を大幅に超える改定を行っていなかったことを受け、<u>企業の準備期間を十分確保する必要性がある一方、企業における給料の締め日の状況や「1日」という県民への分かりやすさの観点</u>を踏まえて、<u>最大限の準備期間を確保。</u></li> </ul>
<b>福島県</b> (令和8年1月1日) 【1,033円 +15円(+8.2%)】 (参考) 影響率：21.9%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に例を見ない大幅な引上げであること、<u>官公需を含めた価格転嫁などの見直しが必要になること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u></li> </ul>
<b>徳島県</b> (令和8年1月1日) 【1,046円 +3円(+6.7%)】 (参考) 影響率：27.4%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間で150円という全国でも例のない大幅引上げとなるため、<u>十分な準備期間を確保する必要があること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u></li> </ul>
<b>熊本県</b> (令和8年1月1日) 【1,034円、 +18円(+8.6%)】 (参考) 影響率：21.6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月10日からの大雨で県内に大きな被害が生じたため、使側は復旧に時間を要するとして令和7年度は例年よりも指定日発効を強く要望した。労側は当初、最賃と今回の大雨被害は別の問題として早期発効を求めたものの、<u>被害状況を踏まえて令和7年度に限った特殊事情として最終的に同意し、答申時期も考慮して発効日を1月1日とすることで労使が合意。</u></li> </ul>
<b>大分県</b> (令和8年1月1日) 【1,035円、 +17円(+8.5%)】 (参考) 影響率：27.6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであること、<u>最賃引上げの影響も令和6年度時点で27.6%と高い水準であったが、令和7年度の引上げで更に高まること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u></li> </ul>

(注) 影響率は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査」によるもので、令和6年度の各地方最低賃金審議会で使用された調査結果から算出した数値(全国平均23.2%)。事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)が調査対象。

## 2 発効日について

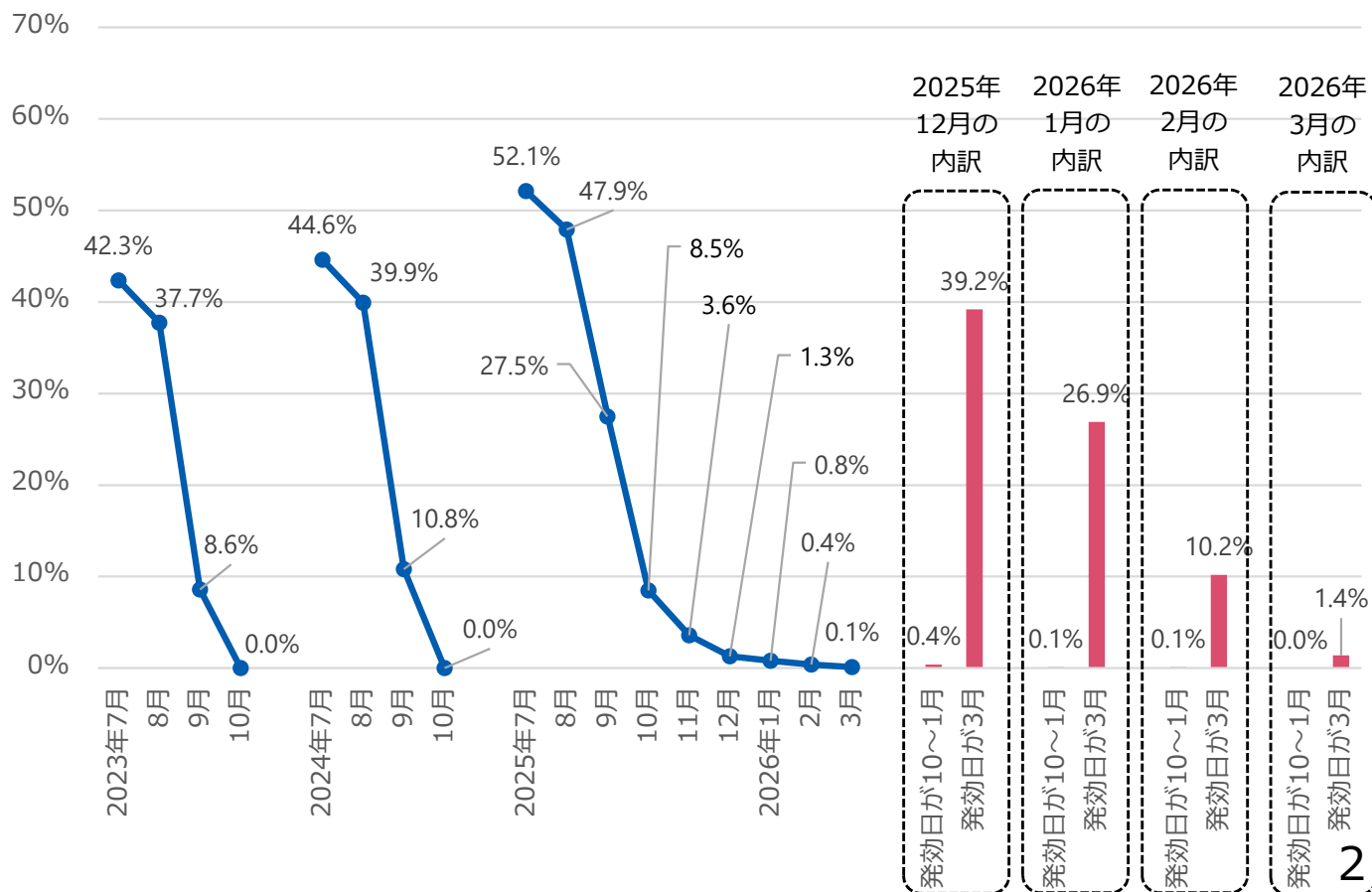
### 引上げ後の最低賃金を下回ることとなるパートタイム求人の割合 (2025年7月～26年3月、新規求人、一般パートタイム、全国平均)

### 参考資料 2

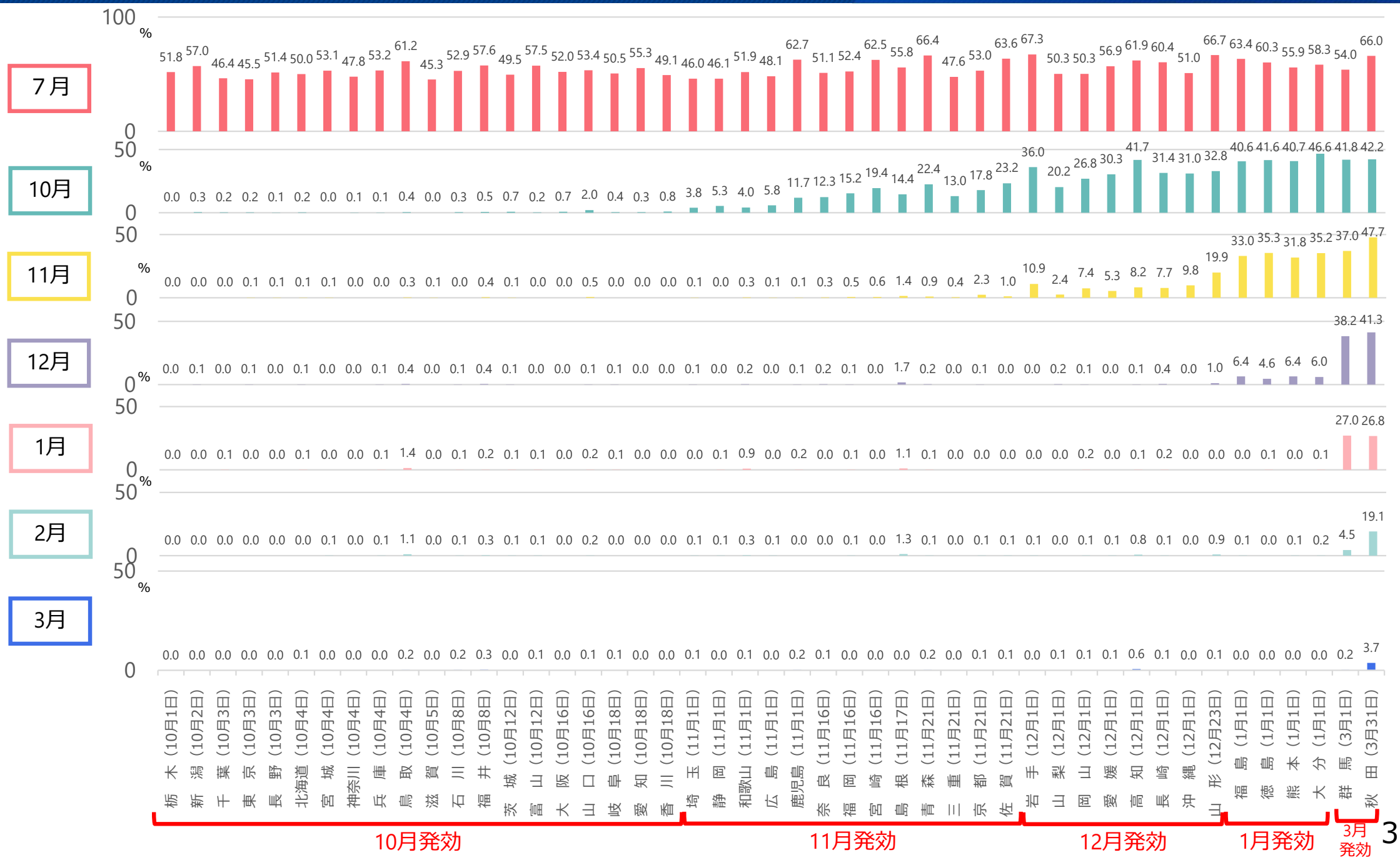
- ハローワークで受理したパートタイムの求人賃金を用いて、引上げ後の最低賃金を下回ることとなる求人の割合（以下、「未達求人割合」という。）を特別集計した。最低賃金との比較に用いる求人賃金は、各求人に記載された「支給額（基本給＋定額的に支払われる手当）」における「下限額」を用いた。
- 令和7年度の全国平均の未達求人割合は、2025年7月は52.1%、8月は47.9%、9月は27.5%、10月は8.5%、11月は3.6%、12月は1.3%、2026年1月は0.8%、2月は0.4%、3月は0.1%となっている。発効日が3月の2県の未達求人割合についてみると、2025年12月は39.2%（発効日が10～1月の45都道府県では0.4%）、2026年1月は26.9%（同0.1%）、2月は10.2%（同0.1%）、3月は1.4%（同0.0%）となっている。
- ※ 既に引上げ後の最低賃金が発効している都道府県であっても、月の後半に発効する場合や夜間の守衛など断続的労働に関する減額特例のケースも含まれることから、割合が0%になっていない場合もあることに留意。

	新規パート 求人数 (全体)	支給額(下限額) が引上げ後の最低 賃金を下回ること となる求人数
2023年7月	320,100	135,536
8月	332,922	125,572
9月	326,980	28,052
10月	361,178	351
2024年7月	322,866	144,038
8月	296,312	118,324
9月	311,026	33,628
10月	362,915	600
2025年7月	315,590	164,322
8月	277,463	132,797
9月	297,333	81,833
10月	333,179	28,240
11月	273,522	9,807
12月	295,966	3,842
うち発効日10月～1月	288,901	1,069
うち発効日3月	7,065	2,773
2026年1月	347,209	2,667
うち発効日10月～1月	338,240	253
うち発効日3月	8,969	2,414
2026年2月	308,324	1,084
うち発効日10月～1月	300,350	272
うち発効日3月	7,974	812
2026年3月	306,624	263
うち発効日10月～1月	298,527	146
うち発効日3月	8,097	117

未達求人割合(全国)の推移



## 2 発効日について 各都道府県の未達求人割合（％）の動向 （発効日順、求人への就業地別、2025年7月、10月～26年3月）



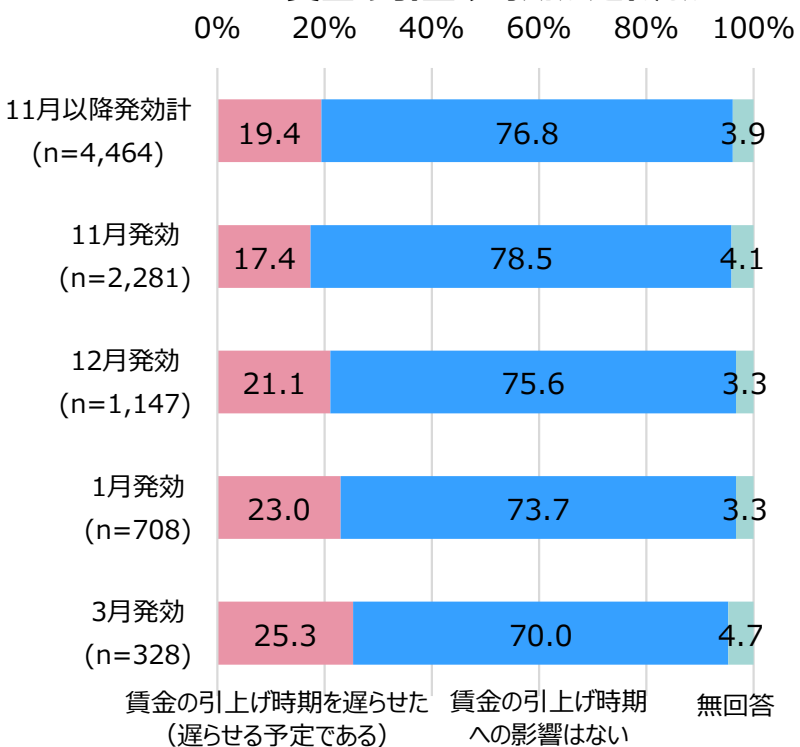
## 2 発効日について

### 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの中小企業への影響

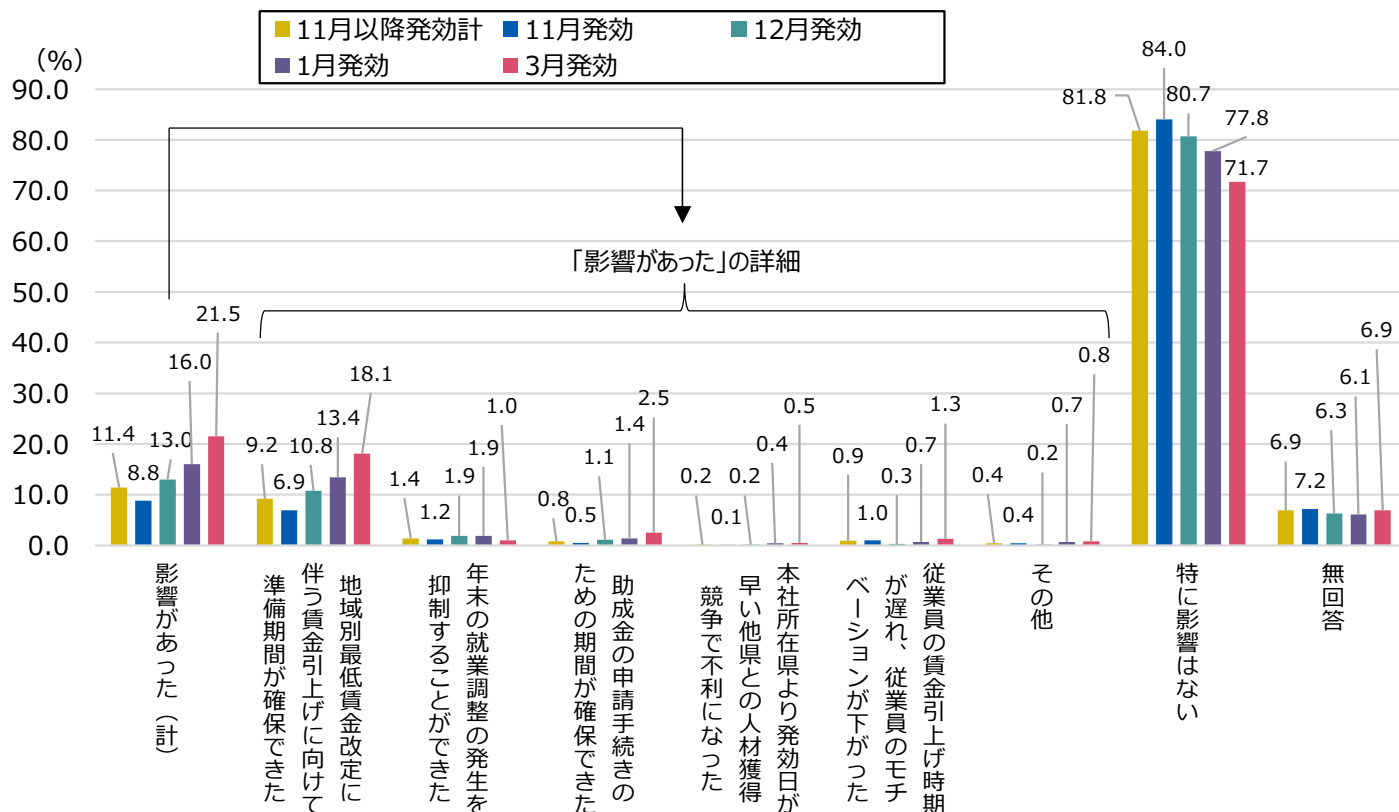
- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、発効日が遅いほどその割合は高い。何らかの影響があったと回答した企業の中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

発効日が遅くなったことに伴い

賃金の引上げ時期が遅れたか



発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）



(資料出所) JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2025年)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。

調査対象は従業員規模1人以上300人未満の企業。調査期間は2026年1月23日～2月20日(3月末までに到着した調査票を集計)。

(注) 集計対象企業(8,754社)のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島(以上、11月発効)、岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄(以上、12月発効)、福島、徳島、熊本、大分(以上、1月発効)、秋田、群馬(以上、3月発効)のいずれかである企業(4,464社)について集計。「発効日が遅くなったことによる影響(複数回答)」(右図)の「影響があった(計)」は、合計から「特に影響はない」と「無回答」を控除したもの。

なお、「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れたか」の「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

- 発効日が越年した6県（秋田、群馬、福島、徳島、熊本、大分）において、最低賃金引上げの影響率が高い6業種（※）の従業員数概ね300人未満の中小・零細事業者（又は各事業所の人事労務責任者）に対し、発効日が後ろ倒しされたことによる賃上げへの影響等についてヒアリングを行った（1県当たり30～40事業所）。

（※）①製造業、②運輸業・郵便業、③卸売業・小売業、④宿泊業・飲食サービス業、  
⑤生活関連サービス業・娯楽業、⑥サービス業（他に分類されないもの）

## 秋田県（発効日：令和8年3月31日）

### （ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模20～49人、50～99人の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

### （賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。
- 賃上げ時期を遅らせたメリットとして、準備期間のほか、「約半年分、賃上げ分の支払いがなかったことはありがたい（生活関連サービス業・娯楽業）」、「業績の低迷を抑えられた（同）」等の意見があった。また、「価格転嫁がすぐにできない業種なので、準備期間が長く取れてよかった（運輸業）」等の意見もあった。
- 一方で、「例年遅れると、県内でも体力のある企業とそうでない企業に差が生じ、体力のない企業はますます採用が厳しくなる（宿泊業）」など、メリットとともにデメリットを指摘する意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所は、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする答えが多かった。

### （発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きいため、（発効日が後ろ倒しになったことで）対策を取ることができた（生活関連サービス業）」とする意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（飲食業）」、「令和8年度の発効時期を考えると、3月末まで遅らせる必要はなかった（卸売業・小売業）」とする意見もあった。

## 群馬県（発効日：令和8年3月1日）

### （ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「1～4人」、「5～9人」の事業所を中心に、約50の事業所にヒアリングを行った。

### （賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。また、「遅らせた」とする事業所の中には、「群馬県の賃上げ補助金を利用するために例年より1か月だけ遅らせた（製造業）」（※）との意見もあった。当該事業所は、「県の補助のおかげで大幅な賃上げだという気持ちにならず対策を練れた」と回答。  
（※）当初、令和7年11月末までに賃上げを行った事業所が対象となっていた。
- 「例年どおり」とした事業所の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多く、ほかに、「群馬県の賃上げ補助金を利用するため（製造業）」、「早期の賃上げが社員のやる気につながる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

### （発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「人件費を削減できてありがたい（小売業等）」、「提供するサービスの単価を上げるなど賃上げ原資確保に向けた対応ができた（生活関連サービス業）」、「取引先によっては人件費上昇分の価格転嫁にすぐに対応してもらえないので、交渉期間があってよかった（製造業）」などの意見があった。一方で、「会社としては助かるが、従業員からは不満が出ると感じる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

## 福島県（発効日：令和8年1月1日）

### （ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

### （賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。遅らせたメリットとして、「人件費を抑制できた」とする意見が多くあったが、「10月発効の県にも事業所があるため、会社として2度の対応が必要になった（運輸業）」ことを課題として挙げる事業所もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（飲食業等）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（運輸業）」などの意見もあった。

### （発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きかったので、（発効日まで）余裕ができたのは利点だが、10月発効の県に所在する事業所は10月に賃上げを行ったため、2度の対応が煩雑だった（運輸業）」等の意見があった。

## 徳島県（発効日：令和8年1月1日）

### （ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

### （賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との意見が多くあった。遅らせたメリットとして、「事務的な準備期間のほか、人件費抑制の面でも助かった（飲食業）」、「パート労働者の就業調整を避けられた（製造業）」等の意見があった。また、「県内の下請けとの関係で、1月1日の発効日に合わせて価格転嫁に応じることで（まとめて）対応した（製造業）」との意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「香川が本社で四国4県に支社があるので、金額が一番高いところ、発効日は一番早いところに合わせて賃上げしている（運輸業）」との意見があった。

### （発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃金改定の手続きに要する時間が確保できた（製造業）」、「決定から発効まで3か月程度あった方が良いので、今回の1月はよかった（運輸業）」と評価する意見があった一方で、「四国4県に支店があるため、県ごとにばらばらにならない方が良い（卸売業、小売業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（サービス業）」との意見もあった。

## 熊本県（発効日：令和8年1月1日）

### （ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

### （賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。その他、「賃金規程の見直しのため（卸売業・小売業等）」や「発注先と契約料金アップの交渉を行ったため（サービス業（他に分類されないもの）」、「新年度の契約更新時に人件費等の価格転嫁を行うため、10月に賃上げすると半年分の人件費増加分を自社で先行負担する必要があるが、その先行負担分を減らすため（同）」などの回答があった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

### （発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（生活関連サービス業）」、「人件費支出を3か月分抑制できたため、収益にプラスとなった（小売業）」、「価格転嫁や契約見直しの準備期間を確保できた（サービス業（他に分類されないもの）」との意見があった一方で、「『最低賃金改定済み』と他県のニュースが先行して流れるので、従業員への説明が必要になった（生活関連サービス業）」などの意見もあった。
- 他県よりも後ろ倒しになったことについて、「佐賀県にも事業所があるので、発効時期を統一してほしい（運輸業）」、「（全国に店舗があるが）賃金計算は本社一括で対応するため、発効日がばらばらだと担当者の業務が煩雑になる。発効日又は月を統一してほしい（小売業）」との意見があった。

### （その他）

- 発効日の周知に関して、「今回、例年の10月から後ろ倒しとなった正式な理由もよくわからない。毎年変わるなら、企業側への説明も必要ではないか（製造業）」との意見があった。

## 大分県（発効日：令和8年1月1日）

### （ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

### （賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「最低賃金の発効時期に合わせた」との回答が多かったが、ほかに、「上げ幅が大きかったのでバランスを取るため全社的な賃上げを行ったことから準備期間が必要だった（製造業）」等の意見があった。
- 「遅らせた」利点として、「資金繰りなどの準備ができた（製造業）」、「（発効日の前日までが申請期限となっている）業務改善助成金を有効に活用できた（生活関連サービス業）」等の意見が出された。他方で、「（発効時期が異なる）他県にも支店があるため、従業員同士で不公平感が生まれる可能性がある（運輸業）」等の意見もあった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

### （発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

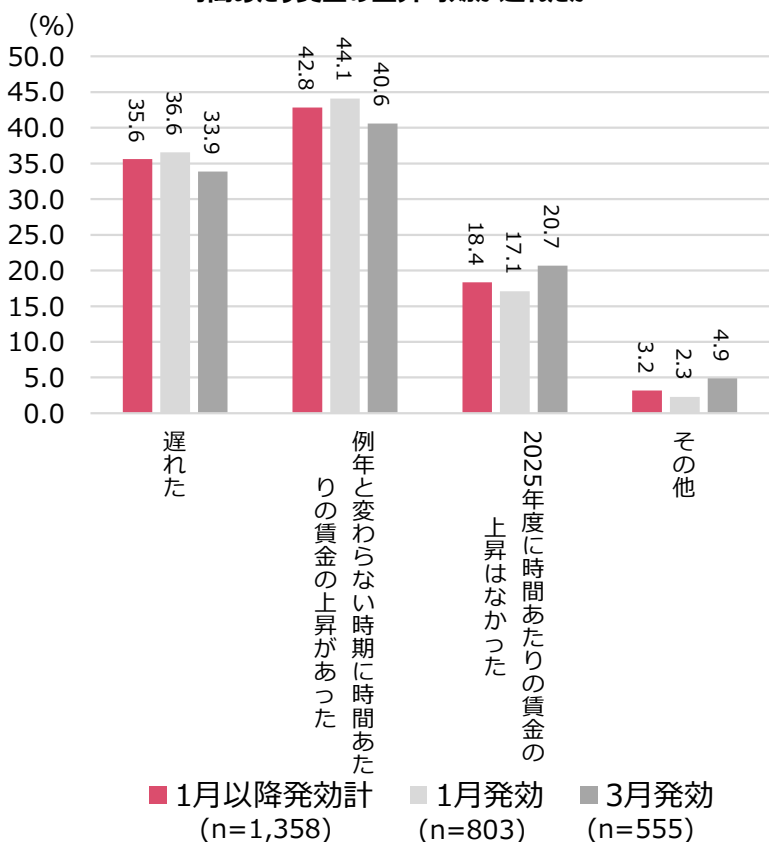
- 「利点があるので、もっと遅らせても良い（製造業）」、「上がり幅が大きいのので、中小・零細企業の資金繰りを考えると納得（製造業）」などの意見がある一方で、「他県に営業所があるので、できれば発効日は全国一律にしてほしい（運輸業）」、「（複数県で事業展開しているため、）都道府県によって発効日が異なると賃上げのタイミングが何度もあり、担当部署にとって負担（飲食業）」、「他県と発効日が異なる場合には余裕をもって周知してほしい」等の意見もあった。

## 2 発効日について

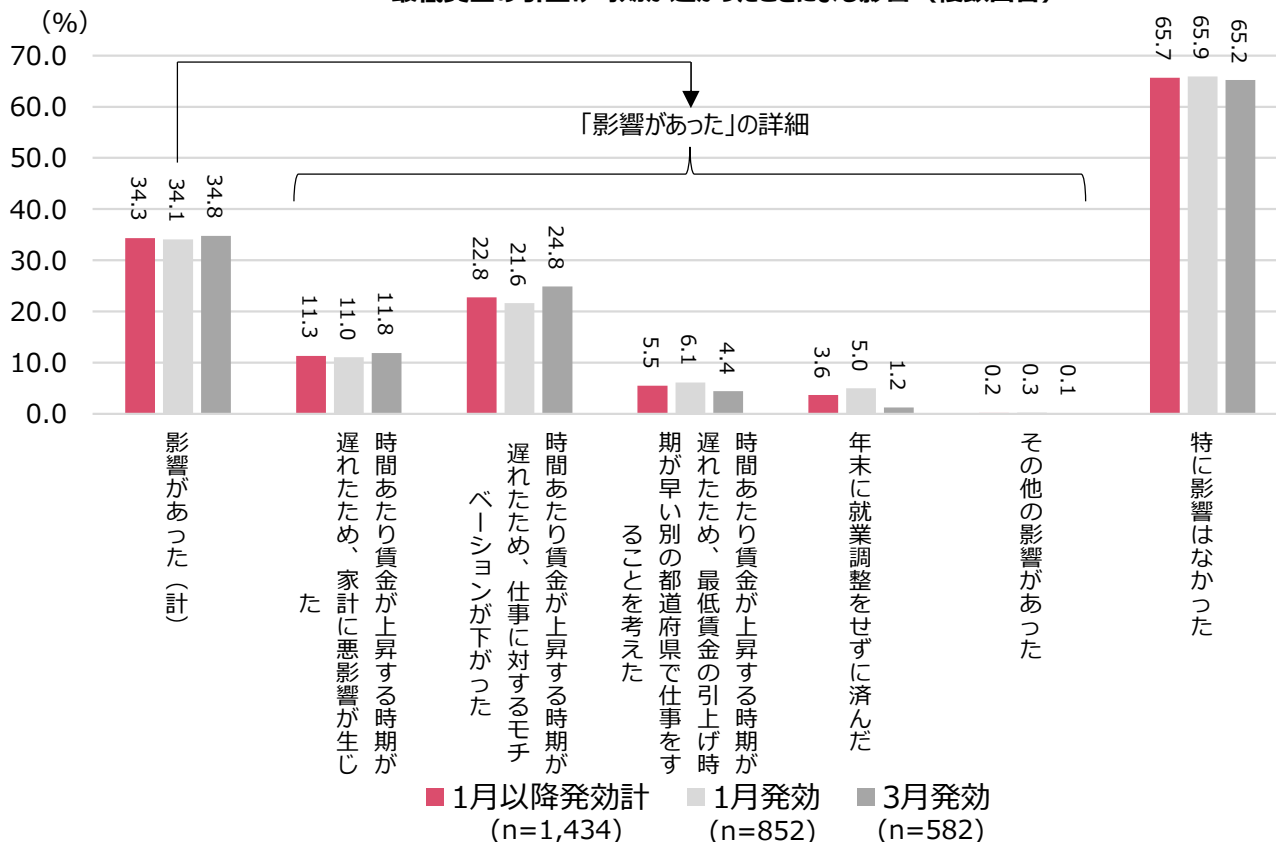
### 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの最賃近傍雇用者への影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期が遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金が上昇する時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。

時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか



最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）

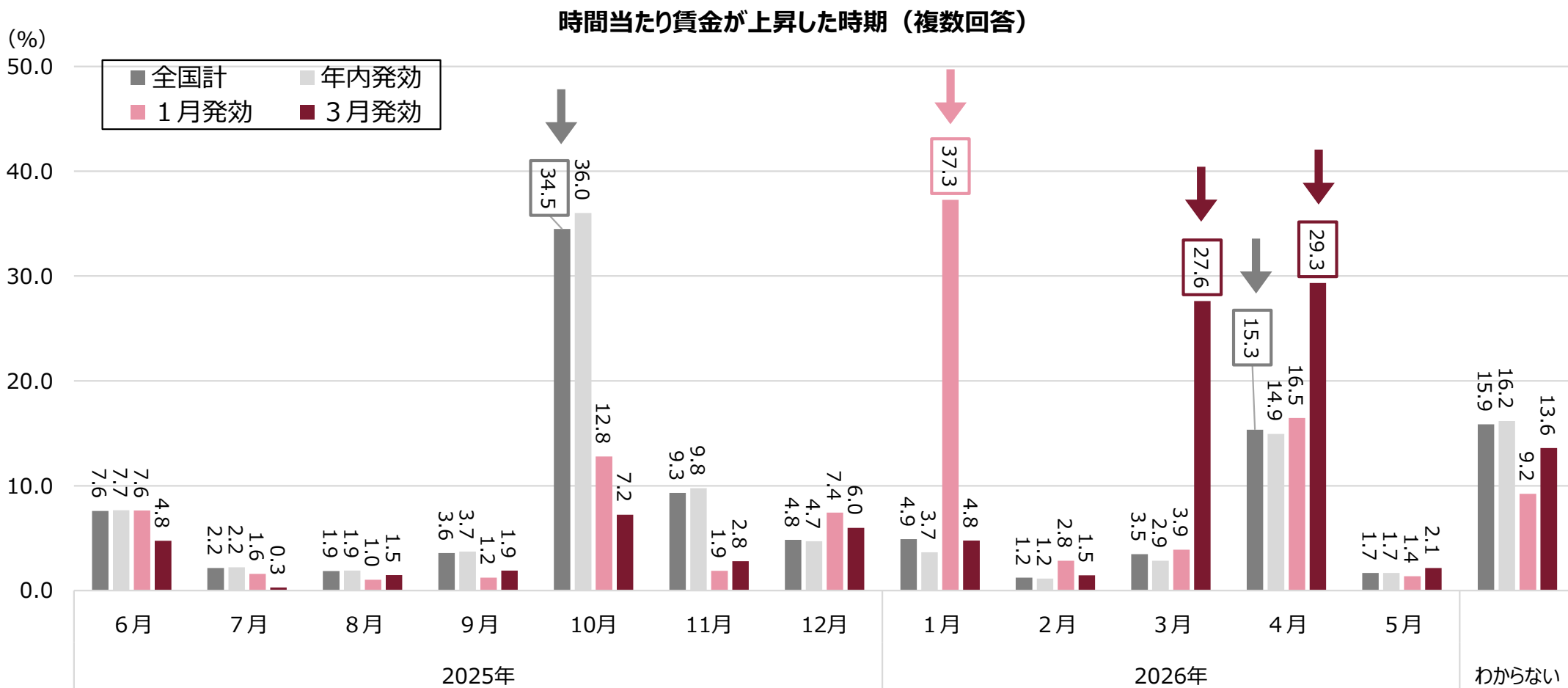


(資料出所) 株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年、厚生労働省委託事業)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。調査対象は時間あたり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者(最賃近傍雇用者)。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。

(注) 2025年度における最低賃金の引上げが例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県(2026年1月:福島、徳島、熊本、大分、2026年3月:秋田、群馬)に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。()内は集計に用いた復元前のサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者(1月以降発効計の1,434サンプル中76)を除いて集計した。「最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響(複数回答)」(右図)の「影響があった(計)」は、合計から「特に影響はなかった」を控除したものの。

## 2 発効日について 発効日別にみた最賃近傍雇用者の時間当たり賃金が上昇した時期

- 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が上昇した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」(34.5%)が最も多く、「2026年4月」(15.3%)が次いで多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」(37.3%)が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」(29.3%)が最も多く、「2026年3月」(27.6%)が次いで多くなっている。



(資料出所) 株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年、厚生労働省委託事業)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。調査対象は時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者(最賃近傍雇用者)。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。

(注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者(全4,033サンプル中76)を除いて集計した。有効回答者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者(全体の56.3%(復元処理後の集計値))について集計。「1月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県(集計に用いたサンプル数は復元前510)、「3月発効」は秋田、群馬の各県(同389)、「年内発効」はそれら以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。複数回答であるため、年に2回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。



安曇野市 有清 綾香さんの作品

＼ 要チェック  /

# 長野県の最低賃金

時間額 **1,061円**

令和7年 10月3日～

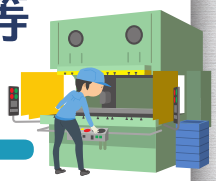
## 計量器等製造業 最低賃金



時間額 **1,095円**

令和8年1月1日発効

## はん用機械器具等 製造業 最低賃金



時間額 **1,105円**

令和7年12月28日発効

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。



最低賃金に関する  
特設サイト



最低賃金 特設サイト  検索

最低賃金に関する  
お問い合わせは  
長野労働局または  
最寄りの労働基準監督署へ



長野労働局  検索

賃金引上げ  
特設ページ

賃金引上げに向けた  
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ  検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善  
助成金 最大  
600万円を  
助成

# 長野県の最低賃金

★必ずチェック! 働く人と雇う人のためのルールです★

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	 <p>★長野県最低賃金は、 長野県内の事業場で働く 全ての労働者に適用され ます。</p>
長野県 最低賃金	円 1,061	令和7年 10月3日	

★以下の産業で働く労働者には、それぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。)

特定(産業別)最低賃金	時間額	効力発生日	適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	円 1,095	令和8年 1月1日	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	円 1,105	令和7年 12月28日	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業を除く。)、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
各種商品小売業	1,061円	※令和7年度の金額改正がないことから、令和7年10月3日から長野県最低賃金時間額1,061円が適用されます。		
印刷、製版業	1,061円			

※ それぞれの特定(産業別)最低賃金の適用除外業種、適用除外者及び適用除外業務に該当する場合は、長野県最低賃金が適用されます。(適用業種、適用除外業種に係る日本標準産業分類の区分は、長野労働局ホームページをご確認ください。)

※ 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。



※ 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

※ 技能実習制度における技能実習生は、特定(産業別)最低賃金の適用除外者の1つである「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。

※ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

※ 最低賃金を一定額以上に引き上げた中小企業・小規模事業者への支援制度として、「業務改善助成金」があります。詳しくは、長野労働局ホームページをご覧ください。

※ この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

長野労働局  最低賃金とは・・・  業務改善助成金 

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は  
長野労働局労働基準部賃金室(電話026-223-0555)へ

# 長野県の金融経済動向

(2026年6月4日)

## 【概況】

長野県経済は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。

最終需要の動向をみると、設備投資は一部に弱めの動きがみられるものの、堅調に推移している。また、個人消費は物価上昇の影響などがみられるものの、底堅く推移している。住宅投資は横ばい圏内の動きとなっている。公共投資は振れを伴いつつも横ばい圏内の動きとなっている。

この間、生産は持ち直している。雇用・所得は改善している。

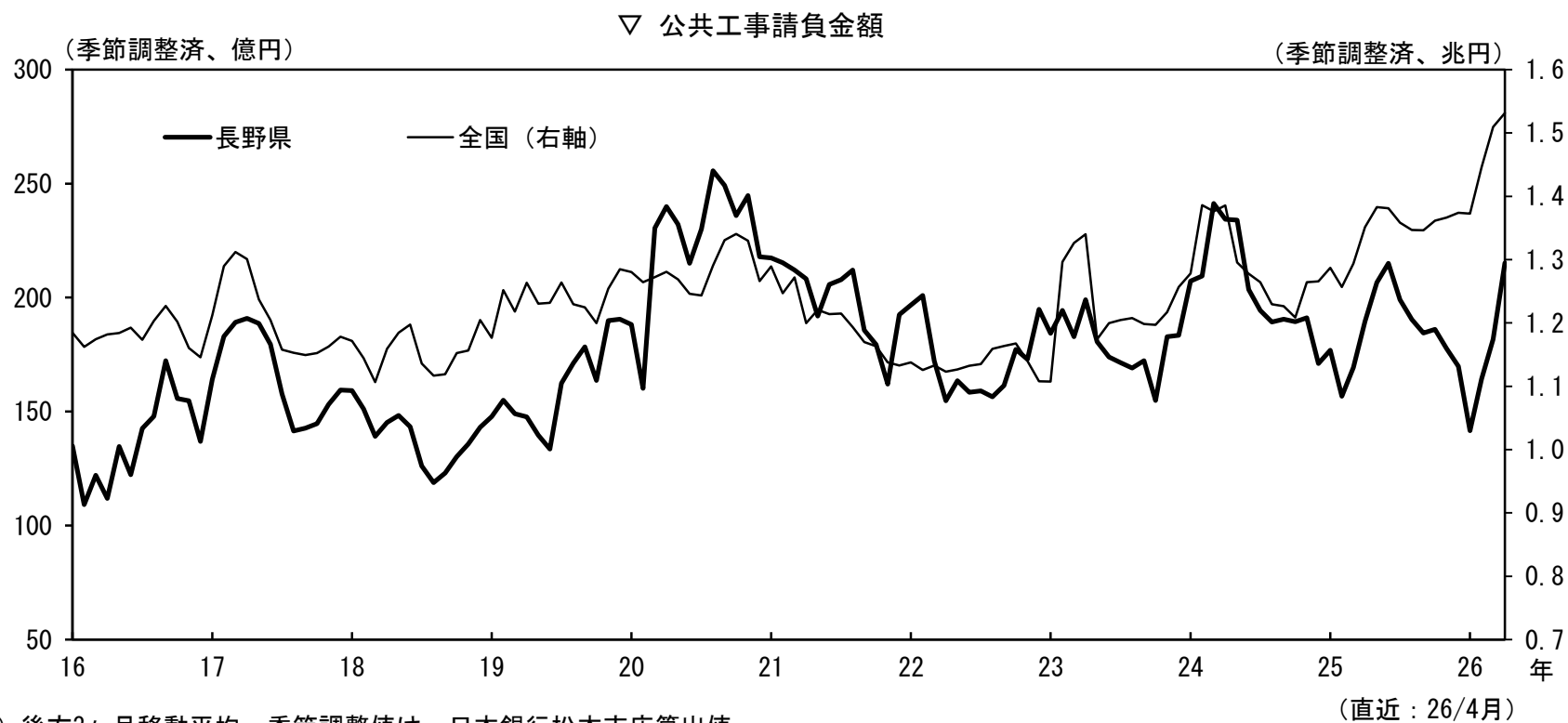
## 【前回からの変化】

26/5月	26/6月
<p>長野県経済は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・設備投資は一部に弱めの動きがみられるものの、堅調に推移している。</li><li>・個人消費は物価上昇の影響などがみられるものの、底堅く推移している。</li><li>・住宅投資は弱めの動きとなっている。</li><li>・公共投資は振れを伴いつつも横ばい圏内の動きとなっている。</li><li>・生産は横ばい圏内の動きとなっている。</li><li>・雇用・所得は改善している。</li></ul>	<p>長野県経済は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・設備投資は一部に弱めの動きがみられるものの、堅調に推移している。</li><li>・個人消費は物価上昇の影響などがみられるものの、底堅く推移している。</li><li>・<u>住宅投資は横ばい圏内の動きとなっている。</u></li><li>・公共投資は振れを伴いつつも横ばい圏内の動きとなっている。</li><li>・<u>生産は持ち直している。</u></li><li>・雇用・所得は改善している。</li></ul>

## 1. 実体経済

### 公共投資

公共投資は振れを伴いつつも横ばい圏内の動きとなっている。



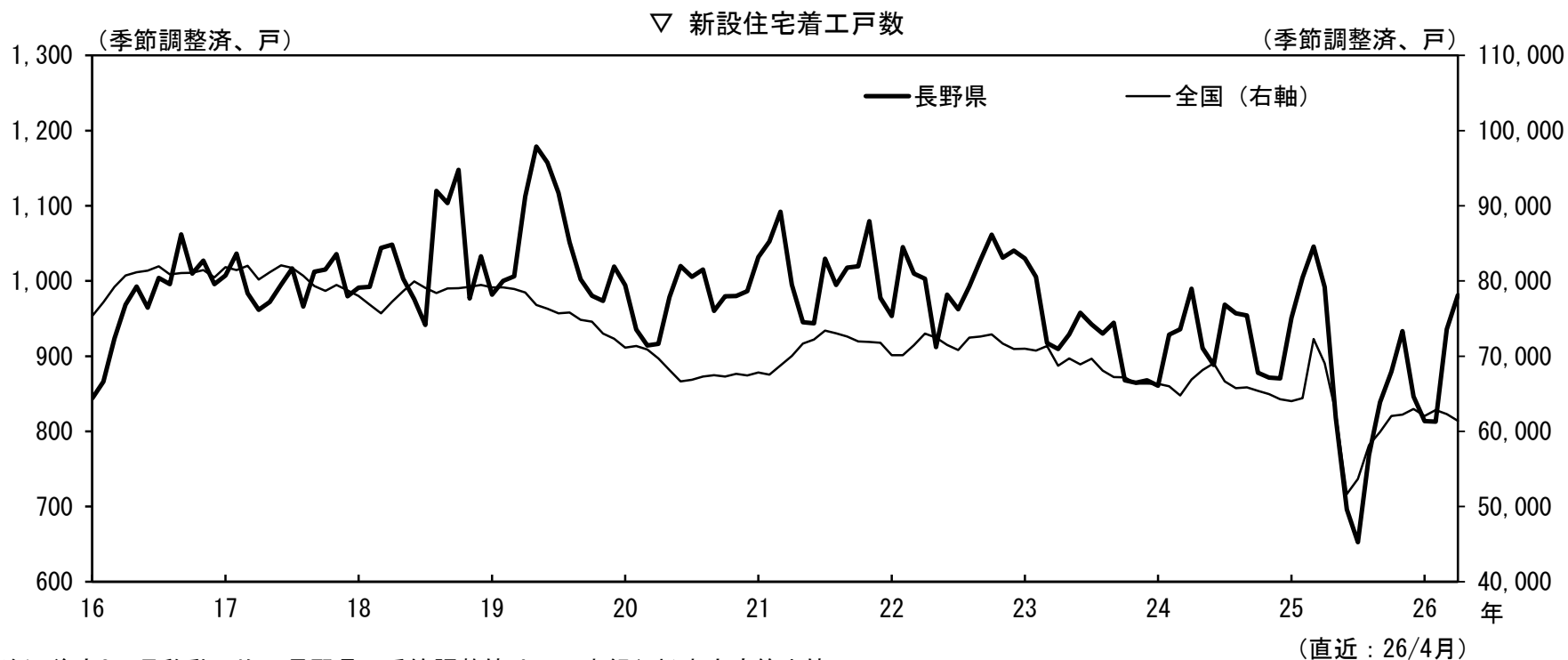
(注) 後方3ヶ月移動平均。季節調整値は、日本銀行松本支店算出値。

(出所) 東日本建設業保証「公共工事前払金保証統計」

## 1. 実体経済

### 住宅投資

住宅投資は横ばい圏内の動きとなっている。



(注) 後方3ヶ月移動平均。長野県の季節調整値は、日本銀行松本支店算出値。

(出所) 国土交通省、長野県「建築着工統計」

## 1. 実体経済

### 設備投資

設備投資は一部に弱めの動きがみられるものの、堅調に推移している。

設備投資は、26年度は前年度を上回る計画となっている。

輸出は、26年度は前年度を上回る計画となっている。

企業収益は、26年度は前年度を上回る計画となっている。

長野県

#### ▽ 設備投資額 (前年度比、%)

	25年度 見込	26年度 計画
製造業	3.8	12.9
非製造業	- 6.1	- 7.0
全産業	1.9	9.4

#### ▽ 輸出(売上高) (前年度比、%)

	25年度 見込	26年度 計画
製造業	- 3.8	1.9

#### ▽ 経常利益 (前年度比、%)

	25年度 見込	26年度 計画
製造業	- 24.6	5.0
非製造業	11.0	- 3.8
全産業	- 18.6	3.0

全国

#### ▽ 設備投資額 (前年度比、%)

	25年度 見込	26年度 計画
製造業	9.9	2.6
非製造業	6.8	0.6
全産業	7.9	1.3

#### ▽ 輸出(売上高) (前年度比、%)

	25年度 見込	26年度 計画
製造業 <大企業>	1.6	1.6

#### ▽ 経常利益 (前年度比、%)

	25年度 見込	26年度 計画
製造業	- 0.2	- 2.6
非製造業	3.4	- 2.2
全産業	1.9	- 2.4

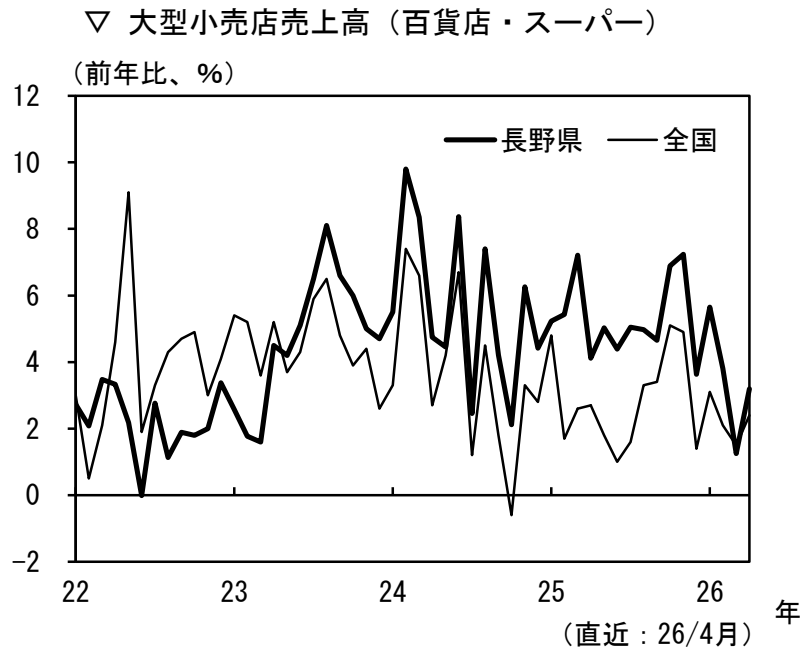
(出所) 日本銀行、日本銀行松本支店「企業短期経済観測調査(26/3月)」

# 1. 実体経済

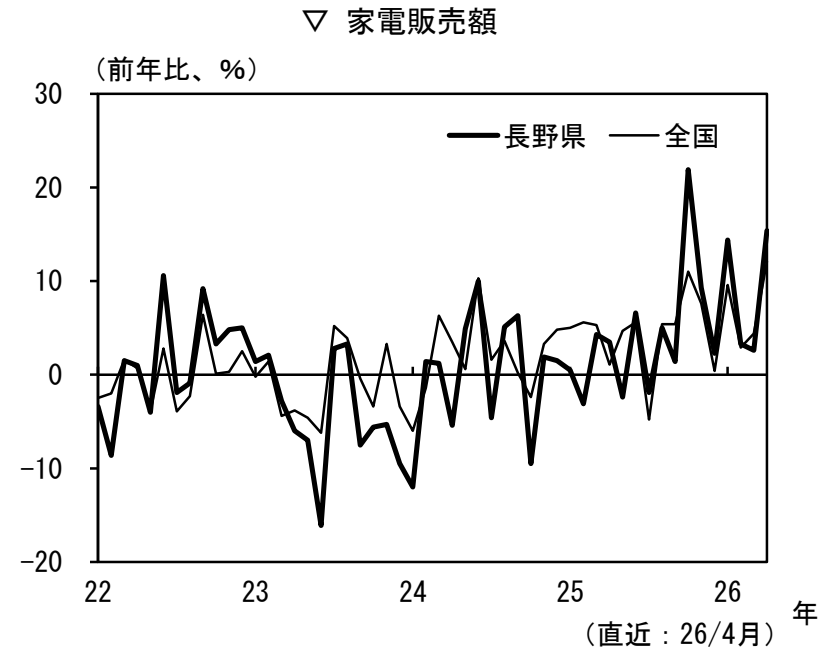
## 個人消費

個人消費は物価上昇の影響などがみられるものの、底堅く推移している。

県内大型小売店（百貨店、スーパー）売上高（当店調べ<店舗調整前>）は緩やかに増加している。家電販売額は増加している。新車登録台数は足もと弱めの動きとなっている。サービス消費は横ばい圏内の動きとなっている。



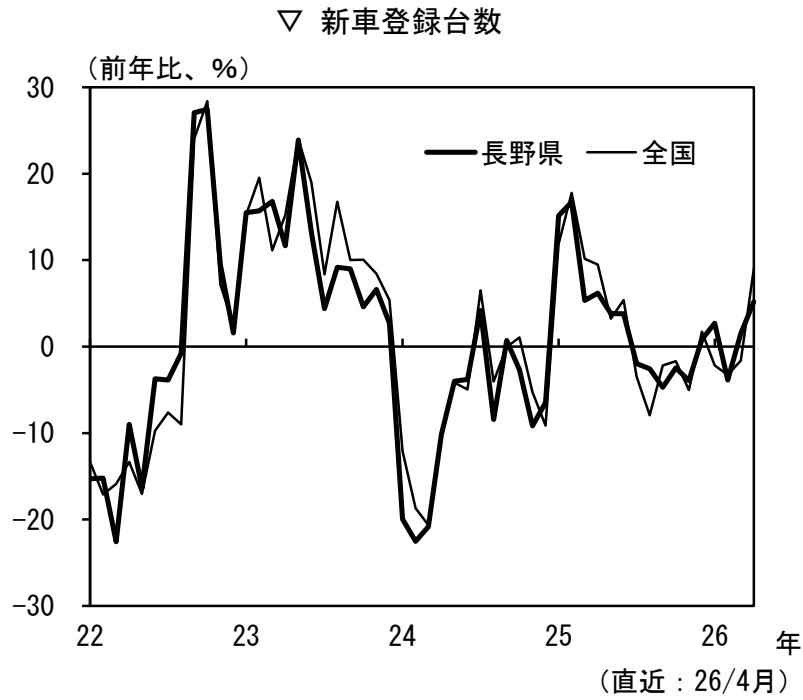
（出所）長野県：日本銀行松本支店  
全国：経済産業省「商業動態統計」



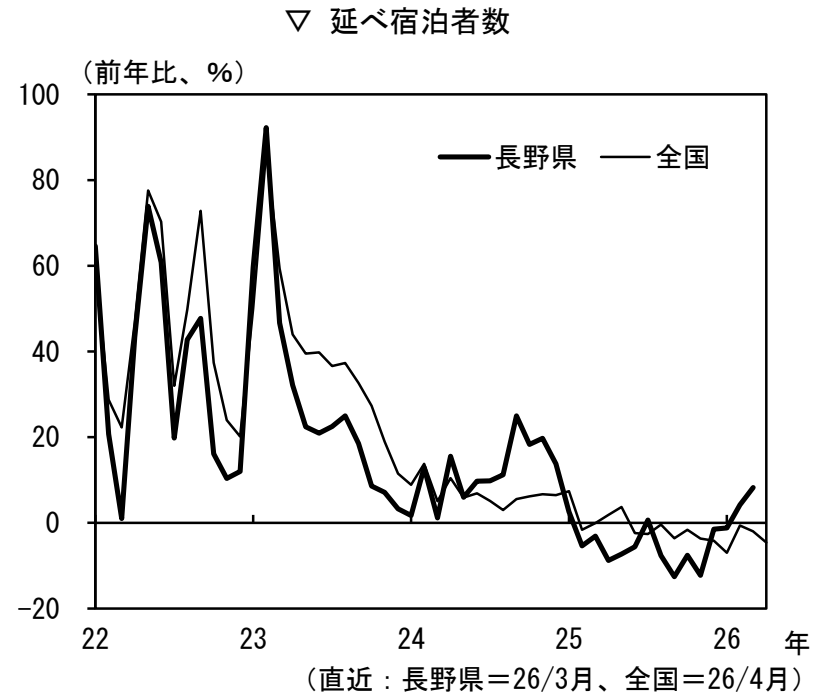
（出所）経済産業省「商業動態統計」

# 1. 実体経済

## 個人消費



(出所) 長野運輸支局「新車新規登録台数」



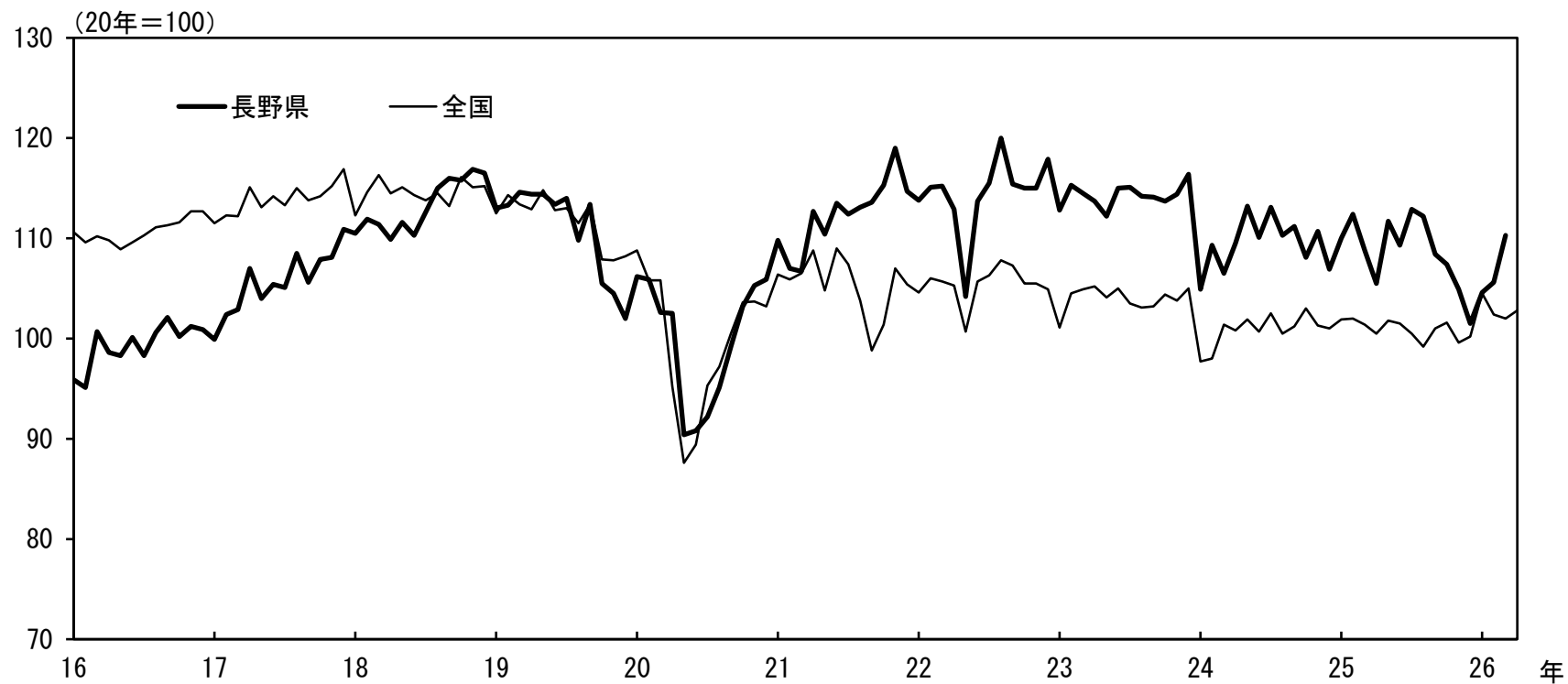
(出所) 観光庁「宿泊旅行統計調査」

# 1. 実体経済

## 生産

生産は持ち直している。

▽ 鉱工業生産指数（季節調整済）



(出所) 経済産業省、長野県「鉱工業指数」

(直近：長野県=26/3月、全国=26/4月)

## 1. 実体経済

### 生産

半導体関連・電子部品等は持ち直している。

自動車関連は一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。

機械・同関連部品等をみると、成形機は増勢が鈍化している。計器、工作機械は持ち直している。バルブは堅調に推移している。

飲料は横ばい圏内の動きとなっている。

#### 【前回からの変化】

26/5月	26/6月
<p>半導体関連・電子部品等は下げ止まっている。</p> <p>自動車関連は足もと弱めの動きとなっている。</p> <p>機械・同関連部品等をみると、成形機は緩やかに増加している。計器、工作機械は持ち直している。バルブは堅調に推移している。</p> <p>飲料は横ばい圏内の動きとなっている。</p>	<p><u>半導体関連・電子部品等は持ち直している。</u></p> <p><u>自動車関連は一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。</u></p> <p>機械・同関連部品等をみると、<u>成形機は増勢が鈍化している</u>。計器、工作機械は持ち直している。バルブは堅調に推移している。</p> <p>飲料は横ばい圏内の動きとなっている。</p>

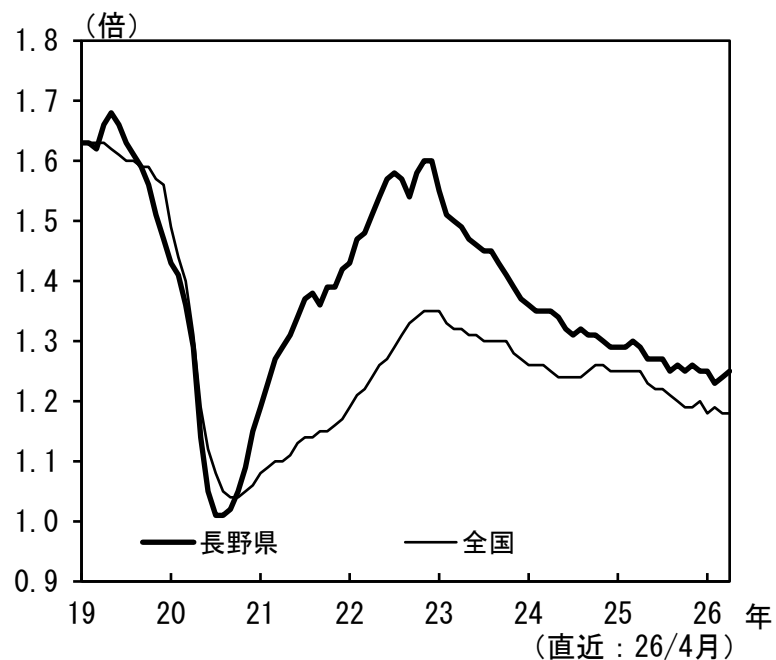
## 1. 実体経済

### 雇用・所得

雇用・所得は改善している。

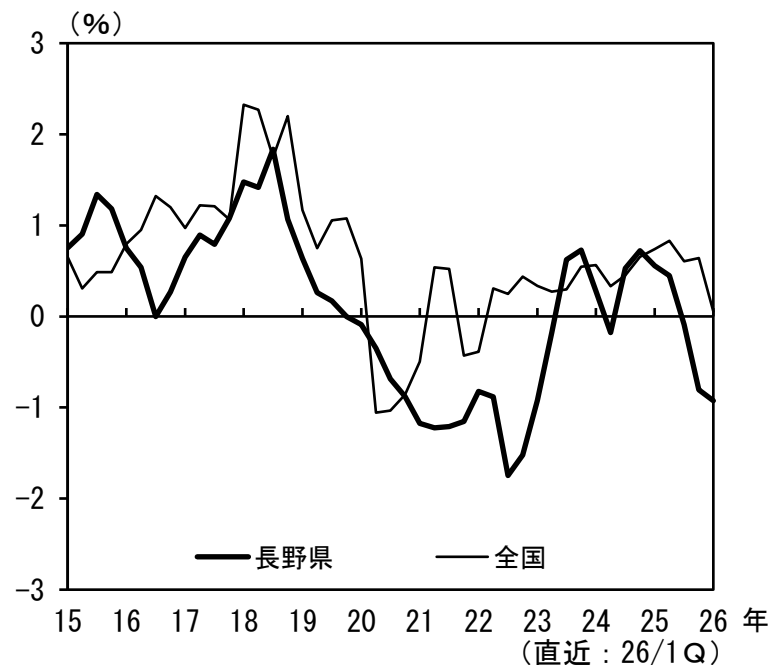
有効求人倍率は、足もと横ばい圏内の動きとなっている。就業者数は、足もと減少している。所定内給与および賞与は、増加している。

▽ 有効求人倍率（季節調整済）



(出所) 厚生労働省、長野労働局  
「職業安定業務統計」

▽ 就業者数（前年比）

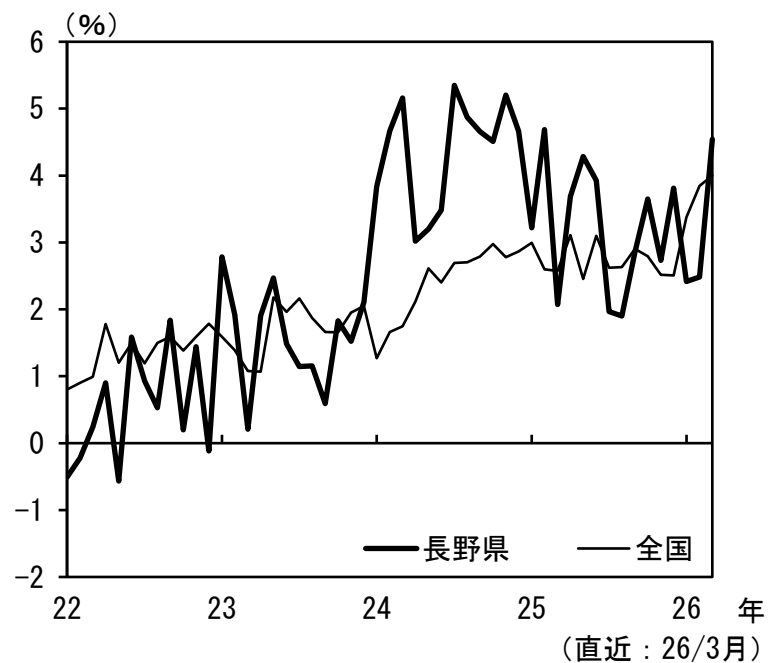


(注) 過去のデータを遡及改定。  
(出所) 総務省「労働力調査」

# 1. 実体経済

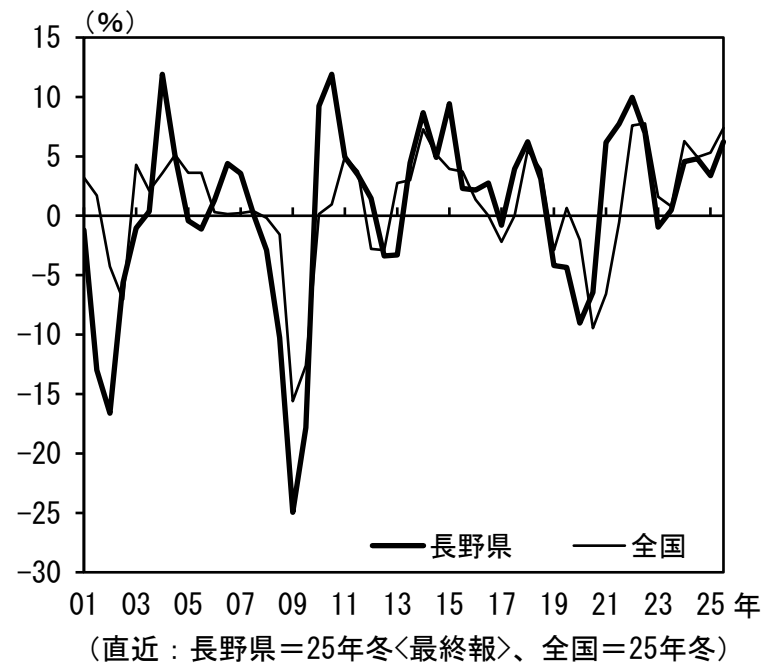
## 雇用・所得

▽ 所定内給与（前年比）



(注) 一般労働者の所定内給与。事業所規模30人以上のベース。  
 (出所) 厚生労働省、長野県「毎月勤労統計」

▽ 平均賞与妥結額（前年比）

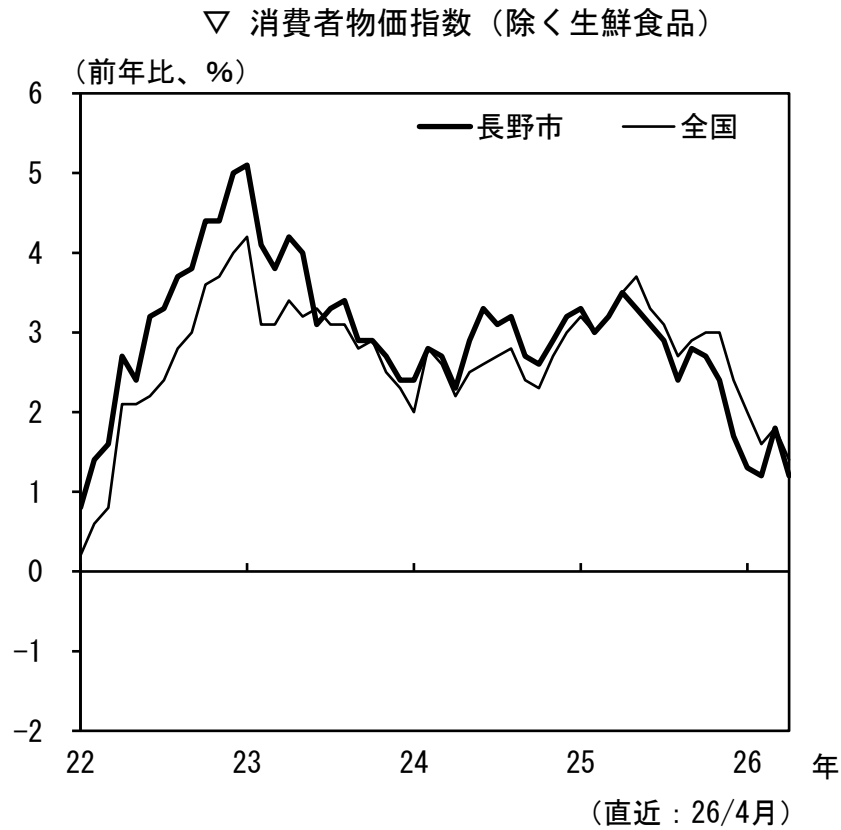


(出所) 長野県：長野県  
 「夏季・年末一時金要求・妥結状況調査」  
 全国：厚生労働省  
 「民間主要企業夏季・年末一時金妥結状況」

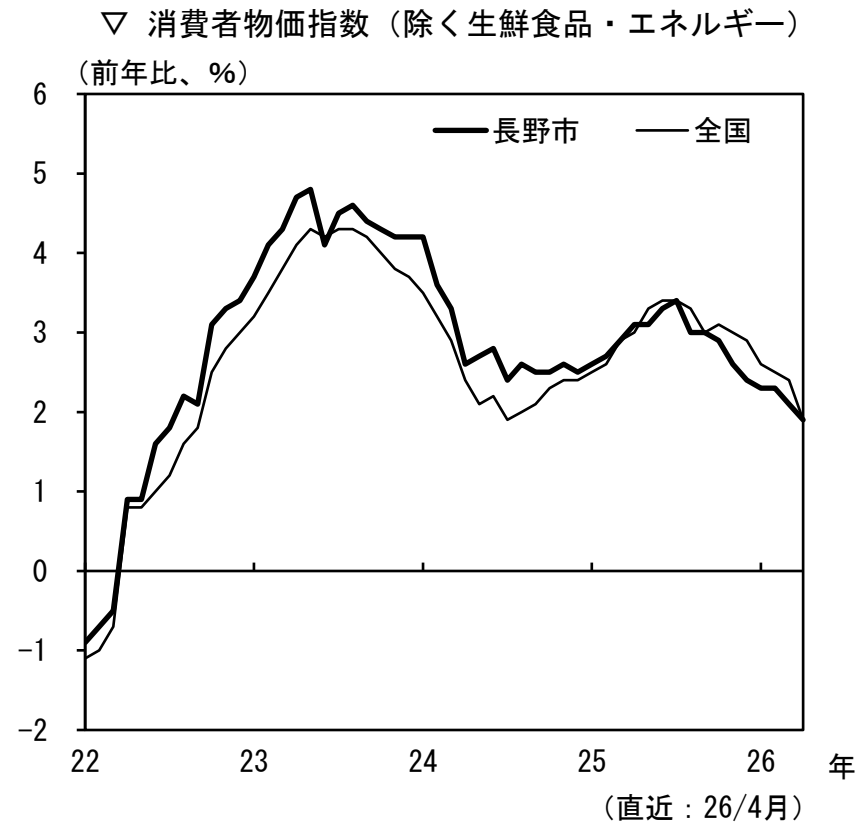
# 1. 実体経済

## 物価

消費者物価指数（除く生鮮食品）をみると、26/4月は前年を上回っている。



（出所）総務省、長野県



（出所）総務省、長野県

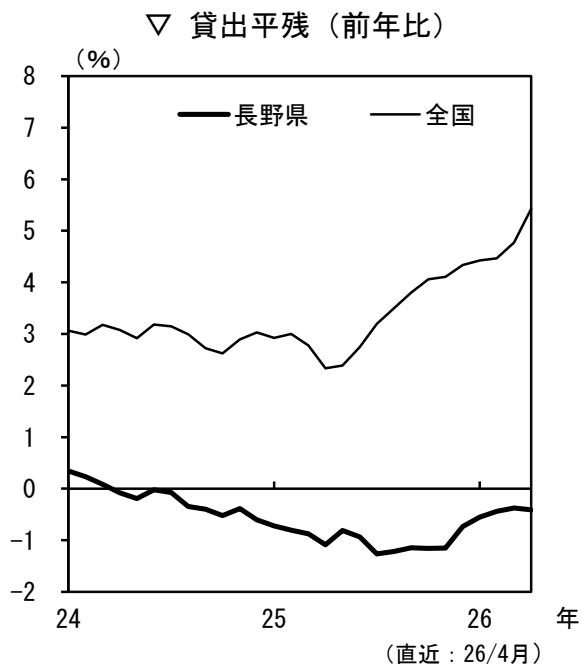
## 2. 金融

### 貸出金・預金

貸出残高は、前年比で0%台前半のマイナスとなっている。

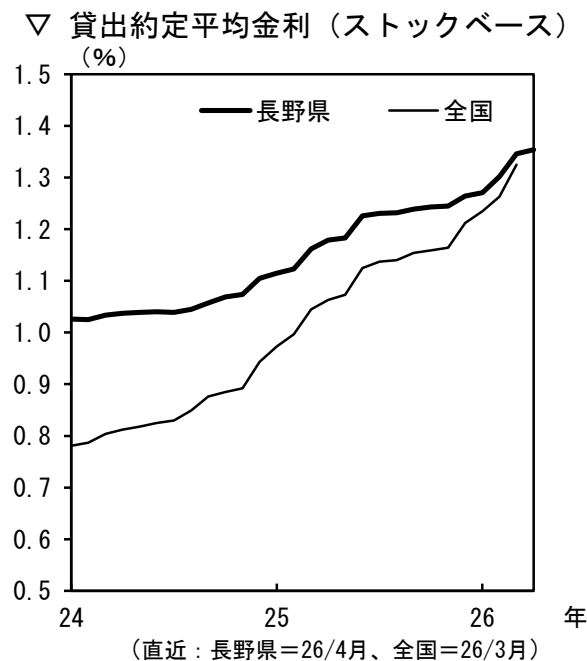
貸出約定平均金利は、緩やかに上昇している。

預金残高は、前年比で1%台のプラスとなっている。



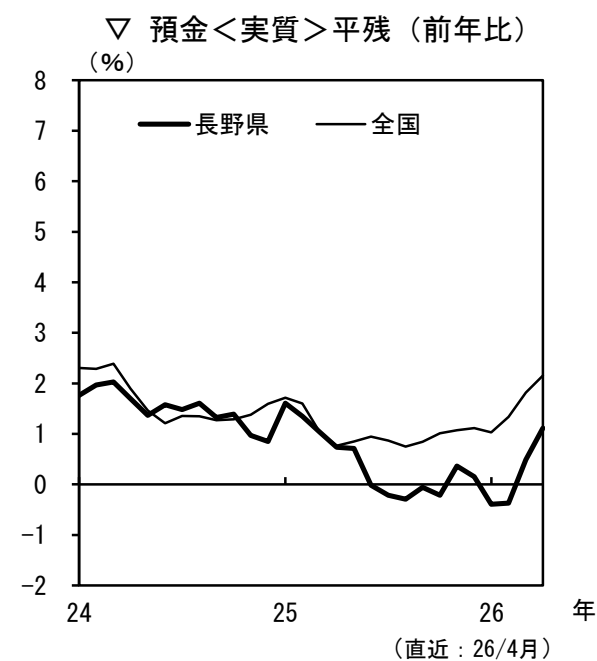
（注）・「長野県」は管内に本店を置く銀行および信金の県内店舗分。「全国」は都銀、地銀、地銀Ⅱ、信託3行（三菱UFJ信託、みずほ信託、三井住友信託）、あおぞら銀行、SBI新生銀行、信金の合計。  
・「全国」直近データは速報。

（出所）日本銀行



（注）・「長野県」は管内に本店を置く銀行および信金の県内店舗分。「全国」は銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行（整理回収機構およびゆうちょ銀行を除く）。

（出所）日本銀行



（注）・「長野県」は管内に本店を置く銀行および信金の県内店舗分（表面預金から切手手形を除いた額）。「全国」は都銀、地銀、地銀Ⅱ（表面預金から切手手形を除いた額+〇）。

・「全国」直近データは速報。  
（出所）日本銀行

## 企業短期経済観測調査（長野県）

2026年4月1日

調査期間：2月26日～3月31日

## ▽調査対象企業数 (社、%)

	全産業計	製造業	非製造業
調査対象	225	120	105
回答率	99.6	100.0	99.0

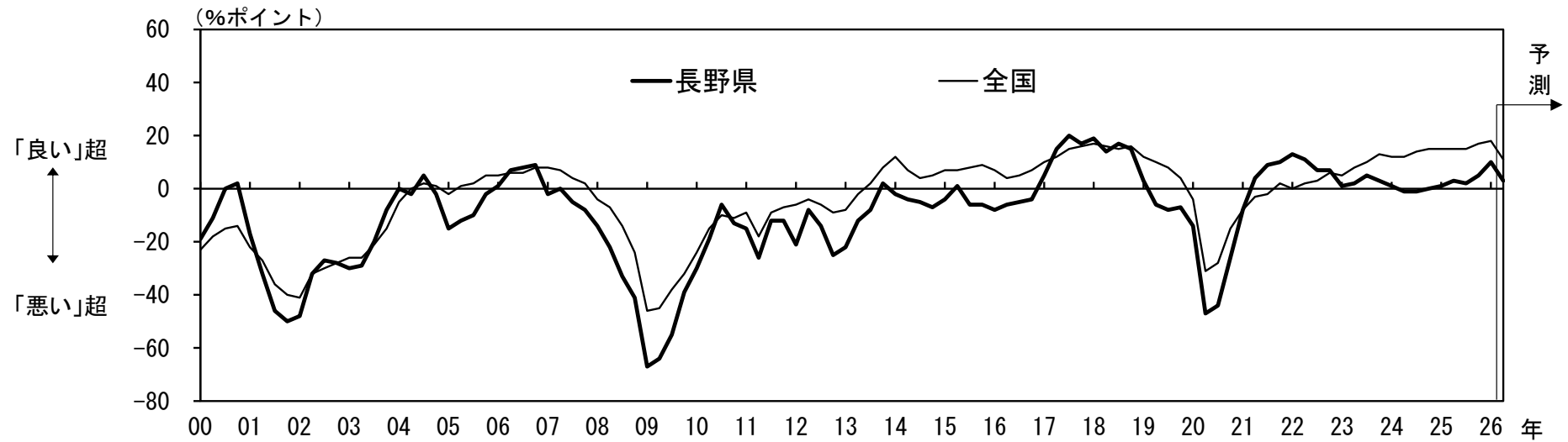
## ▽企業の想定為替レート＜製造業＞ (円/ドル)

	25年度	26年度
今回調査	145.57	146.37
前回調査	144.10	—

- (注1) 回答率＝業況判断の有効回答社数／調査対象企業数×100  
(注2) 調査対象企業から回答が得られなかった場合、欠測値補完を行った計数を使用。  
(注3) 今般、調査対象企業について見直しを行った。このため、2025年12月調査の結果については、2026年3月調査の結果と比較しうるよう、見直し後の調査対象先企業のデータを用いて再集計した「新ベース」での結果を併記した（各図表中で「新」と表示）。見直しについては、2026年4月1日付日本銀行松本支店「短観調査対象企業の見直しに伴う新旧ベースの比較について」を参照。

# 1. 業況判断D. I. (全産業)

企業の業況感は、改善している。



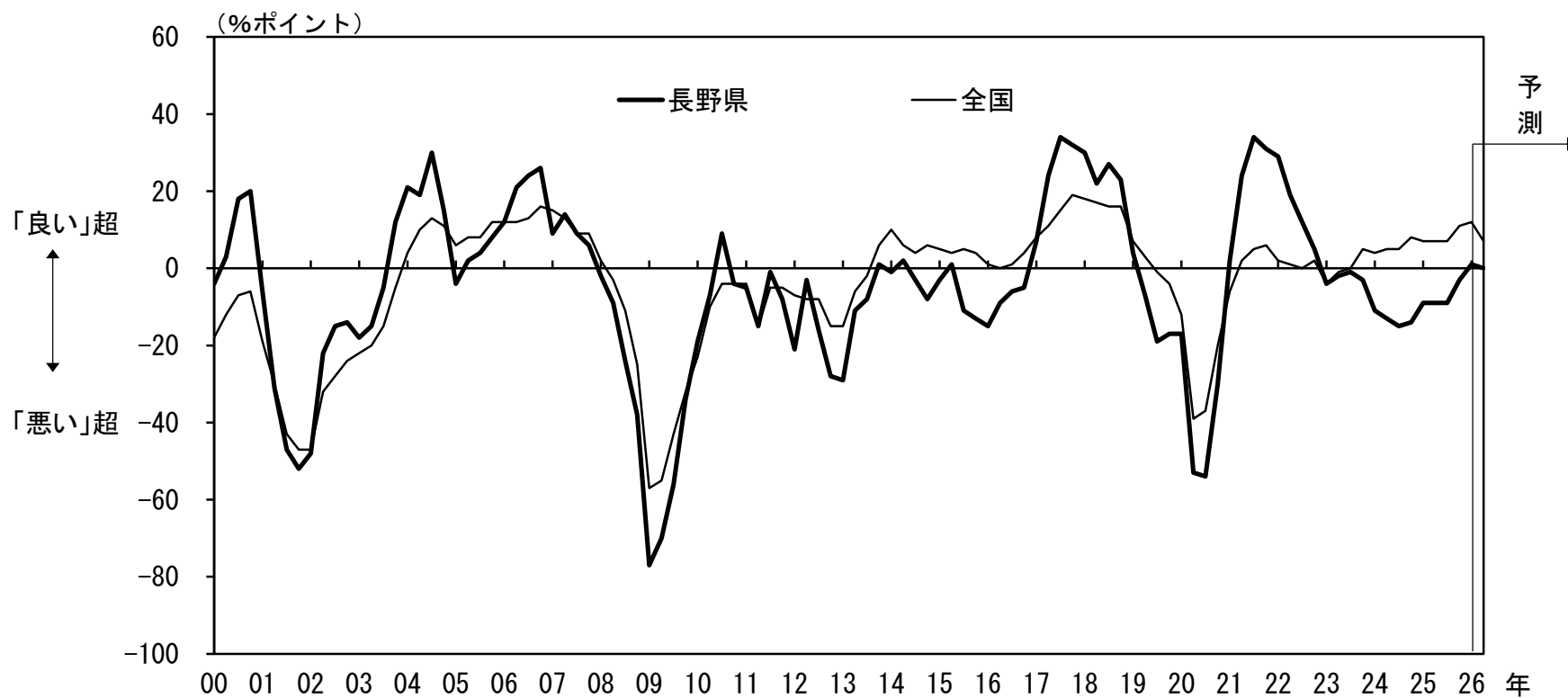
(回答社数構成比「良い」-「悪い」、%ポイント)

	25/3月	6月	9月	12月				26/3月			
				<旧>		<新>		最近	変化幅	先行き	変化幅
				最近	先行き	最近	先行き				
長野県	1	3	2	5	- 5	5	- 3	10	5	3	- 7
全国	15	15	15	17	11	18	13	18	0	11	- 7

(注) 26/3月調査の最近の変化幅は新ベースとの比較。

# 1. 業況判断D. I. (製造業)

製造業の業況感は、改善している。



# 1. 業況判断D. I. (製造業)

(回答社数構成比「良い」-「悪い」、%ポイント)

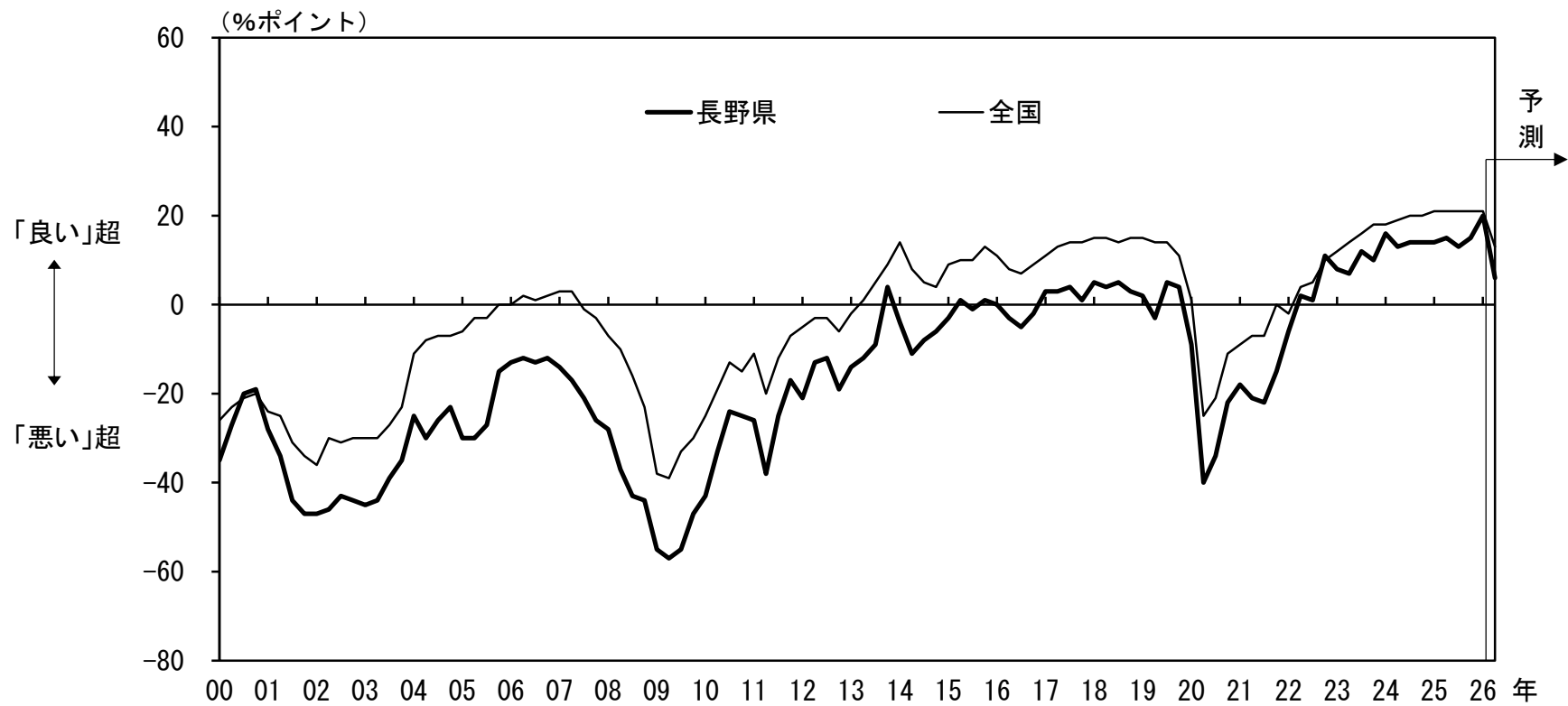
	有効回答社数	25/3月	6月	9月	12月				26/3月			
					<旧>		<新>		最近	変化幅	先行き	変化幅
					最近	先行き	最近	先行き				
					最近	先行き	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
製造業計	120	- 9	- 9	- 9	- 3	- 14	- 3	- 14	1	4	0	- 1
電気機械	22	0	5	- 13	- 9	- 9	- 9	- 9	- 5	4	0	5
はん用・生産用・業務用機械	37	- 8	- 12	- 6	3	- 6	5	- 6	6	1	8	2
生産用機械	16	- 22	- 31	- 16	0	- 8	6	- 6	0	- 6	12	12
業務用機械	15	0	7	0	7	- 7	20	0	20	0	7	- 13
輸送用機械	8	- 13	0	0	25	- 25	25	- 25	- 13	- 38	- 25	- 12
食料品	13	- 15	- 23	- 8	8	0	8	0	16	8	8	- 8
金属製品	5	0	0	25	50	0	40	0	60	20	40	- 20
非鉄金属	5	- 25	0	- 25	- 25	- 25	- 40	- 20	20	60	40	20
石油・石炭製品	6	0	0	- 17	- 33	- 50	- 33	- 50	- 33	0	- 50	- 17
全 国		7	7	7	11	8	11	8	12	1	7	- 5

(注1) 26/3月調査の最近の変化幅は新ベースとの比較。

(注2) 有効回答社数は2026年3月調査の値。

# 1. 業況判断D. I. (非製造業)

非製造業の業況感は、改善している。



# 1. 業況判断D. I. (非製造業)

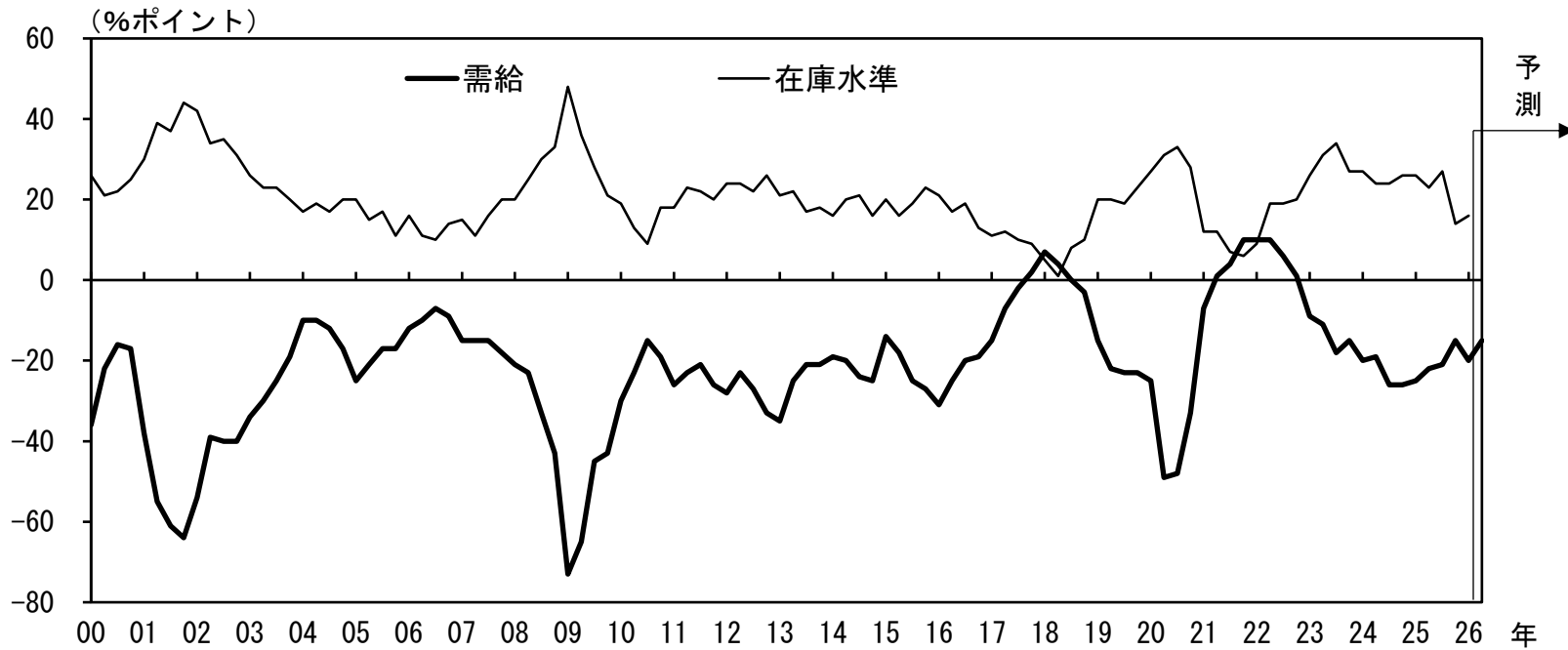
(回答社数構成比「良い」-「悪い」、%ポイント)

	有効回答社数	25/3月	6月	9月	12月				26/3月			
					<旧>		<新>		最近	変化幅	先行き	変化幅
					最近	先行き	最近	先行き				
非製造業計	104	14	15	13	15	6	16	9	20	4	6	-14
建設	25	15	23	19	19	15	19	15	36	17	16	-20
卸・小売	25	15	7	8	4	-8	4	-8	0	-4	-8	-8
卸売	13	31	15	8	8	-7	8	-7	16	8	8	-8
小売	12	0	0	8	0	-8	0	-8	-17	-17	-25	-8
運輸・郵便	8	33	33	12	12	0	12	0	37	25	12	-25
宿泊・飲食サービス	9	22	33	22	44	22	33	33	22	-11	22	0
情報通信	14	0	0	9	17	8	29	22	22	-7	0	-22
対事業所サービス	5	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	0	20	0	0
対個人サービス	6	0	0	0	0	0	16	16	16	0	0	-16
全 国		21	21	21	21	16	22	16	21	-1	13	-8

(注1) 26/3月調査の最近の変化幅は新ベースとの比較。

(注2) 有効回答社数は2026年3月調査の値。

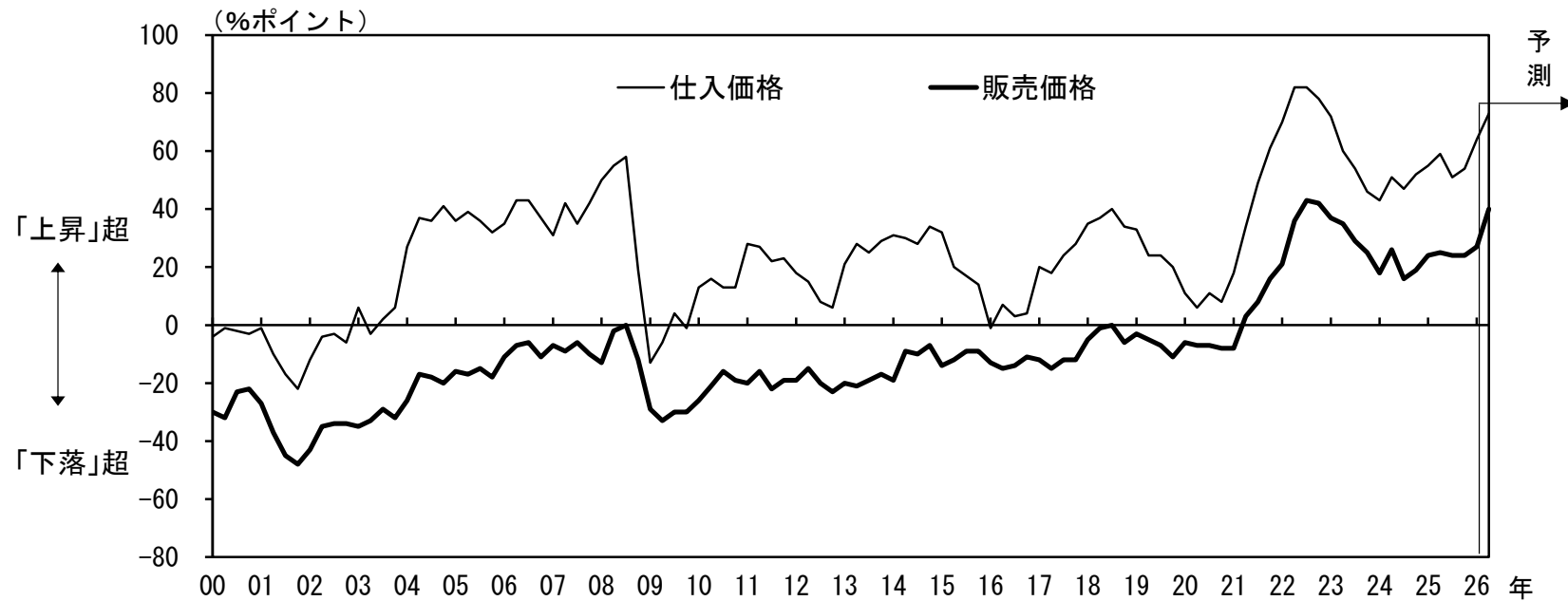
## 2. 製商品需給・在庫水準判断D. I. (製造業、長野県)



(回答社数構成比、%ポイント)

	25/3月	6月	9月	12月		26/3月			
				最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
国内での製商品需給判断D. I. (「需要超過」 - 「供給超過」)	- 25	- 22	- 21	- 15	- 18	- 20	- 5	- 15	5
製商品在庫水準判断D. I. (「過大」 - 「不足」)	26	23	27	14	—	16	2	—	—

### 3. 仕入・販売価格判断D. I. (製造業、長野県)



(回答社数構成比、%ポイント)

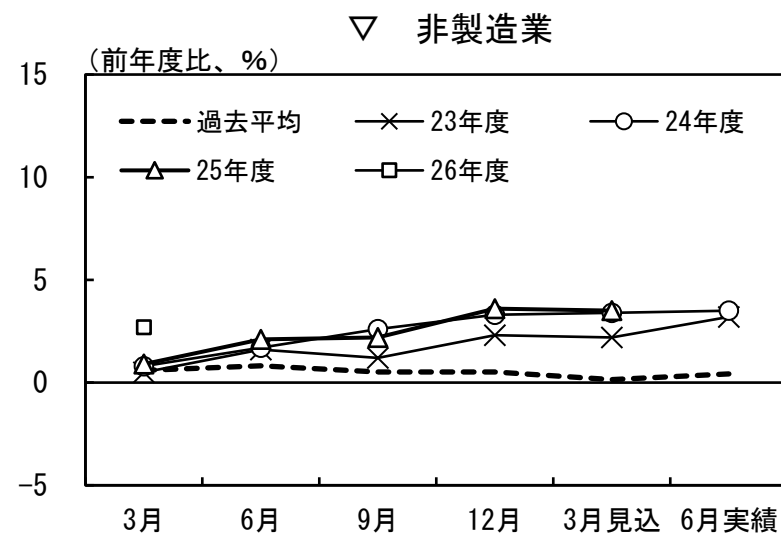
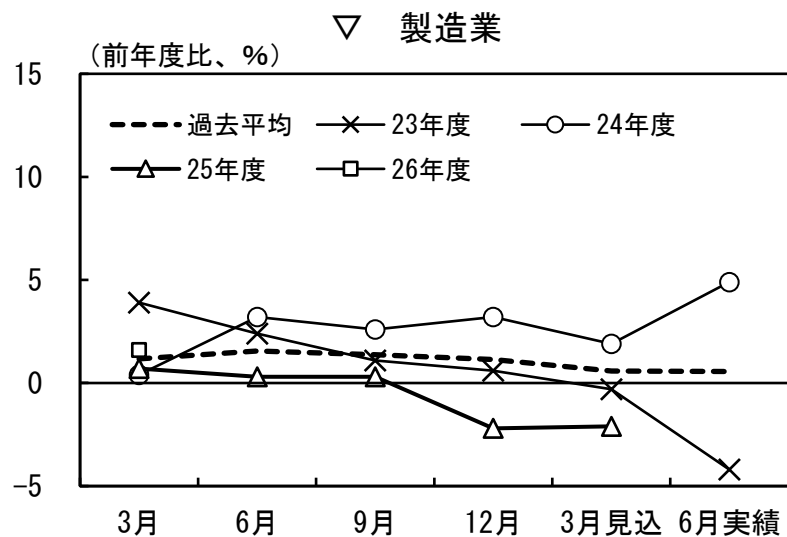
	25/3月	6月	9月	12月		26/3月			
				最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
仕入価格判断D. I. (「上昇」 - 「下落」)	55	59	51	54	60	64	10	73	9
販売価格判断D. I. (「上昇」 - 「下落」)	24	25	24	24	32	27	3	40	13

# 4. 売上高

(前年度比、%)

	24年度	25年度 (実績見込み)	26年度 (計画)
製造業	4.9	- 2.1 < 0.2 >	1.6 —
内需	1.2	- 0.3 < 0.3 >	1.2 —
輸出	8.3	- 3.8 < 0.1 >	1.9 —
非製造業	3.5	3.5 < 0.1 >	2.7 —
全産業	4.5	- 0.5 < 0.2 >	1.9 —
全国	3.8	2.3 < 0.7 >	1.3 —

(注) < >内は前回調査 (25/12月) 比修正率。

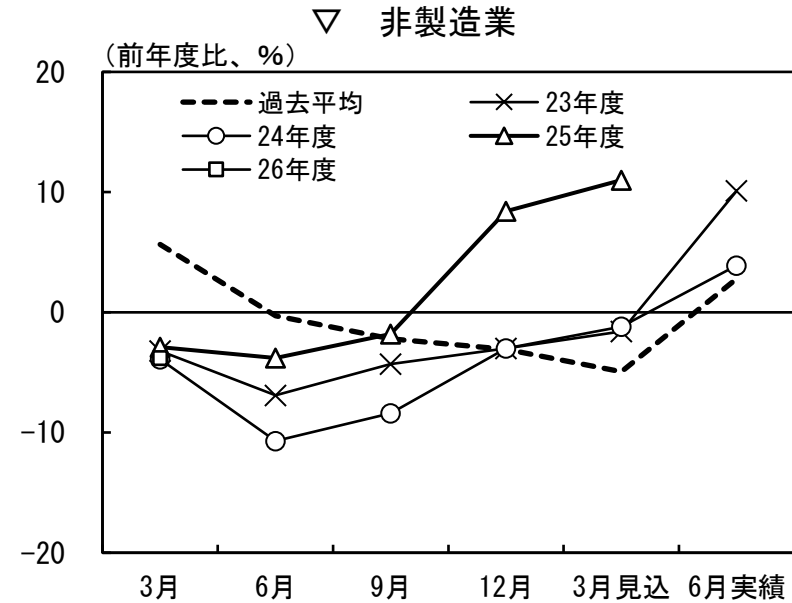
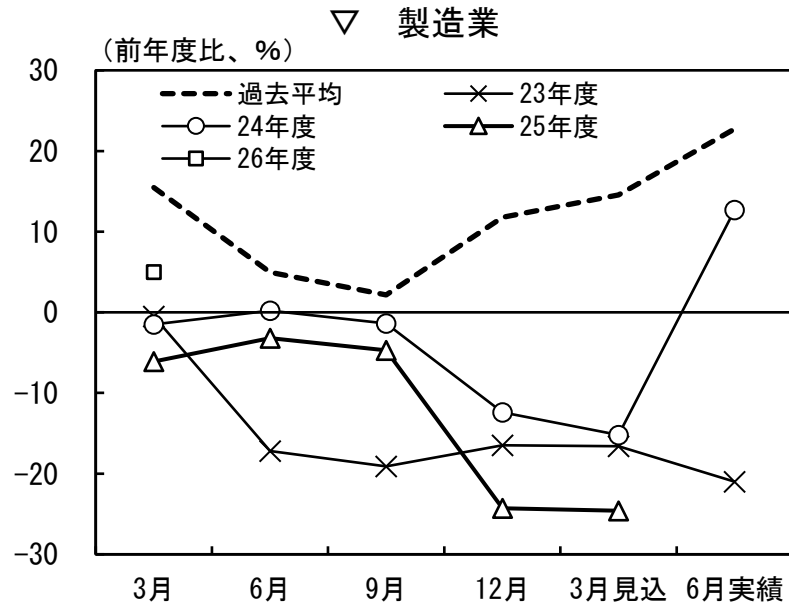


## 5. 経常利益

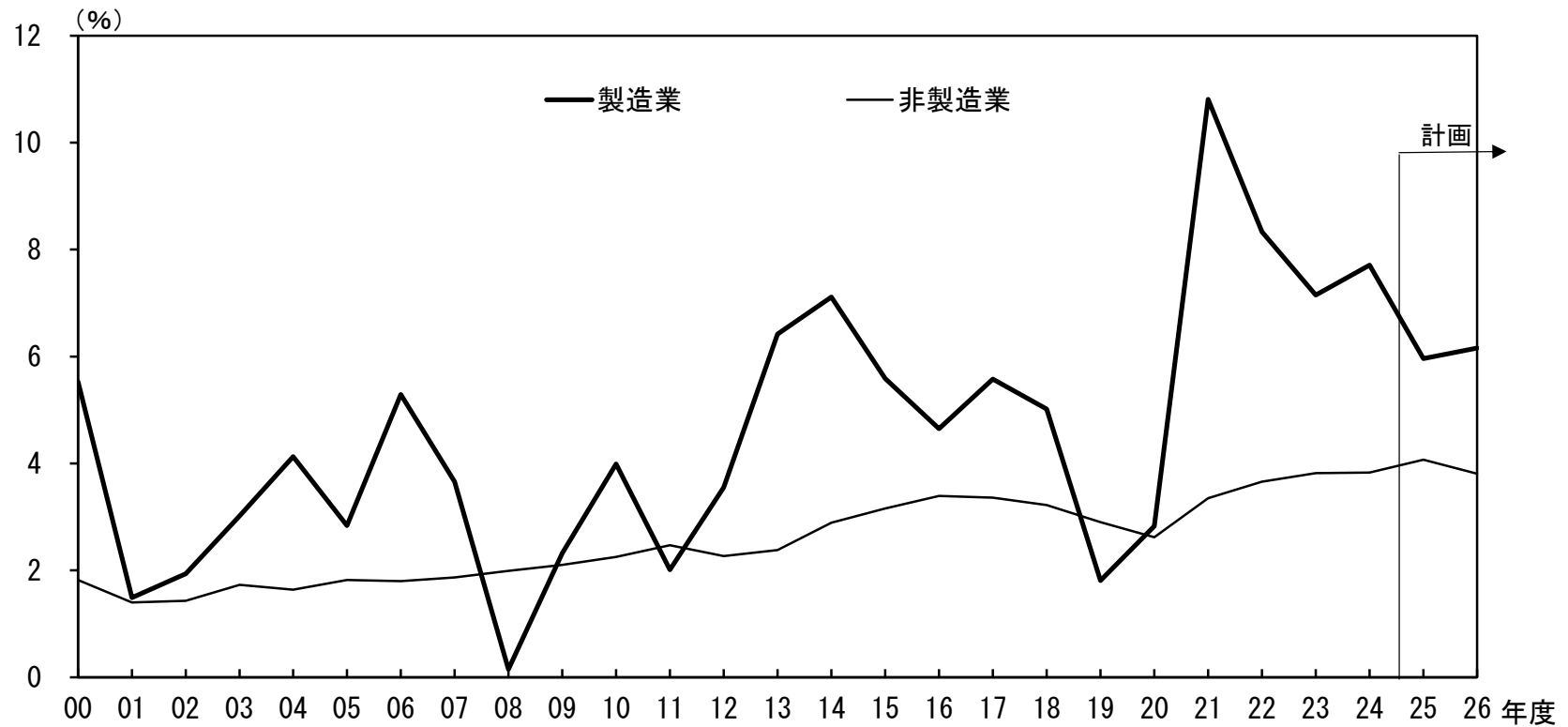
(前年度比、%)

	24年度	25年度 (実績見込み)	26年度 (計画)
製造業	12.7	-24.6 < -0.4 >	5.0 —
非製造業	3.9	11.0 < 1.1 >	-3.8 —
全産業	11.1	-18.6 < 0.0 >	3.0 —
全国	5.6	1.9 < 4.9 >	-2.4 —

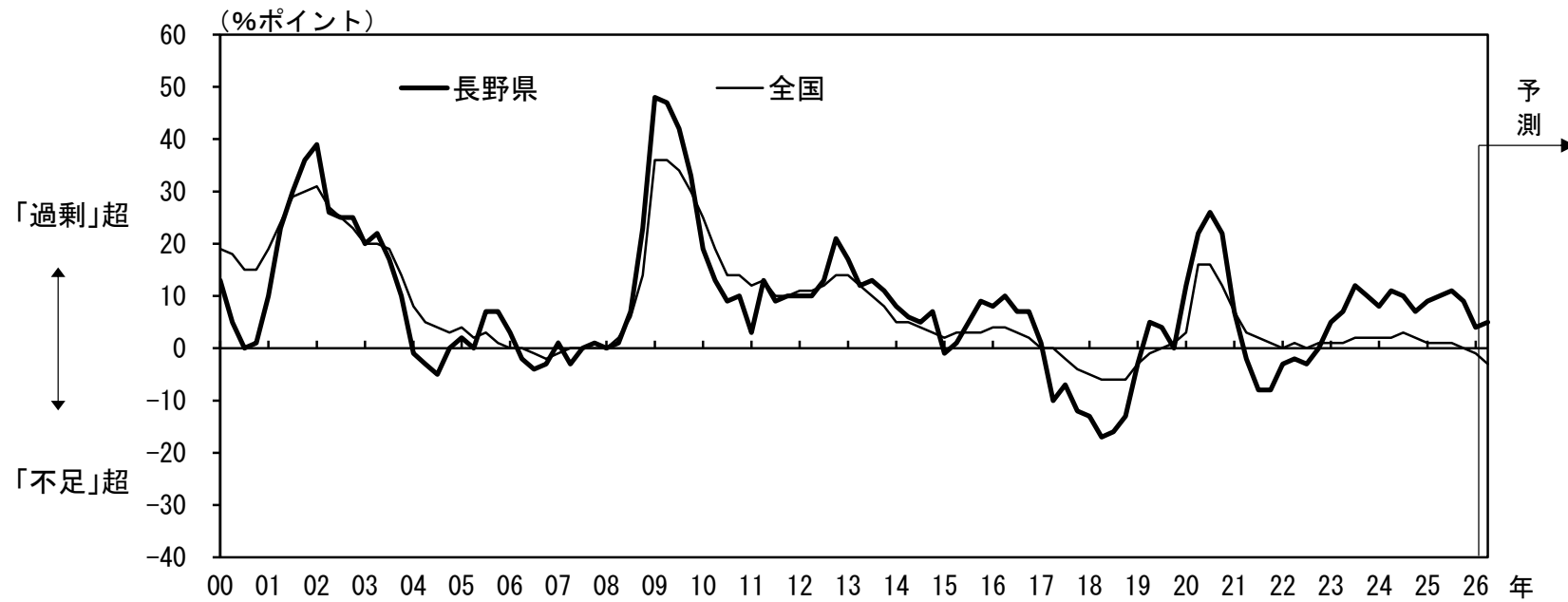
(注) < >内は前回調査(25/12月)比修正率。



## 6. 売上高経常利益率（長野県）



## 7. 生産・営業用設備判断D. I. (製造業)



(回答社数構成比「過剰」-「不足」、%ポイント)

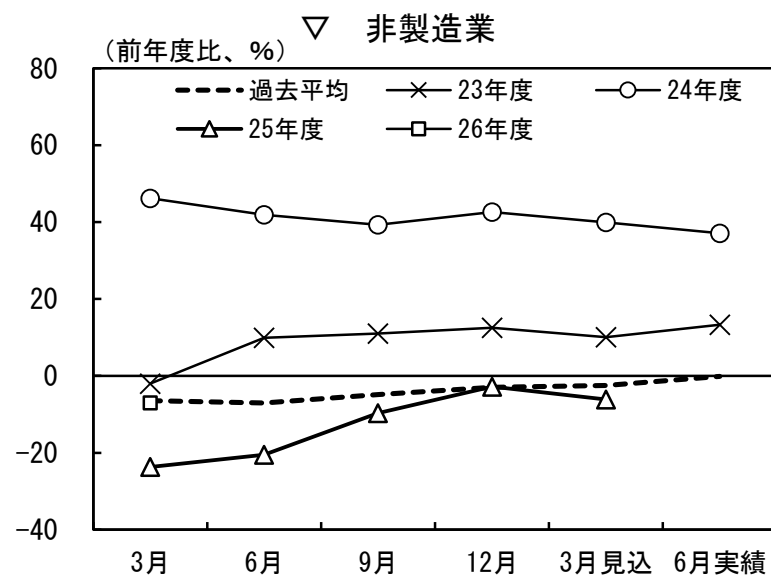
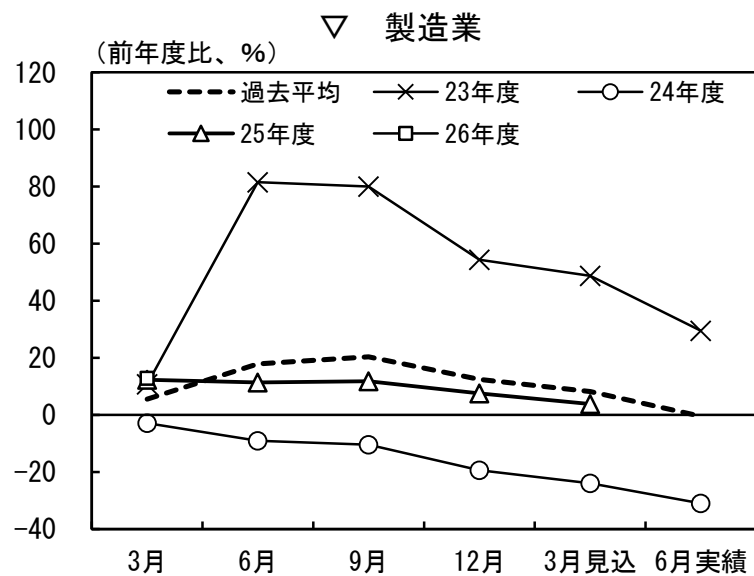
	25/3月	6月	9月	12月		26/3月			
				最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
長野県	9	10	11	9	8	4	-5	5	1
全国	1	1	1	0	-2	-1	-1	-3	-2

## 8. 設備投資

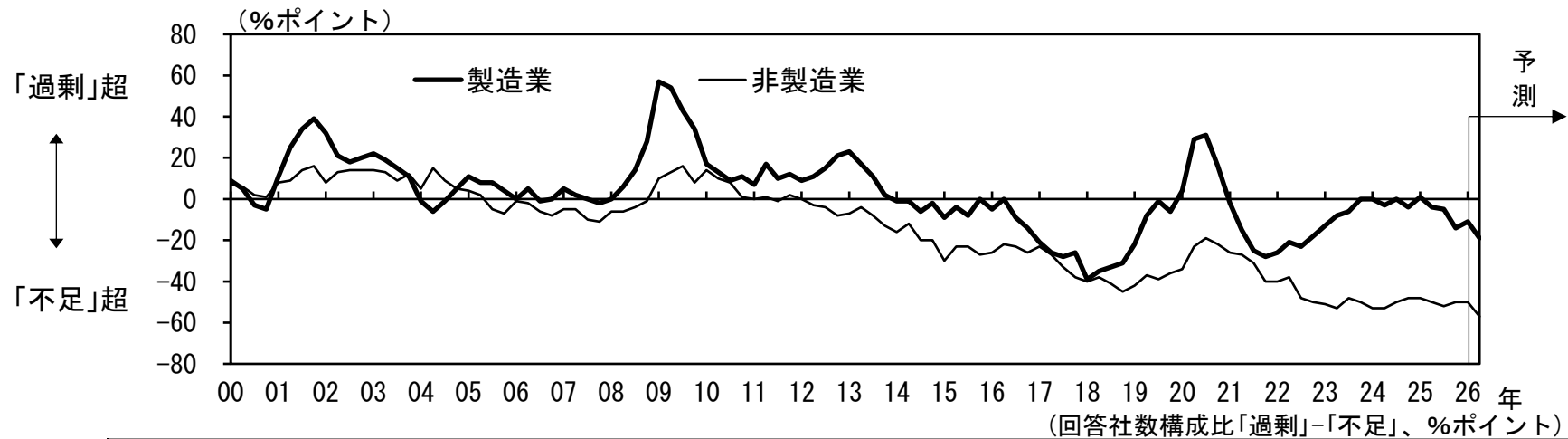
(前年度比、%)

	24年度	25年度 (実績見込み)	26年度 (計画)
製造業	- 31.0	3.8 < - 3.2 >	12.9 —
非製造業	37.1	- 6.1 < - 3.3 >	- 7.0 —
全産業	- 23.8	1.9 < - 3.3 >	9.4 —
全国	7.5	7.9 < - 0.6 >	1.3 —

(注) < >内は前回調査(25/12月)比修正率。

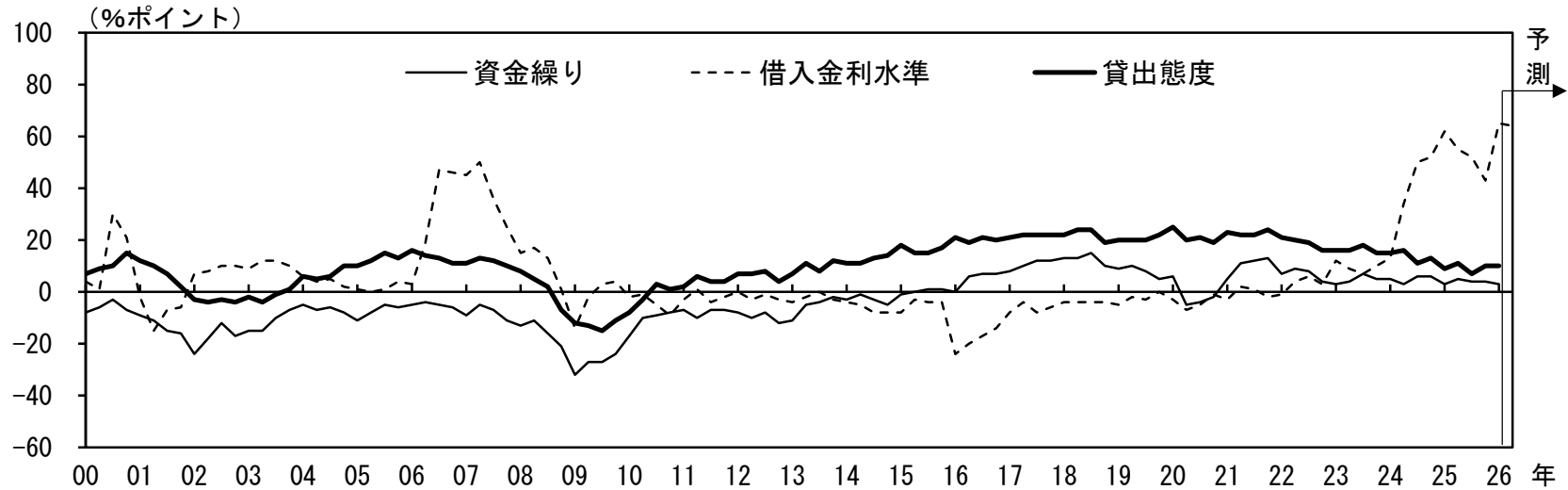


## 9. 雇用人員判断D. I. (長野県)



	25/3月	6月	9月	12月		26/3月			
				最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
製造業	1	- 4	- 5	- 14	- 14	- 11	3	- 19	- 8
非製造業	- 48	- 50	- 52	- 50	- 52	- 50	0	- 57	- 7
全産業	- 22	- 27	- 28	- 30	- 32	- 29	1	- 37	- 8
全国	- 37	- 35	- 36	- 38	- 41	- 38	0	- 42	- 4

## 10. 企業金融関連判断D. I. (長野県)



(回答社数構成比、%ポイント)

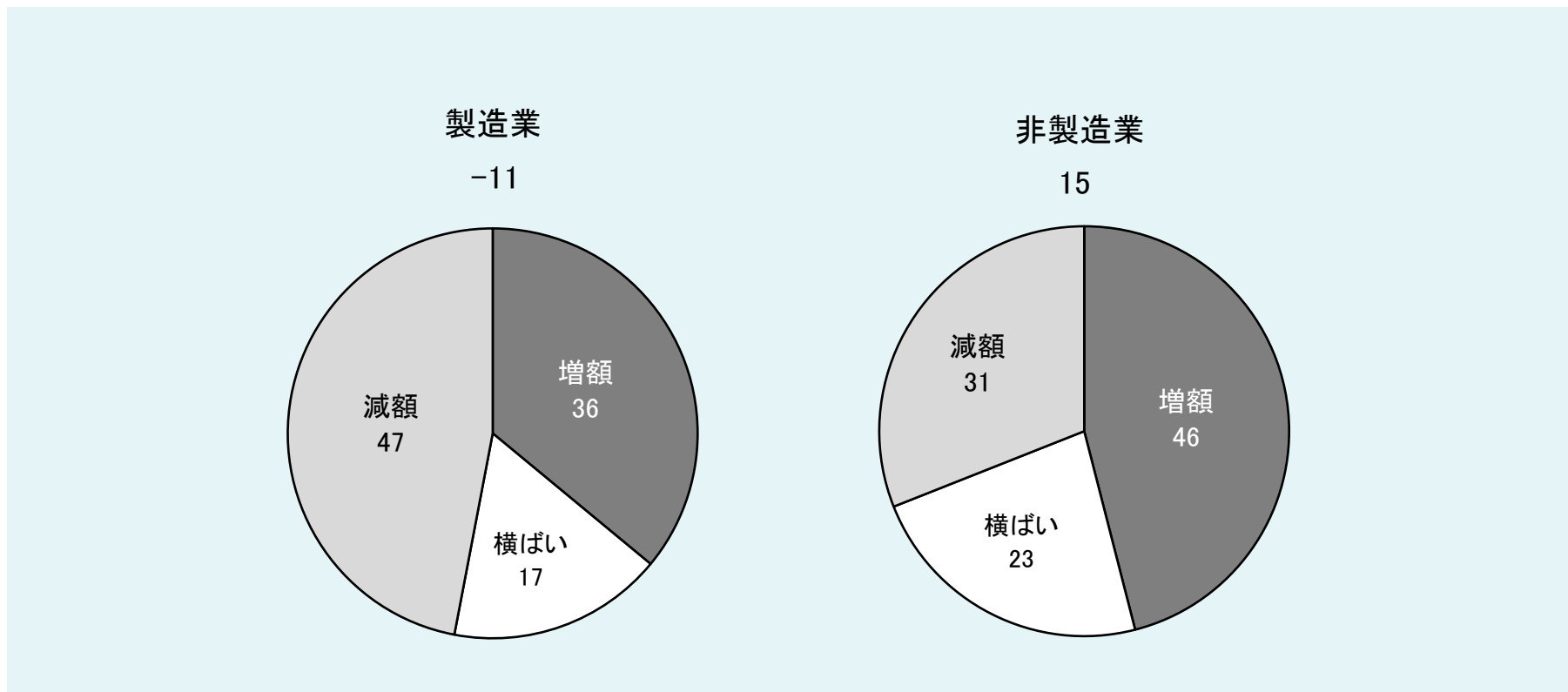
	25/3月	6月	9月	12月		26/3月			
				最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
資金繰り判断D. I. (「楽である」－「苦しい」)	3	5	4	4	—	3	- 1	—	—
全国	10	11	10	10	—	10	0	—	—
借入金利水準判断D. I. (「上昇」－「低下」)	62	55	52	43	55	65	22	64	- 1
全国	62	54	48	45	55	63	18	64	1
金融機関の貸出態度判断D. I. (「緩い」－「厳しい」)	9	11	7	10	—	10	0	—	—
全国	14	14	14	14	—	13	- 1	—	—

## 【参考 1】 業況判断の選択肢別社数構成比

	(製造業) (%)		
25/12月 (前回)	良い 16	さほど 良くない 65	悪い 19
26/3月 (今回)	良い 20	さほど 良くない 61	悪い 19
26/6月 (予測)	良い 18	さほど 良くない 64	悪い 18

	(非製造業) (%)		
25/12月 (前回)	良い 24	さほど 良くない 67	悪い 9
26/3月 (今回)	良い 31	さほど 良くない 58	悪い 11
26/6月 (予測)	良い 18	さほど 良くない 70	悪い 12

## 【参考2】26年度経常利益計画の社数構成比



(注1) 前年度実績に対する増額・減額別の社数構成比(%、小数点第1位を四捨五入)。

増額は、増益のほか、黒字転化、赤字幅縮小を含む。減額は、減益のほか、赤字転化、赤字幅拡大を含む。

(注2) 円グラフ上部の数値は、増額先の構成比から減額先の構成比を差し引いた指数(%ポイント)。



2026年6月11日

## 消費動向調査結果(2026年4月調査)

## 物価上昇を感じる割合が8割を超え、消費の抑制姿勢強まる

本調査は、県内の消費動向や消費者意識を把握するため、県内1,000世帯を対象に、3カ月ごとに実施している。

 調査結果のポイント

## 1. 物価と消費行動について

- ・ 物価上昇を感じる割合は、「上昇」が82.5%で、前回調査に引き続き最多となった
- ・ 物価上昇を感じる項目は、「食料品代」が97.8%で最多となった。前回調査に比べて、「ガソリン代」が16.8ポイント、「交通費（運賃等）」が17.6ポイントそれぞれ上昇した
- ・ 今後の収入の見通しは、「変わらない見通し」が58.0%とおよそ6割を占めたものの、「減少する見通し」は28.4%で続き、前回調査に比べ2.6ポイント上昇した
- ・ 今後の消費行動は、「抑制的」が59.4%と前回調査に比べ11.1ポイント上昇した

## 2. 自動車関連支出について

- ・ 車の利用頻度は「毎日」が74.5%と最多となった
  - ・ 月当たりのガソリン代は、「10,000円以上」が47.2%とおよそ半数を占めた
  - ・ ガソリン価格を含むエネルギー価格の上昇により、日常生活の節約意識が「強まった」（「かなり強まった」＋「やや強まった」）割合は75.6%となった
  - ・ ガソリン価格上昇への対応については、「価格の安い給油所を選んで利用する」が45.6%で最多となった
- 最近の物やサービスの価格については、8割以上の世帯が上昇していると感じている。今後の消費行動についても、「抑制的」の回答割合が前回調査からさらに上昇しており、消費の抑制姿勢は強まるとみられる。
- 長野県内では、約7割の世帯が車を毎日利用しており、日常生活にとって不可欠なものとなっている。今後さらなるガソリン価格の上昇が続いた場合、自動車関連支出にも消費の抑制行動が広がる可能性がある。

&lt;お問い合わせ先&gt;

一般財団法人 長野経済研究所 電話：026-224-0501  
担当：調査部 主任研究員 中林 武

### 「消費動向調査」アンケート実施概要

調査時期： 2026年4月上旬～中旬

調査対象： 長野県内在住の1,000世帯

回答属性： 単独世帯 237世帯  
二人以上世帯 763世帯

性別 男性 50.0% 女性 50.0%  
年齢別

20代	4.7%
30代	10.1%
40代	20.8%
50代	23.8%
60代	23.0%
70代以上	17.6%

調査方法： インターネット調査

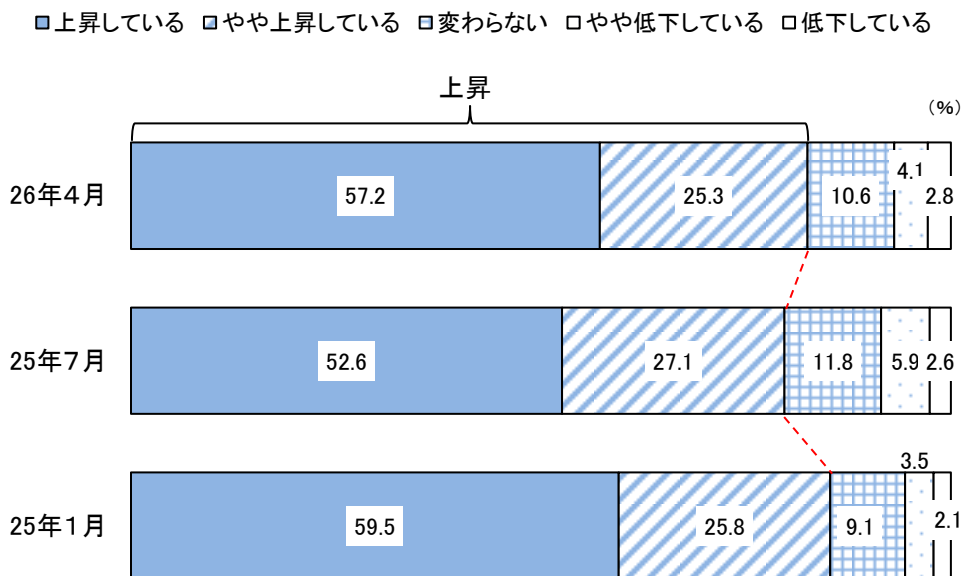
※四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合がある。

## 1. 物価と消費行動について

### (1) 物価上昇を感じる割合は 82.5%で、前回調査に引き続き最多

- 最近の物やサービスの価格について、上昇（「上昇している」＋「やや上昇している」）と感じている人の回答割合は 82.5%となり、前回調査に比べ 2.8 ポイント上昇した（図表 1）。

図表 1 物価の感じ方

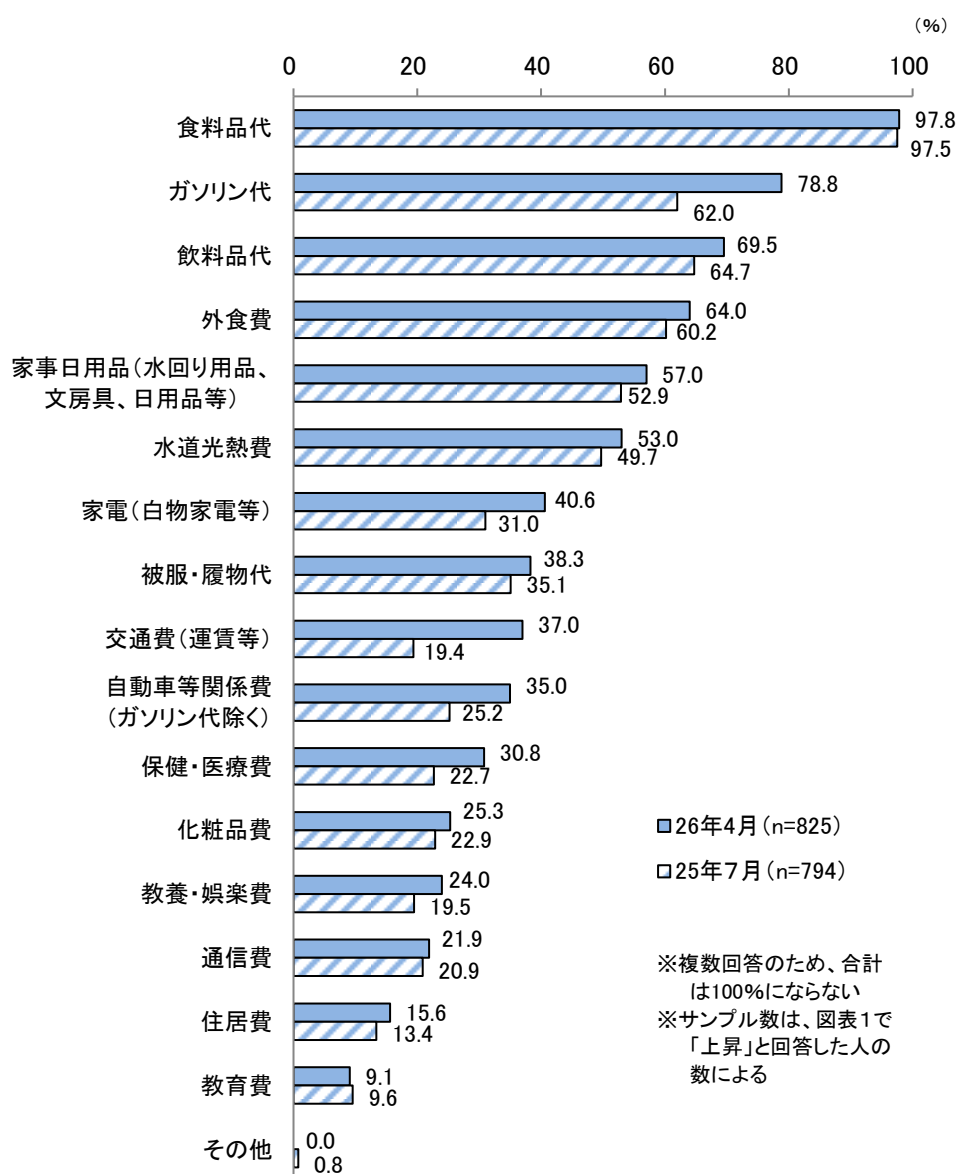


(注)いずれの調査も n=1,000

(2) 価格の上昇を感じる項目は、食料品代が97.8%で最多

- ・ 価格の上昇を感じる項目は、「食料品代」が97.8%と最も多く、次いで、「ガソリン代」が78.8%、「飲料品代」が69.5%などとなった(図表2)。
- ・ 前回調査に比べ、「ガソリン代」が16.8ポイント、「交通費(運賃等)」が17.6ポイントそれぞれ上昇した。

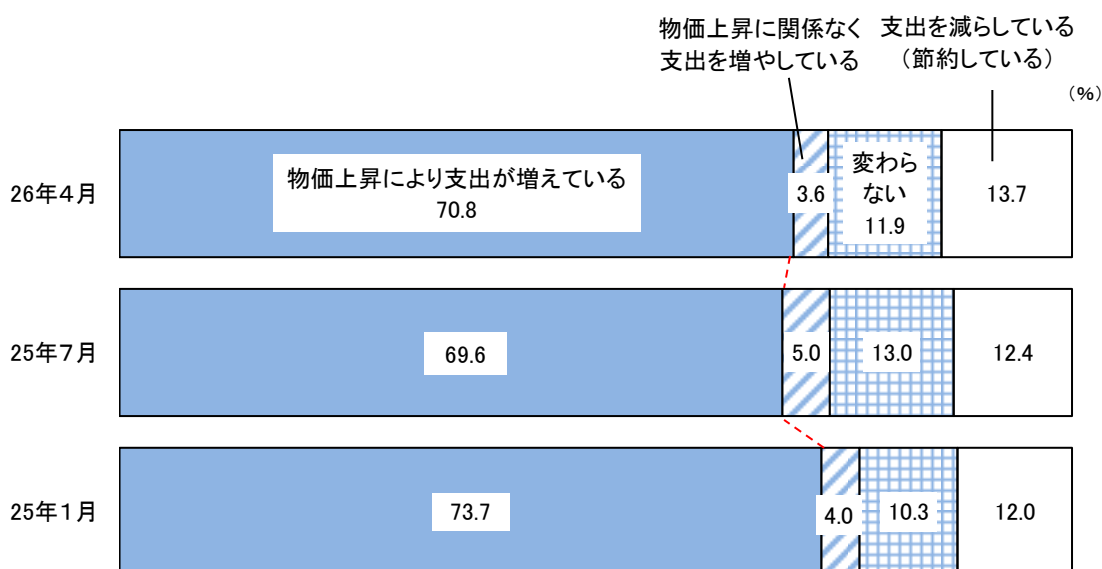
図表2 価格の上昇を感じる項目



(3) 家計支出の変化では、「物価上昇により支出が増えている」が70.8%で最多

- ・ 最近の物価上昇に伴う家計支出の変化については、**図表3**のように、「物価上昇により支出が増えている」が70.8%と最も多く、前回調査に比べて1.2ポイント上昇した。
- ・ 前回調査に比べ、「物価上昇に関係なく支出を増やしている」は1.4ポイント低下した一方、「支出を減らしている（節約している）」は1.3ポイント上昇した。

図表3 最近の物価上昇に伴う家計支出の変化

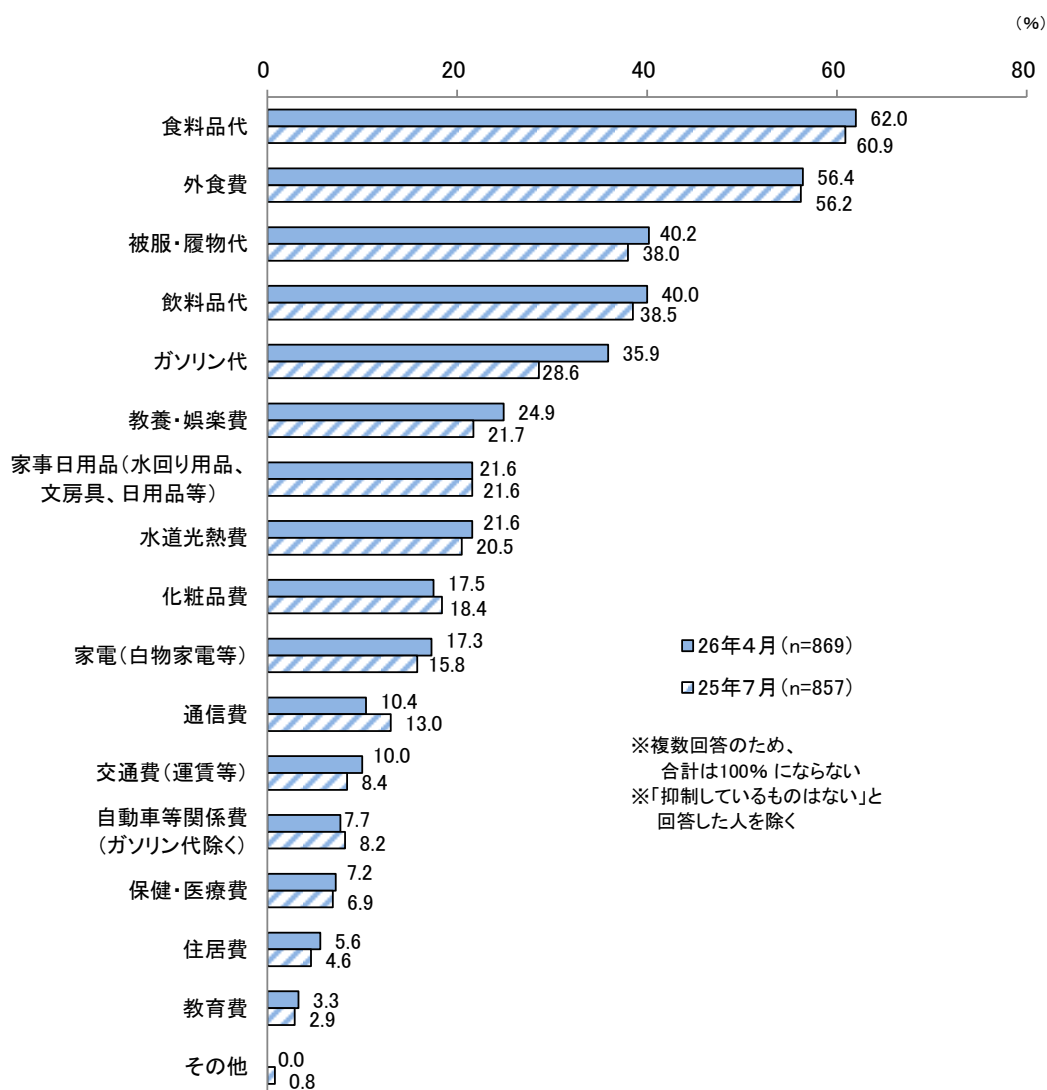


(注)いずれの調査も n=1,000

(4) 支出を抑制している項目は、「食料品代」が62.0%で前回調査に引き続き最多

- ・ 家計支出で抑制している項目については、**図表4**のように、「食料品代」が62.0%と最も多く、次いで、「外食費」が56.4%、「被服・履物代」が40.2%などとなった。
- ・ 前回調査と比べると、「ガソリン代」が7.3ポイント、「教養・娯楽費」が3.2ポイントそれぞれ上昇した一方、「通信費」は2.6ポイント低下した。

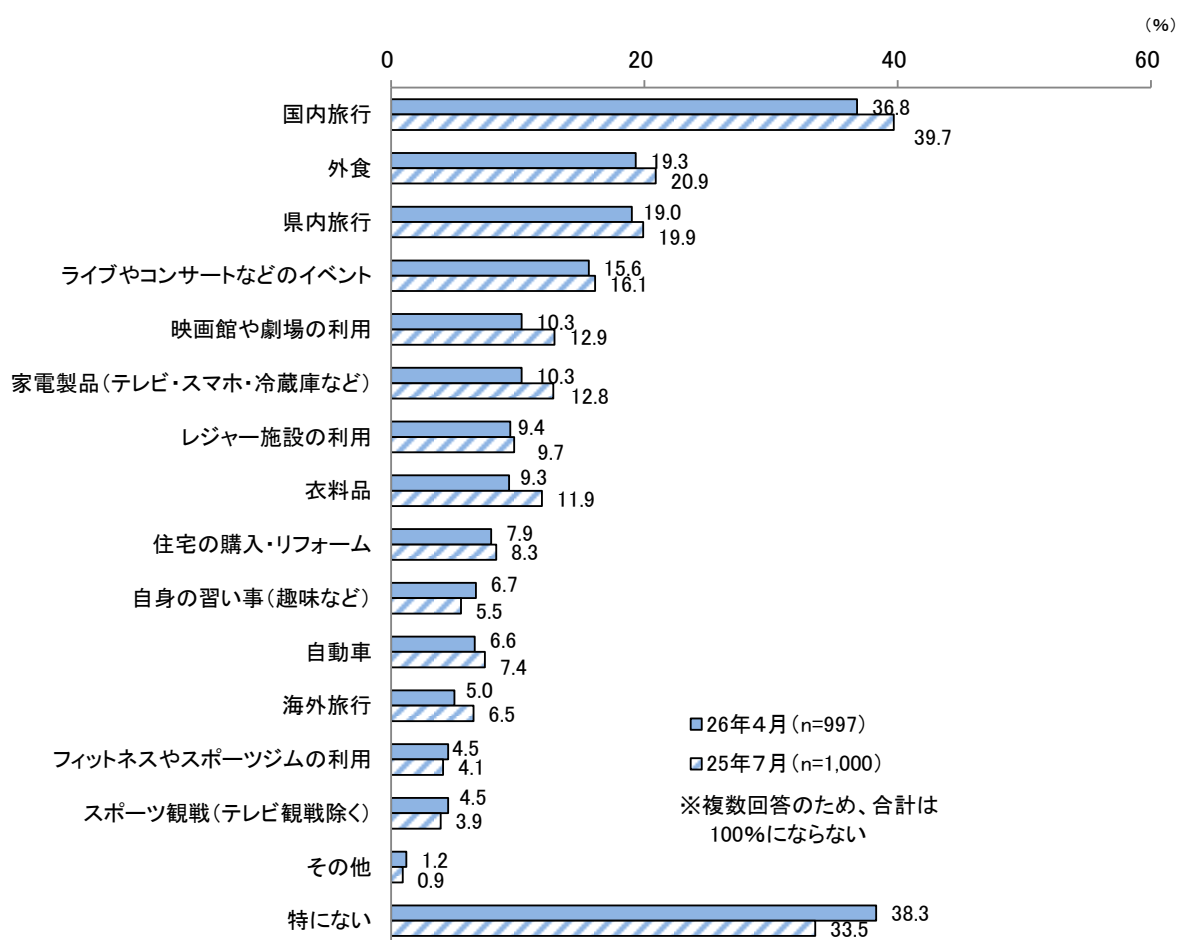
図表4 支出を抑制している項目



(5) 今後消費を増やしたい項目は、「特にない」が38.3%で最多

- ・ 今後消費を増やしたい項目を尋ねると、**図表5**のように、「特にない」が38.3%と最も多くなったものの、次いで「国内旅行」が36.8%、「外食」が19.3%などとなった。
- ・ 前回調査と比べると、「特にない」が4.8ポイント上昇した一方、「国内旅行」は2.9ポイント、「映画館や劇場の利用」「衣料品」はいずれも2.6ポイント低下した。

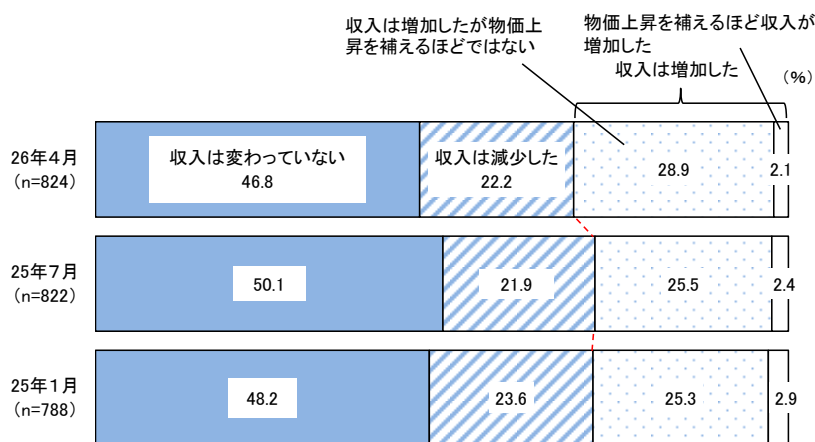
図表5 今後消費を増やしたい項目



(6) 今後の収入の見通しは、「変わらない見通し」が 58.0%とおよそ6割を占めたものの、「減少する見通し」は 28.4%と、前回調査に比べ 2.6 ポイント上昇

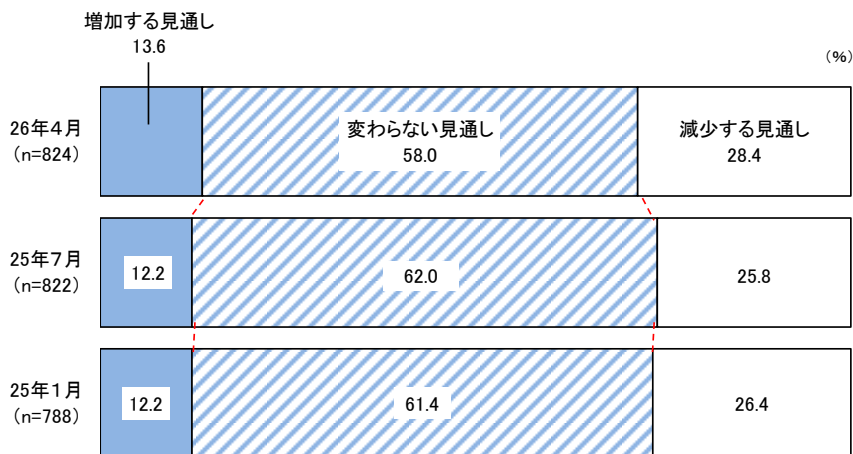
- 20～60 代の回答者に最近の収入の変化について尋ねたところ、**図表 6** のように「収入は変わっていない」が 46.8%と最も多くなった。また、収入は増加した（「収入は増加したが物価上昇を補えるほどではない」＋「物価上昇を補えるほど収入が増加した」）の回答割合が 31.0%となり、前回調査に比べ 3.1 ポイント上昇した。
- 今後の収入の見通しについて尋ねたところ、**図表 7** のように、「変わらない見通し」が 58.0%と最も多くなる中、「減少する見通し」が 28.4%と、前回調査に比べ 2.6 ポイント上昇した。

図表 6 最近の収入変化



(注) サンプル数は、20～60 代の回答者による

図表 7 収入の見通し

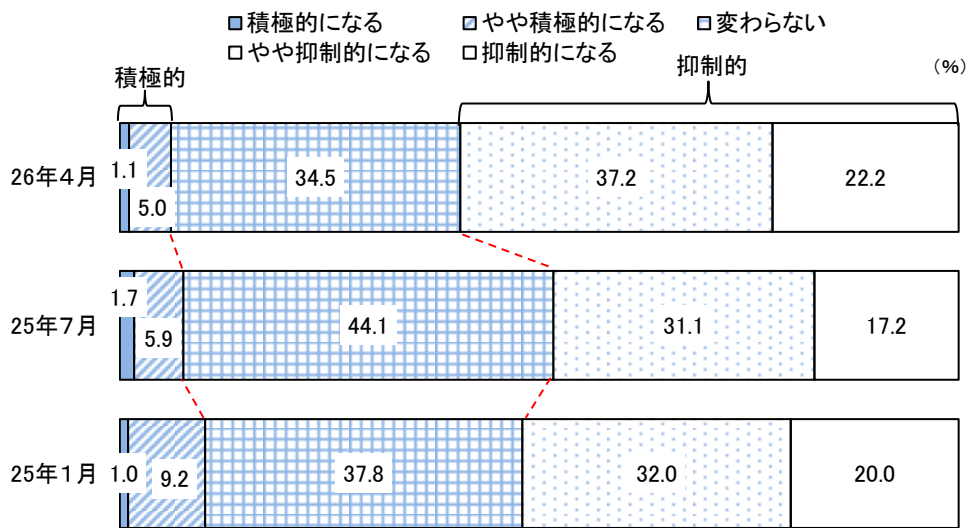


(注) サンプル数は、20～60 代の回答者による

(7) 今後の消費行動は、「抑制的」が 59.4%と大幅に増加

- 今後の消費行動の変化見通しを尋ねたところ、**図表 8**のように、抑制的（「抑制的になる」＋「やや抑制的になる」）の回答割合が 59.4%と、前回調査に比べ 11.1 ポイント上昇した。一方、「積極的」（「積極的になる」＋「やや積極的になる」）の回答割合は 6.1%と、前回調査に比べ 1.5 ポイント低下した。

図表 8 今後の消費行動



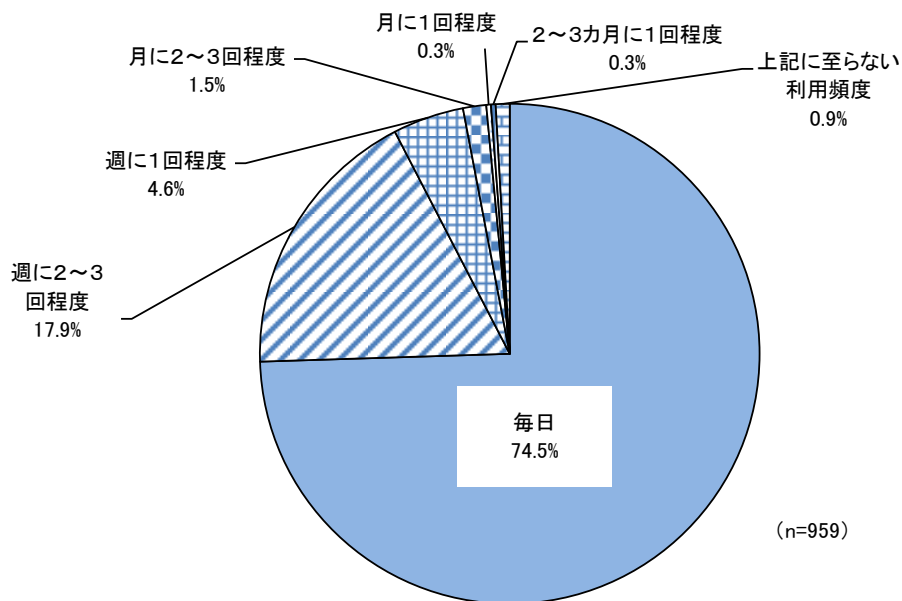
(注)いずれの調査も n=1,000

## 2. 自動車関連支出について

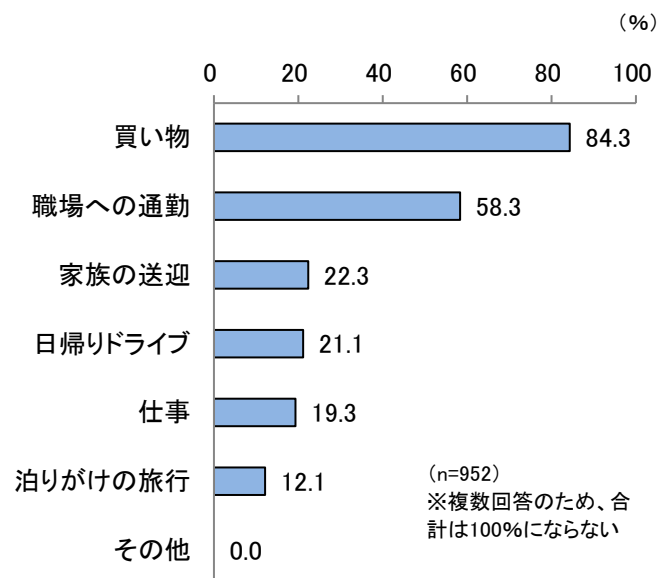
(1) 車の利用頻度は、「毎日」が74.5%、目的は「買い物」が84.3%でいずれも最多

- マイカーの利用頻度を尋ねたところ、**図表10**のように、「毎日」が74.5%と最も多く、次いで「週に2～3回程度」が17.9%などとなった。
- 日常的に車を利用する主な目的について尋ねたところ、「買い物」が84.3%、次いで「職場への通勤」が58.3%などとなった（**図表11**）。

図表10 車の利用頻度



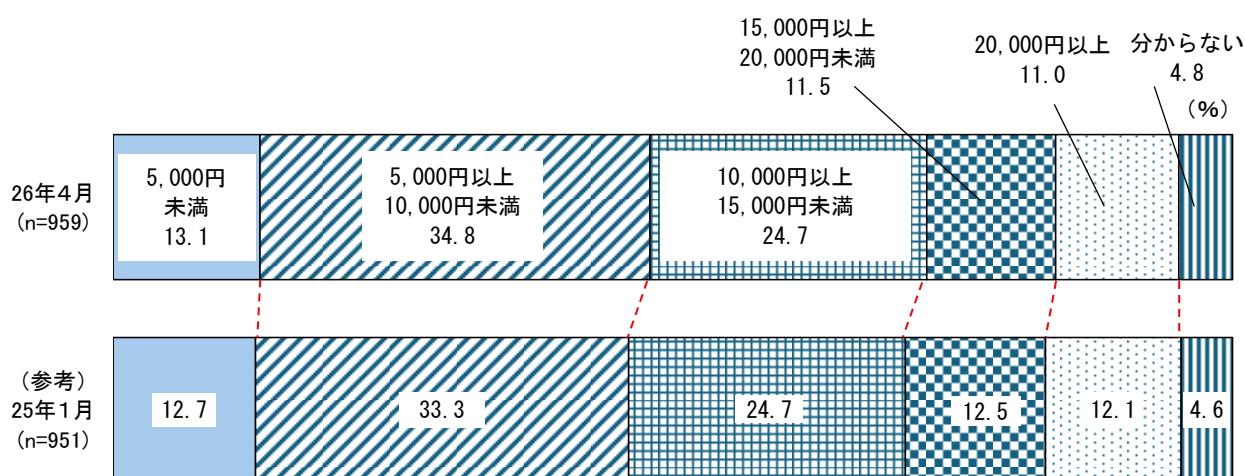
図表11 車を利用する主な目的



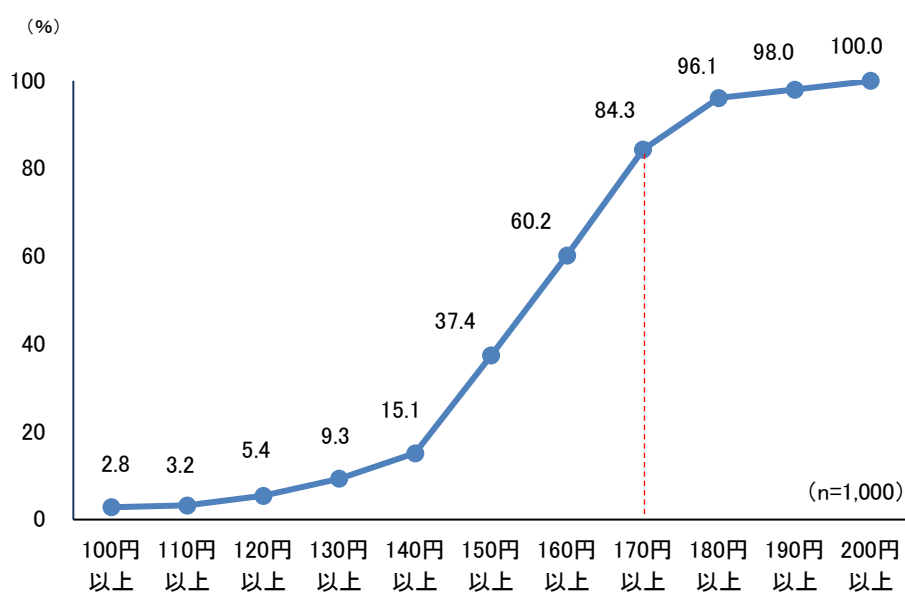
(2) 月当たりのガソリン代は、「10,000円以上」が47.2%とおよそ半数

- ・ 世帯における月当たりのガソリン代を尋ねると、**図表12**のように、「5,000円以上10,000円未満」が34.8%と最も多く、次いで「10,000円以上15,000円未満」が24.7%などとなった。世帯1カ月当たりのガソリン代が「10,000円以上」の割合は、47.2%とおよそ5割となった。
- ・ 1リットル当たりのレギュラーガソリン価格について、高いと感じる価格を尋ねると、「150円以上」で累積割合が高まり、「170円以上～」で8割を超えた（**図表13**）。

図表12 世帯における月当たりのガソリン代



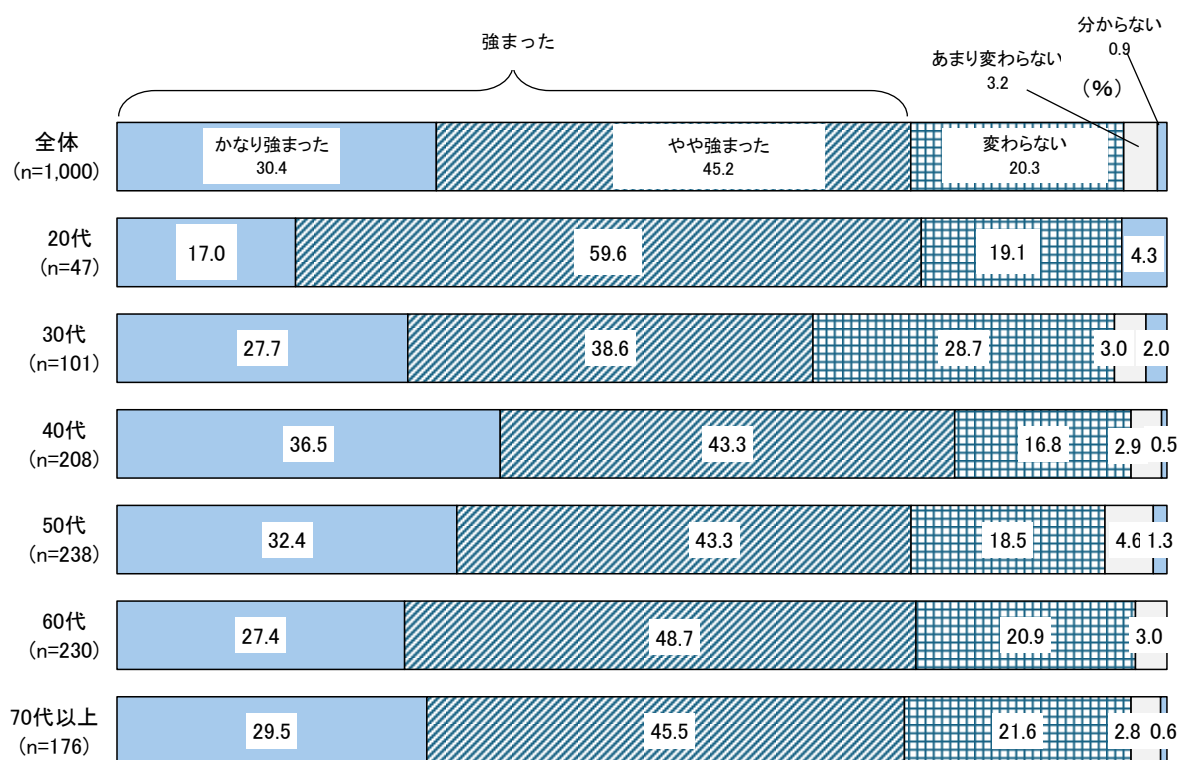
図表13 高いと感じるレギュラーガソリンの1リットル当たりの価格（累積）



(3) ガソリン価格を含むエネルギー価格の上昇により、日常生活の節約意識は、「強まった」(「かなり強まった」+「やや強まった」)が75.6%に

- ・ ガソリン価格を含むエネルギー価格の上昇により、日常生活の節約意識を尋ねたところ、全体では「やや強まった」が45.2%と最も多く、次いで「かなり強まった」が30.4%となり、7割以上の方が節約意識が「強まった」と感じている(図表14)。
- ・ 年齢別にみると、「かなり強まった」は40代が36.5%と最も多く、40代での節約意識の強まりが目立つ。

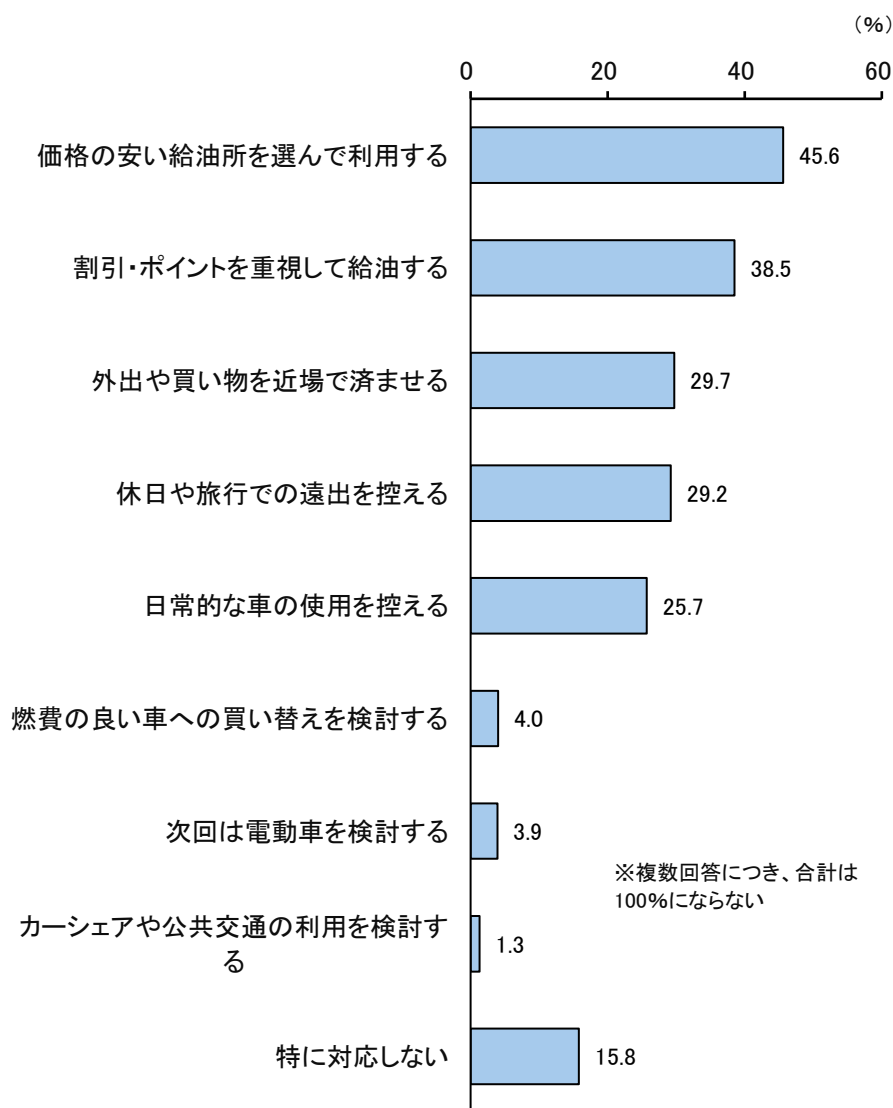
図表14 エネルギー価格の上昇により、日常生活の節約意識が強まった人の割合(年齢別)



(4) ガソリン価格上昇への対応については、「価格の安い給油所を選んで利用する」が 45.6%で最多

- ガソリン価格の上昇により現在行っている行動について尋ねたところ、「価格の安い給油所を選んで利用する」が 45.6%と最も多く、次いで「割引・ポイントを重視して給油する」が 38.5%などとなった（図表 15）。

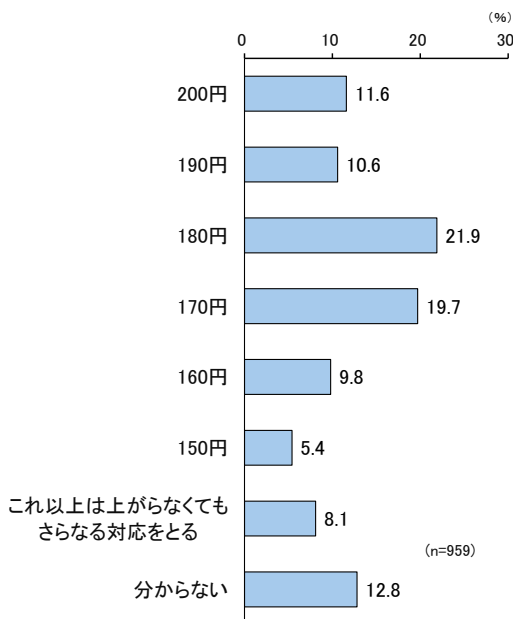
図表 15 ガソリン価格上昇への対応



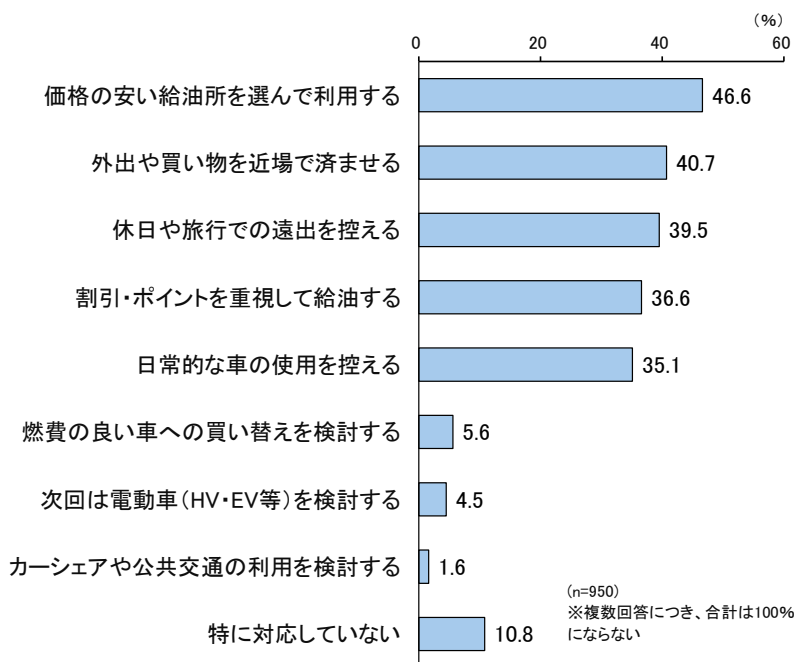
(5) 今後、自動車関連支出の抑制を考えるガソリン価格上昇の水準は180円が最多

- 今後さらにガソリン価格が上昇した場合、どの価格水準で自動車関連支出をさらに抑制しようとするか尋ねたところ、「180円」が21.9%と最も多く、次いで「170円」が19.7%などとなった(図表16)。
- 自動車関連支出を抑制する場合の具体的な対応を尋ねたところ、「価格の安い給油所を選んで利用する」が46.6%と最も多く、次いで「外出や買い物を近場で済ませる」が40.7%などとなった(図表17)。

図表16 どの価格水準で自動車関連支出を抑制しようとするか



図表17 さらに自動車関連支出を抑制する場合の対応



以上



# 法人企業景気予測調査

(令和8年4～6月期調査)

長野県分

令和8年6月11日

財務省関東財務局  
長野財務事務所

《お問合せ先》  
長野財務事務所財務課  
TEL:026-234-5124(ダイヤルイン)

# 目 次

調査要領等 .....	1
概 況 .....	2
1. 企業の景況 .....	3
2. 企業収益・設備投資 .....	6
3. 雇 用 .....	7
4. 国内の景況 .....	8
5. 設備判断 .....	9
6. 設備投資のスタンス .....	10
7. 資金調達方法 .....	11
<参考資料>企業収益の全業種集計 .....	12

## 《調査要領等》

1. 調査時点	令和8年5月15日
2. 調査の対象期間	
(1) 判断項目	令和8年4～6月（又は6月末）は現状判断 令和8年7～9月（又は9月末）、 令和8年10～12月（又は12月末）は見通し判断
(2) 計数項目	令和8年度は実績見込み
3. 調査対象の範囲及び選定方法	長野県に所在する資本金、出資金又は基金（以下、資本金という。）1千万円以上※の法人で法人企業統計四半期別調査の対象法人などから一定の方法により選定。なお、資本金30億円以上の法人については全数を選定。 ※「電気・ガス・水道業」及び「金融業、保険業」は資本金1億円以上の法人から選定。
4. 調査の方法	調査票による郵送またはオンライン調査（自計記入による）
5. 集計の方法	法人企業統計の業種分類による単純集計

## 《調査対象法人・回収率》

	規 模 別			業 種 別		合 計
	大 企 業	中 堅 企 業	中 小 企 業	製 造 業	非 製 造 業	
対象法人数	37	42	123	87	115	202
回答法人数	36	35	85	72	84	156
ウェイト(%)	23.1	22.4	54.5	46.2	53.8	100.0
回収率(%)	97.3	83.3	69.1	82.8	73.0	77.2

(注) 1. 大企業：資本金10億円以上

中堅企業：資本金1億円以上10億円未満

中小企業：資本金1千万円以上1億円未満

2. 表中のウェイトは、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合がある。

## (参考)

B S I（ビジネス・サーベイ・インデックス）の読み方

(例) 「企業の景況」の場合

前期と比べて

「上昇」と回答した法人の構成比・・・40.0%

「不変」と回答した法人の構成比・・・25.0%

「下降」と回答した法人の構成比・・・30.0%

「不明」と回答した法人の構成比・・・5.0%

B S I = (「上昇」と回答した法人の構成比・・・40.0%)

－ (「下降」と回答した法人の構成比・・・30.0%) = 10.0%ポイント

## 概 況

### (1) 企業の景況

現状判断は、「下降」超幅が拡大

### (2) 売上高(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」)

8年度は、増収見込み

### (3) 経常利益(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」)

8年度は、減益見込み

### (4) 設備投資(除く土地購入額、含むソフトウェア投資額)

8年度は、増加見込み

### (5) 雇 用

現状判断は、「不足気味」超幅が拡大

### (6) 国内の景況

現状判断は、「下降」超に転じる

### (7) 設備判断

現状判断は、「不足」超幅が拡大

※いずれも全規模・全産業ベース

# 1. 企業の景況

## － 現状判断は、「下降」超幅が拡大 －

8年4～6月期の企業の景況判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「下降」超幅が拡大している。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業は「下降」超に転じ、中小企業は「下降」超幅が縮小している。

また、業種別にみると、製造業は「上昇」超に転じ、非製造業は「下降」超幅が拡大している。

先行きについては、大企業は10～12月期に「上昇」超に転じる見通し、中堅企業は7～9月期に「上昇」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっている。

《表1》企業の景況判断BSI

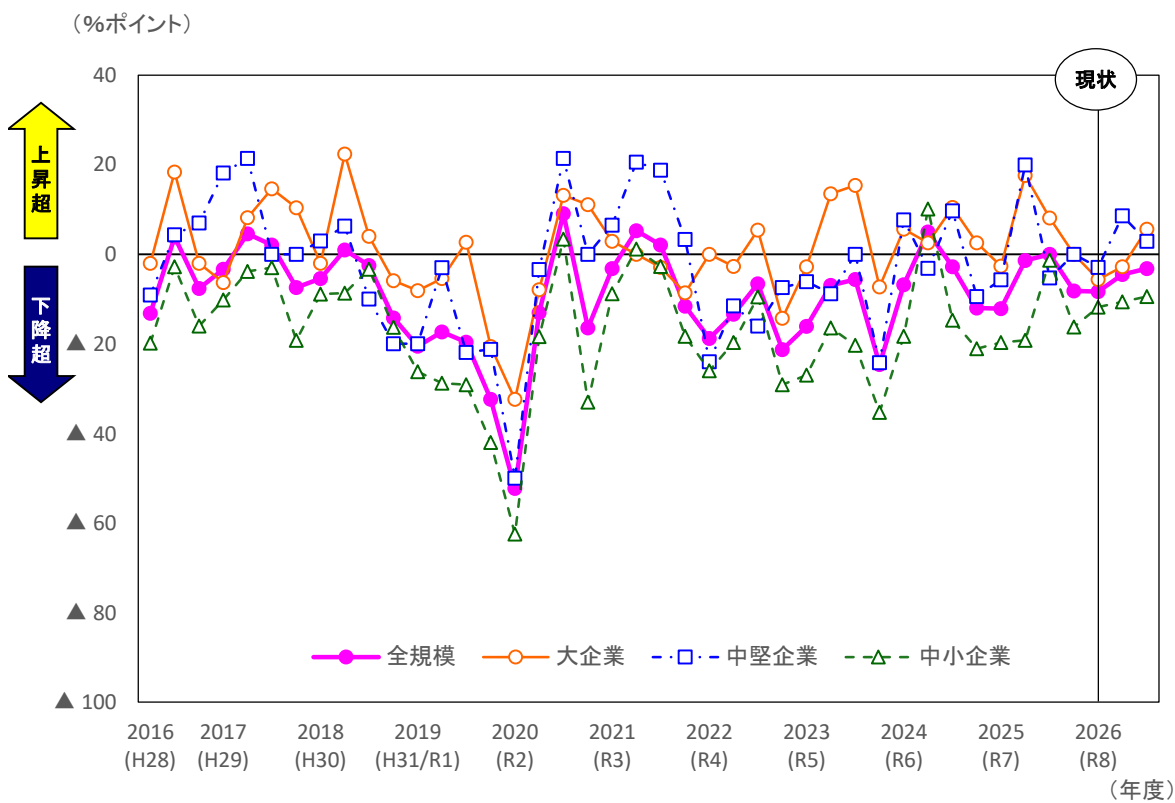
(前期比「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

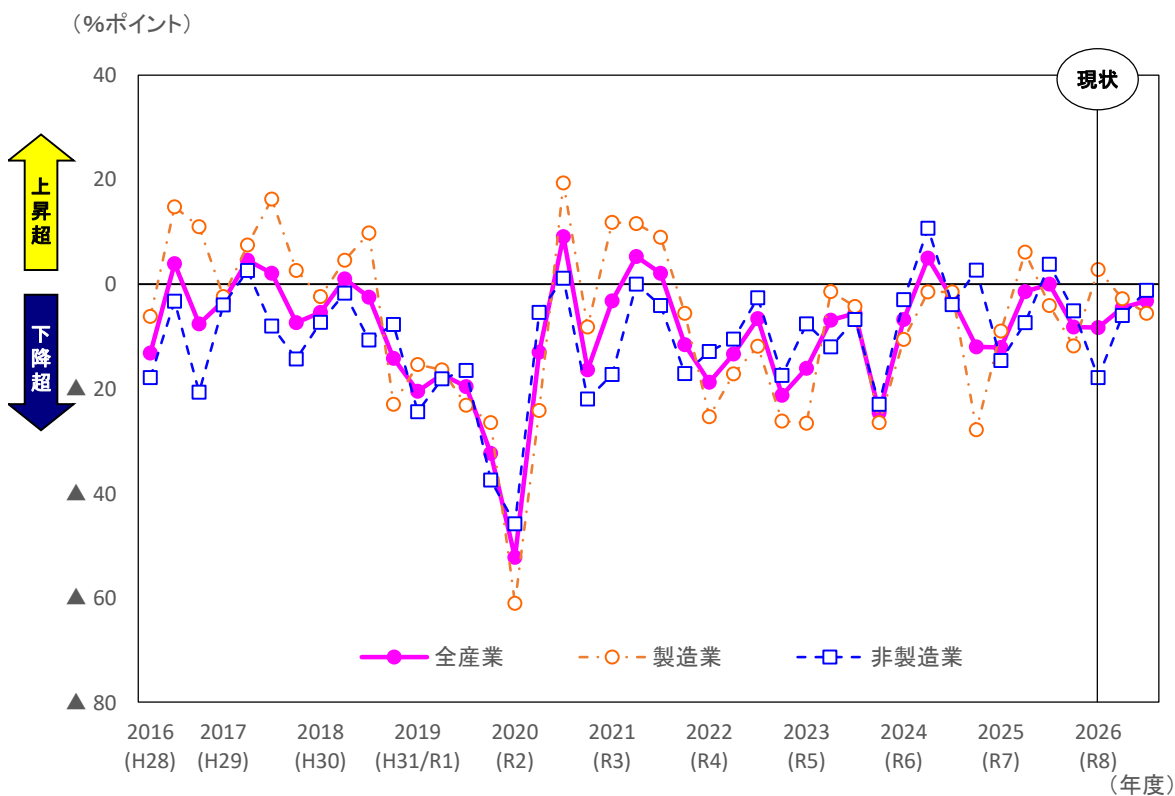
	8年1～3月	8年4～6月	8年7～9月	8年10～12月
全規模・全産業	( ▲ 8.2 )	▲ 8.3 ( 4.8 )	▲ 4.5 ( 6.2 )	▲ 3.2
大企業	( 0.0 )	▲ 5.6 ( 2.9 )	▲ 2.8 ( 2.9 )	5.6
中堅企業	( 0.0 )	▲ 2.9 ( 7.9 )	8.6 ( 13.2 )	2.9
中小企業	( ▲ 16.2 )	▲ 11.8 ( 4.1 )	▲ 10.6 ( 4.1 )	▲ 9.4
製造業	( ▲ 11.8 )	2.8 ( 10.3 )	▲ 2.8 ( 4.4 )	▲ 5.6
非製造業	( ▲ 5.1 )	▲ 17.9 ( 0.0 )	▲ 6.0 ( 7.7 )	▲ 1.2

(注) ( ) 書は前回(8年1～3月期)調査結果。

【図1】規模別企業の景況判断BSIの推移



【図2】業種別企業の景況判断BSIの推移



《表2》企業の景況判断の決定要因

(回答社数構成比:%)

		全規模・全産業			製 造 業			非 製 造 業		
		4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月
上	①国内需要(売上)	93.5	100.0	100.0	91.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	②海外需要(売上)	29.0	28.6	20.0	34.8	41.7	50.0	12.5	11.1	0.0
	③販売価格	48.4	42.9	40.0	52.2	41.7	16.7	37.5	44.4	55.6
	④仕入価格	25.8	19.0	46.7	30.4	25.0	16.7	12.5	11.1	66.7
	⑤仕入以外のコスト	19.4	19.0	6.7	17.4	16.7	16.7	25.0	22.2	0.0
	⑥資金繰り・資金調達	3.2	9.5	6.7	4.3	8.3	16.7	0.0	11.1	0.0
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	3.2	0.0	6.7	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	0.0	0.0	13.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
下	①国内需要(売上)	90.7	65.5	70.0	90.5	71.4	80.0	90.9	60.0	60.0
	②海外需要(売上)	14.0	13.8	15.0	28.6	21.4	30.0	0.0	6.7	0.0
	③販売価格	30.2	27.6	30.0	28.6	28.6	40.0	31.8	26.7	20.0
	④仕入価格	76.7	79.3	70.0	81.0	64.3	70.0	72.7	93.3	70.0
	⑤仕入以外のコスト	23.3	51.7	55.0	28.6	50.0	40.0	18.2	53.3	70.0
	⑥資金繰り・資金調達	9.3	6.9	5.0	4.8	0.0	0.0	13.6	13.3	10.0
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	2.3	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	6.7	0.0
	⑨税制・会計制度等	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0
	⑩その他	11.6	10.3	10.0	14.3	14.3	20.0	9.1	6.7	0.0

		大 企 業			中 堅 企 業			中 小 企 業		
		4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月
上	①国内需要(売上)	80.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	94.1	100.0	100.0
	②海外需要(売上)	60.0	66.7	0.0	33.3	42.9	66.7	17.6	9.1	14.3
	③販売価格	20.0	33.3	60.0	44.4	28.6	0.0	58.8	54.5	42.9
	④仕入価格	40.0	33.3	80.0	11.1	28.6	33.3	29.4	9.1	28.6
	⑤仕入以外のコスト	0.0	0.0	0.0	22.2	42.9	33.3	23.5	9.1	0.0
	⑥資金繰り・資金調達	0.0	0.0	0.0	11.1	14.3	33.3	0.0	9.1	0.0
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3
下	①国内需要(売上)	100.0	75.0	100.0	100.0	40.0	66.7	85.2	70.0	66.7
	②海外需要(売上)	42.9	50.0	100.0	33.3	40.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	③販売価格	14.3	25.0	0.0	11.1	0.0	33.3	40.7	35.0	33.3
	④仕入価格	85.7	75.0	50.0	55.6	60.0	33.3	81.5	85.0	80.0
	⑤仕入以外のコスト	0.0	0.0	0.0	11.1	60.0	66.7	33.3	60.0	60.0
	⑥資金繰り・資金調達	0.0	0.0	0.0	22.2	0.0	0.0	7.4	10.0	6.7
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	14.3	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7	0.0	0.0
	⑩その他	28.6	50.0	50.0	22.2	0.0	0.0	3.7	5.0	6.7

(注) 1. 「金融業、保険業」は調査対象外。  
 2. 10項目中3項目以内の複数回答による回答社数構成比。

## 2. 企業収益・設備投資

### (1) 企業収益（除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」）

#### － 8年度は、増収減益見込み －

8年度の「売上高」は、全規模ベースで前年比1.5%の増収見込み、「経常利益」は、同8.1%の減益見込みとなっている。

「売上高」を規模別にみると、大企業は同2.7%の増収見込み、中堅企業は同3.4%、中小企業は同9.0%の減収見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同0.5%の減収見込み、非製造業は同7.2%の増収見込みとなっている。

「経常利益」を規模別にみると、大企業は同6.2%、中堅企業は同20.5%、中小企業は同8.5%の減益見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同9.0%、非製造業は同4.4%の減益見込みとなっている。

### (2) 設備投資（除く土地購入額、含むソフトウェア投資額）

#### － 8年度は、増加見込み －

8年度の「設備投資」は、全規模・全産業ベースで前年比13.1%の増加見込みとなっている。

これを規模別にみると、大企業は同18.1%の増加見込み、中堅企業は同7.0%、中小企業は同6.6%の減少見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同19.4%、非製造業は同5.6%の増加見込みとなっている。

＜表3＞企業収益・設備投資（8年度）

（前年比増減率：％）

	売上高	経常利益		設備投資
			(受取配当金を除く)	
全規模・全産業	1.5 ( 0.3 )	▲ 8.1 ( 17.8 )	▲ 7.7 ( 24.0 )	13.1 ( 17.7 )
大企業	2.7 ( 0.7 )	▲ 6.2 ( 26.0 )	▲ 5.4 ( 35.4 )	18.1 ( 26.7 )
中堅企業	▲ 3.4 ( ▲ 0.8 )	▲ 20.5 ( ▲ 2.1 )	▲ 17.4 ( ▲ 1.6 )	▲ 7.0 ( ▲ 7.7 )
中小企業	▲ 9.0 ( 1.3 )	▲ 8.5 ( 5.3 )	▲ 7.6 ( 6.9 )	▲ 6.6 ( ▲ 18.9 )
製造業	▲ 0.5 ( 1.3 )	▲ 9.0 ( 31.4 )	▲ 9.3 ( 45.1 )	19.4 ( 4.6 )
非製造業	7.2 ( ▲ 0.4 )	▲ 4.4 ( ▲ 2.7 )	▲ 3.9 ( ▲ 2.9 )	5.6 ( 33.6 )

- (注) 1. ( ) 書は前回(8年1～3月期)調査結果。  
 2. 全業種の集計結果については、12ページを参照。  
 3. 「金融業、保険業」の売上高は調査対象外。

### 3. 雇 用

#### － 現状判断は、「不足気味」超幅が拡大 －

8年6月末時点の従業員数判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「不足気味」超幅が拡大している。

これを規模別にみると、大企業は「不足気味」超幅が縮小し、中堅企業、中小企業は「不足気味」超幅が拡大している。

また、業種別にみると、製造業、非製造業とも「不足気味」超幅が拡大している。

先行きについては、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっている。

《表4》従業員数判断BSI

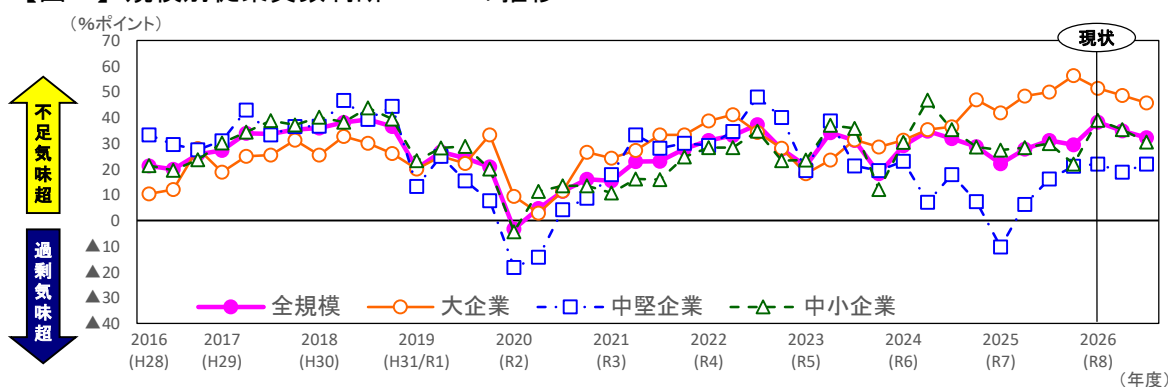
(期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比)

(単位:%ポイント)

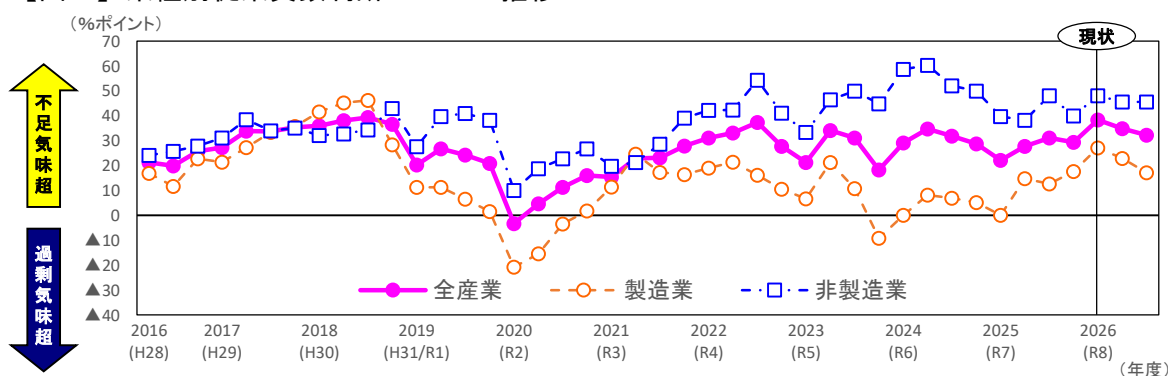
	8年3月末	8年6月末	8年9月末	8年12月末
全規模・全産業	( 29.4 )	38.3 ( 31.5 )	34.9 ( 31.5 )	32.2
大企業	( 56.3 )	51.4 ( 53.1 )	48.6 ( 50.0 )	45.7
中堅企業	( 21.1 )	21.9 ( 21.1 )	18.8 ( 15.8 )	21.9
中小企業	( 21.9 )	39.0 ( 27.4 )	35.4 ( 31.5 )	30.5
製造業	( 17.6 )	27.1 ( 23.5 )	22.9 ( 23.5 )	17.1
非製造業	( 40.0 )	48.1 ( 38.7 )	45.6 ( 38.7 )	45.6

(注) ( ) 書は前回(8年1~3月期)調査結果。

【図3】規模別従業員数判断BSIの推移



【図4】業種別従業員数判断BSIの推移



## 4. 国内の景況

### － 現状判断は、「下降」超に転じる －

8年4～6月期の国内の景況判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「下降」超に転じている。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業は「下降」超に転じ、中小企業は「下降」超幅が拡大している。

また、業種別にみると、製造業、非製造業とも「下降」超に転じている。

先行きについては、大企業は10～12月期に「上昇」超に転じる見通し、中堅企業、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっている。

《表5》国内の景況判断BSI

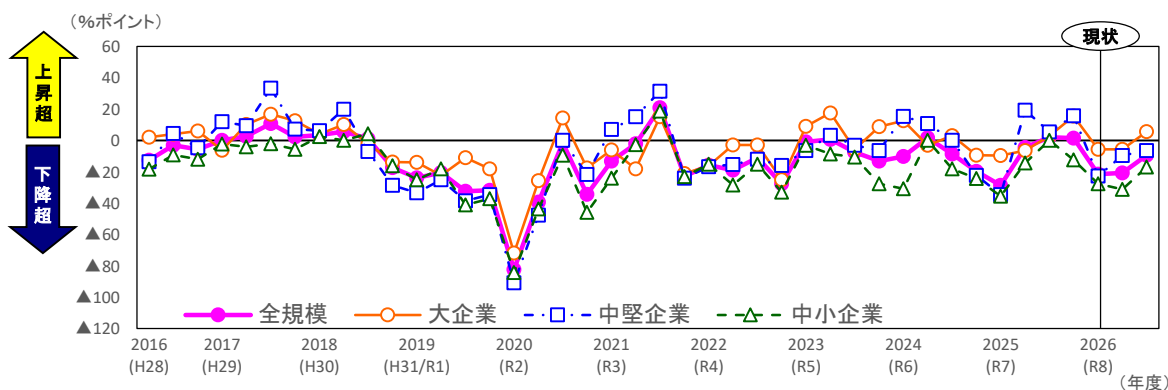
(前期比「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

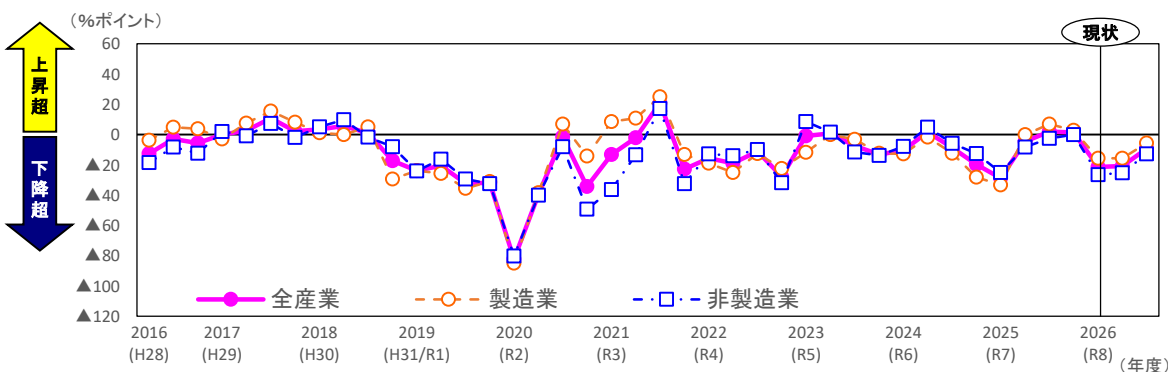
	8年1～3月	8年4～6月	8年7～9月	8年10～12月
全規模・全産業	( 1.4 )	▲ 21.5 ( 11.9 )	▲ 20.8 ( 4.9 )	▲ 9.4
大企業	( 15.6 )	▲ 5.7 ( 15.6 )	▲ 5.7 ( 6.3 )	5.7
中堅企業	( 15.8 )	▲ 22.6 ( 28.9 )	▲ 9.7 ( 10.5 )	▲ 6.5
中小企業	( ▲ 12.3 )	▲ 27.7 ( 1.4 )	▲ 31.3 ( 1.4 )	▲ 16.9
製造業	( 2.9 )	▲ 15.7 ( 13.2 )	▲ 15.7 ( 4.4 )	▲ 5.7
非製造業	( 0.0 )	▲ 26.6 ( 10.7 )	▲ 25.3 ( 5.3 )	▲ 12.7

(注) ( ) 書は前回(8年1～3月期)調査結果。

【図5】規模別国内の景況判断BSIの推移



【図6】業種別国内の景況判断BSIの推移



## 5. 設備判断

### － 現状判断は、「不足」超幅が拡大 －

8年6月末時点の設備判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「不足」超幅が拡大している。

これを規模別にみると、大企業は引き続き均衡、中堅企業は「過大」超幅が縮小し、中小企業は「不足」超幅が拡大している。

また、業種別にみると、製造業は「不足」超に転じ、非製造業は「不足」超幅が拡大している。

先行きについては、大企業は9月末に「過大」超に転じる見通し、中堅企業は「過大」超で推移する見通し、中小企業は「不足」超で推移する見通しとなっている。

《表6》設備判断BSI

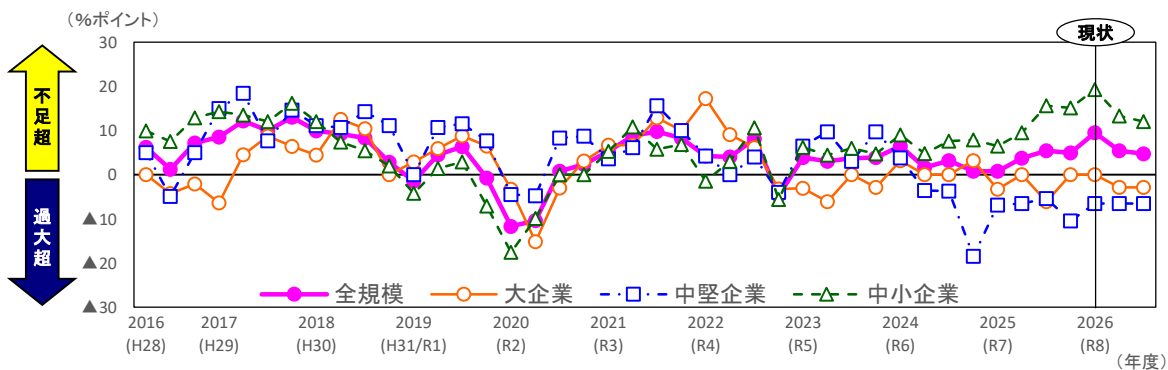
(期末判断「不足」-「過大」社数構成比)

(単位:%ポイント)

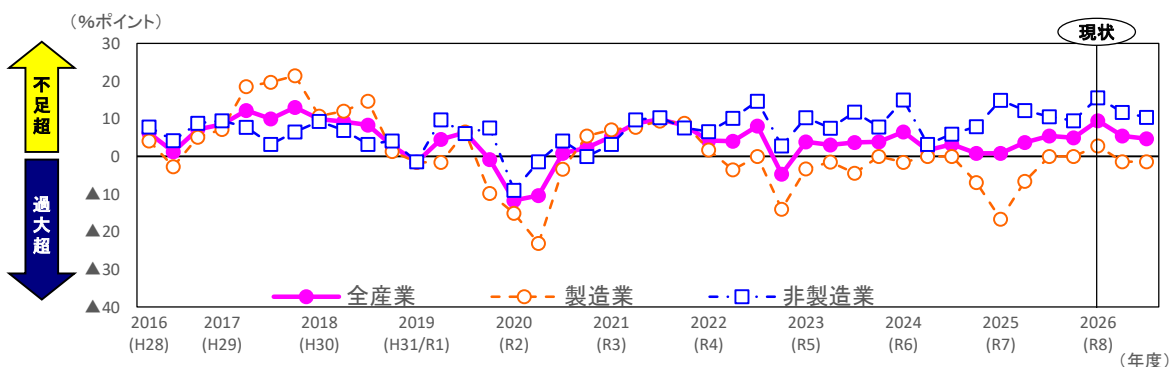
	8年3月末	8年6月末	8年9月末	8年12月末
全規模・全産業	( 4.9 )	9.5 ( 9.2 )	5.4 ( 3.5 )	4.7
大企業	( 0.0 )	0.0 ( 6.5 )	▲ 2.9 ( 0.0 )	▲ 2.9
中堅企業	( ▲ 10.5 )	▲ 6.5 ( 2.6 )	▲ 6.5 ( 0.0 )	▲ 6.5
中小企業	( 15.1 )	19.3 ( 13.7 )	13.3 ( 6.8 )	12.0
製造業	( 0.0 )	2.8 ( 10.3 )	▲ 1.4 ( 2.9 )	▲ 1.4
非製造業	( 9.5 )	15.6 ( 8.1 )	11.7 ( 4.1 )	10.4

(注) ( ) 書は前回(8年1~3月期)調査結果。

【図7】規模別設備判断BSIの推移



【図8】業種別設備判断BSIの推移



## 6. 設備投資のスタンス

今年度における「設備投資のスタンス」を全規模・全産業ベースで見ると、回答の多い順に「⑨ 維持更新」、「④ 省力化合理化」、「① 生産（販売）能力の拡大」となっている。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業は「⑨ 維持更新」、中小企業は「① 生産（販売）能力の拡大」をあげる企業が最も多い。

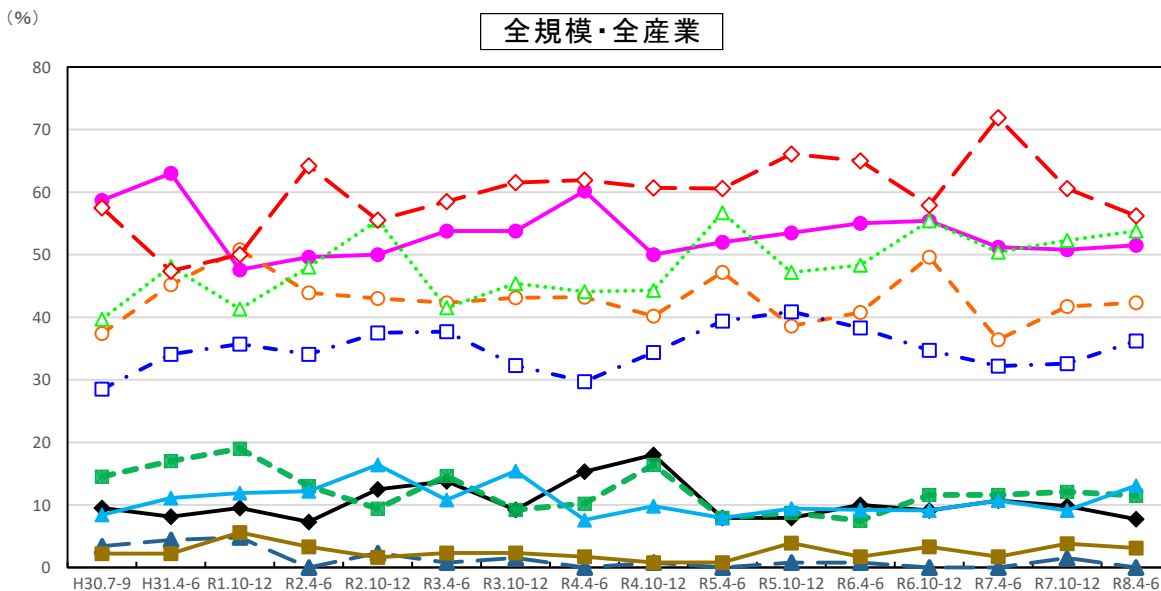
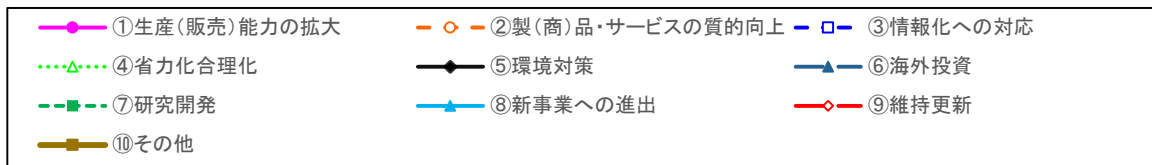
また、業種別にみると、製造業は「⑨ 維持更新」、非製造業は「④ 省力化合理化」をあげる企業が最も多い。

《表7》設備投資のスタンス（1社3項目以内の複数回答）

(回答社数構成比:%)

	① 生産(販売)能力の拡大	② 製(商)品・サービスの質的向上	③ 情報化への対応	④ 省力化合理化	⑤ 環境対策	⑥ 海外投資	⑦ 研究開発	⑧ 新事業への進出	⑨ 維持更新	⑩ その他
全規模・全産業	51.5	42.3	36.2	53.8	7.7	0.0	11.5	13.1	56.2	3.1
大企業	38.2	35.3	50.0	52.9	2.9	0.0	20.6	8.8	61.8	8.8
中堅企業	48.3	17.2	37.9	55.2	13.8	0.0	6.9	13.8	72.4	0.0
中小企業	59.7	56.7	28.4	53.7	7.5	0.0	9.0	14.9	46.3	1.5
製造業	54.8	37.1	24.2	53.2	14.5	0.0	19.4	9.7	61.3	3.2
非製造業	48.5	47.1	47.1	54.4	1.5	0.0	4.4	16.2	51.5	2.9

【図9】設備投資のスタンスの推移



## 7. 資金調達方法（除く「金融業、保険業」）

今年度における「資金調達方法」を全規模・全産業ベースでみると、回答の多い順に「① 民間金融機関」、「⑨ 内部資金」、「⑤ リース」となっている。

これを規模別にみると、大企業は「⑨ 内部資金」、中堅企業、中小企業は「① 民間金融機関」をあげる企業が最も多い。

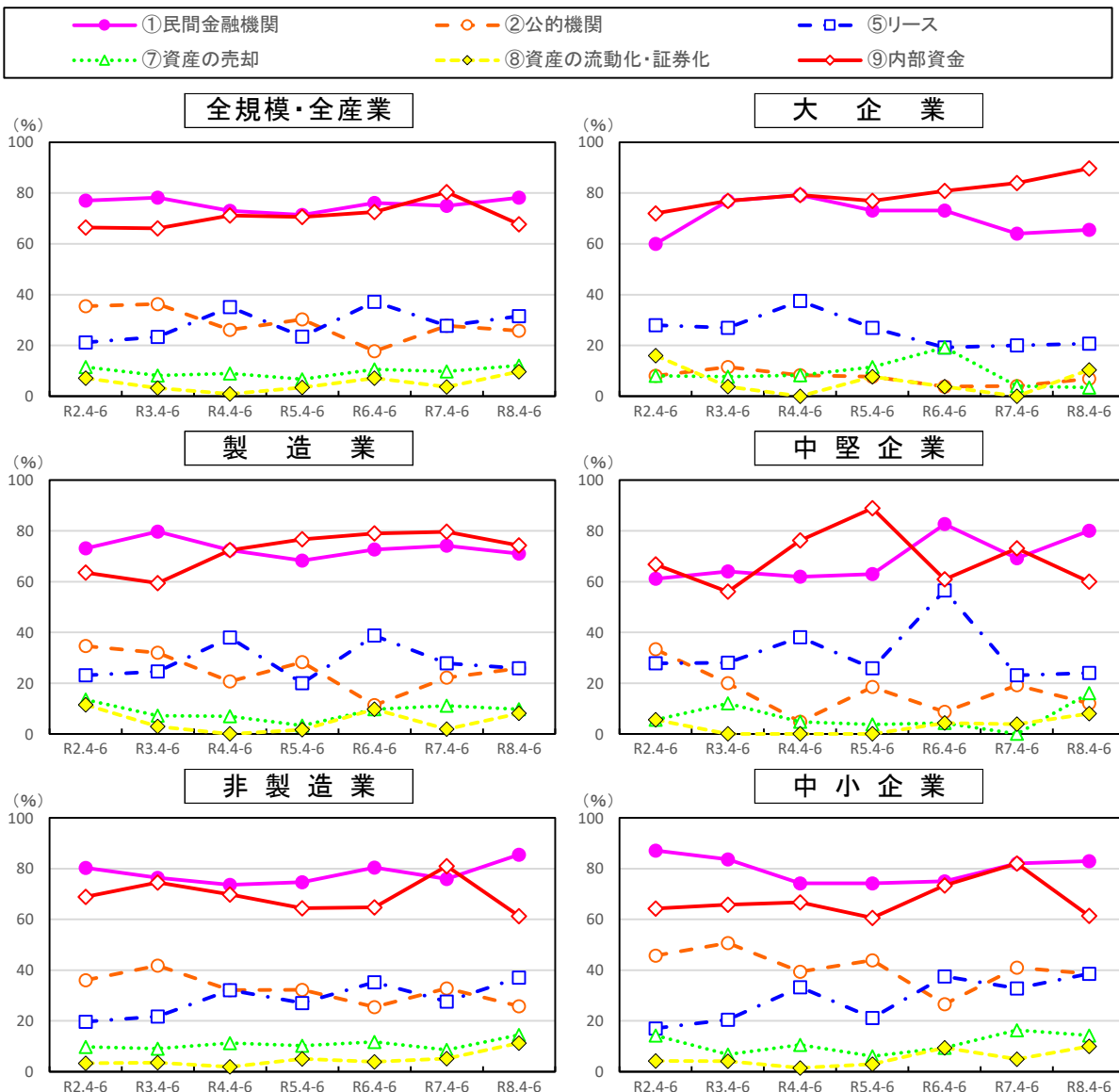
また、業種別にみると、製造業は「⑨ 内部資金」、非製造業は「① 民間金融機関」をあげる企業が最も多い。

《表 8》資金調達方法（1社3項目以内の複数回答）

（回答社数構成比：%）

	① 民間金融機関	② 公的機関	③ 株式の発行	④ 社債の発行	⑤ リース	⑥ 企業間信用	⑦ 資産の売却	⑧ 資産の流動化・証券化	⑨ 内部資金	⑩ その他
全規模・全産業	78.2	25.8	1.6	0.8	31.5	8.9	12.1	9.7	67.7	4.0
大企業	65.5	6.9	6.9	3.4	20.7	6.9	3.4	10.3	89.7	3.4
中堅企業	80.0	12.0	0.0	0.0	24.0	24.0	16.0	8.0	60.0	4.0
中小企業	82.9	38.6	0.0	0.0	38.6	4.3	14.3	10.0	61.4	4.3
製造業	71.0	25.8	3.2	1.6	25.8	6.5	9.7	8.1	74.2	4.8
非製造業	85.5	25.8	0.0	0.0	37.1	11.3	14.5	11.3	61.3	3.2

【図 10】資金調達方法の推移



（注）「金融業、保険業」は調査対象外。

## <参考資料> 企業収益の全業種集計

《表9》 企業収益（全業種、8年度）

売上高:含む「電気・ガス・水道業」、除く「金融業、保険業」

経常利益:含む「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」

(前年比増減率:%)

	売上高	経常利益	(受取配当金を除く)
全規模・全産業	1.5 ( 0.3 )	3.6 ( 14.1 )	8.2 ( 18.3 )
大企業	2.6 ( 0.6 )	5.8 ( 16.1 )	11.1 ( 20.9 )
中堅企業	▲ 3.4 ( ▲ 0.8 )	▲ 19.3 ( ▲ 2.9 )	▲ 17.8 ( ▲ 2.4 )
中小企業	▲ 9.0 ( 1.3 )	▲ 8.5 ( 5.3 )	▲ 7.6 ( 6.9 )
製造業	▲ 0.5 ( 1.3 )	▲ 9.0 ( 31.4 )	▲ 9.3 ( 45.1 )
非製造業	6.9 ( ▲ 0.4 )	13.8 ( 9.5 )	16.6 ( 11.8 )

- (注) 1. ( ) 書は前回(8年1~3月期)調査結果。  
 2. 「金融業、保険業」の売上高は調査対象外。

## 令和8年春季賃上げ要求・妥結状況調査結果(第2報) をお知らせします。

長野県内の民間労働組合を対象に、春季賃上げ要求・妥結状況を調査しています。第2報(5月31日時点)として、有効回答のあった145組合について集計を行いました。そのうち145組合が賃上げ要求を行い、143組合が妥結しました。

### 調査の概要

- 調査目的 春季賃上げの妥結状況を的確に把握し、労使に情報を提供する。
- 調査対象 県内の民間労働組合から抽出した420組合

### 調査結果の概要

- 平均要求額(定期昇給含む)  
平均要求額は16,560円で、前年同期と比べ金額で1,056円増加し、平均要求率は5.89%で、前年同期を0.16ポイント上回りました。
- 平均妥結額(定期昇給含む)  
平均妥結額は11,677円で、前年同期と比べ金額で973円増加し、平均賃上率は4.16%で、前年同期を0.18ポイント上回りました。

### 特徴と傾向

- 平均妥結額及び平均賃上率は前年同期を上回り、平均妥結額は11,000円台となりました。  
※令和7年平均妥結額 10,704円(第2報)
- 妥結の内訳状況がわかる143組合のうち、ベースアップで妥結となった組合は、82.5%にあたる118組合で、割合では前年同期を4.3ポイント上回りました。

### その他

次回の公表(最終報:令和8年6月30日現在)は、令和8年7月下旬を予定しています。



みんなでつくりよう!こども・子育てに優しい信州

(問い合わせ先)

担当 労働雇用課調査情報係 吉沢、加藤

電話:026-235-7119(直通)

026-232-0111(代表)内線2476

FAX:026-235-7327

E-mail rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

## 令和8年春季賃上げ要求・妥結状況(第2報)

調査日 令和8年5月31日  
公表 令和8年6月24日  
長野県産業労働部労働雇用課

### ○企業規模別要求・妥結状況

区分 規模	要 求						妥 結							
	平均年齢	平均賃金	組合数	平均要求額	平均要求率	前年同期結果 (R7.5.31)			組合数	平均妥結額	平均賃上率	前年同期結果 (R7.5.31)		
						前年組合数	前年平均要求額	前年平均要求率				前年組合数	前年平均妥結額	前年平均賃上率
300人未満	40.9	258,830	78	15,001	5.80	90	13,490	5.33	77	9,589	3.71	90	9,184	3.63
300～999人	39.9	304,016	46	17,778	5.85	49	16,806	6.02	45	13,087	4.30	48	11,885	4.25
1,000人以上	38.7	313,466	21	19,680	6.28	20	21,372	6.51	21	16,308	5.20	18	15,156	4.74
規 模 計	40.2	281,078	145	16,560	5.89	159	15,504	5.73	143	11,677	4.16	156	10,704	3.98

(注) 1 要求・妥結状況は、単純平均による。  
2 平均賃上率は、妥結組合の平均賃金に対するもの。

### ○妥結額分布状況

妥結額	組合数	構成比	前年同期 組合構成比 (R7.5.31)	妥結額	組合数	構成比	前年同期 組合構成比 (R7.5.31)
	組合	%	%		組合	%	%
0～900円台	0	0.0	0.0	11,000円台	7	4.9	3.8
1,000円台	0	0.0	1.9	12,000円台	9	6.3	5.1
2,000円台	2	1.4	1.3	13,000円台	10	7.0	5.1
3,000円台	7	4.9	5.8	14,000円台	5	3.5	3.8
4,000円台	6	4.2	1.9	15,000円台	11	7.7	10.9
5,000円台	8	5.6	7.1	16,000円台	10	7.0	3.8
6,000円台	4	2.8	5.1	17,000円台	7	4.9	3.8
7,000円台	8	5.6	7.1	18,000円台	4	2.8	1.9
8,000円台	9	6.3	6.4	19,000円台	2	1.4	0.6
9,000円台	6	4.2	6.4	20,000円以上	9	6.3	4.5
10,000円台	19	13.3	13.5	合 計	143	100.0	100.0

\* 構成比の合計は、四捨五入の結果100.0にならない場合がある。

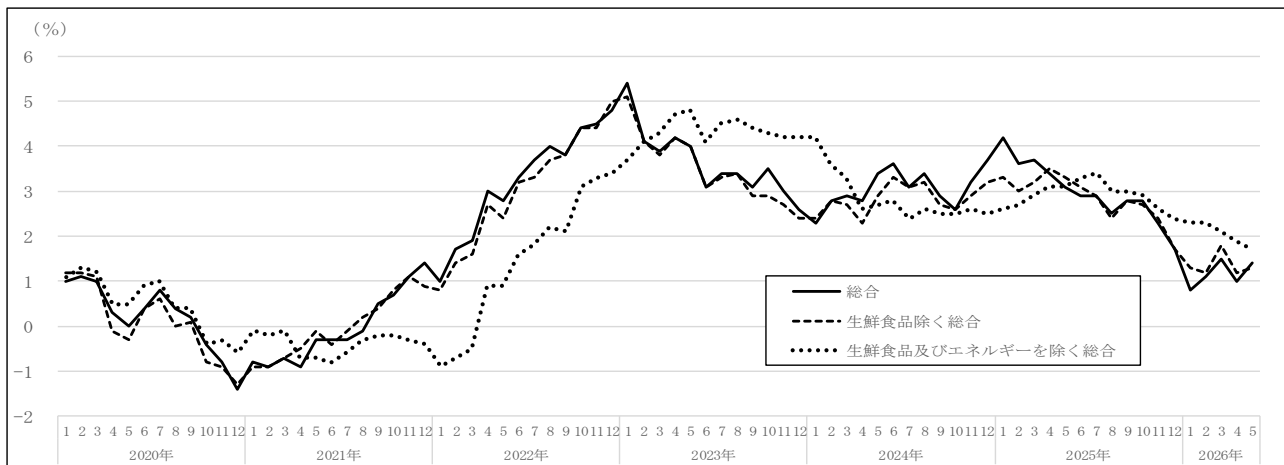
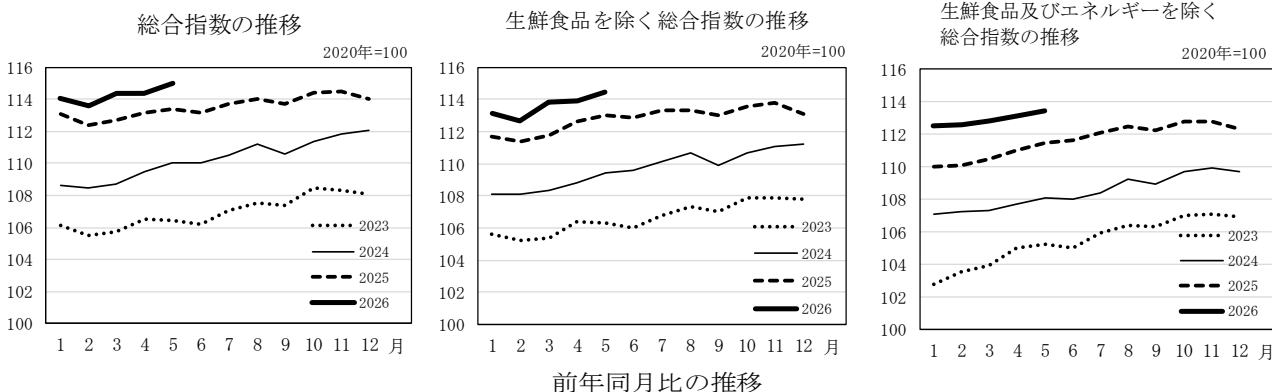
### ○妥結の内訳状況

項 目	組合数	前年同期 組合数
定期昇給・ベアともに妥結	88	87
定期昇給のみ妥結・ベアなし	12	16
定期昇給なし・ベアのみ妥結	30	35
その他	13	18
未回答	0	0
合 計	143	156

## 長野市の消費者物価指数 —2020年基準—

2026年(令和8年)5月分をお知らせします

- 総合指数は、2020年(令和2年)を100として115.0となり、前月比は0.5%上昇しました。  
また、前年同月比は1.4%上昇し、57か月連続で前年同月を上回りました。
- 生鮮食品を除く総合指数は114.5となり、前月比は0.5%上昇しました。  
また、前年同月比は1.3%上昇し、58か月連続で前年同月を上回りました。
- 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は113.4となり、前月比は0.2%上昇しました。  
また、前年同月比は1.7%上昇し、50か月連続で前年同月を上回りました。



(注) ・前月比及び前年同月比の数値は、端数処理(四捨五入)の関係で、公表された指数を用いて算出した値とは一致しない場合があります。  
・この資料は、「総務省統計局『小売物価統計調査』の調査票情報」の長野市内価格を集計したものです。

\* 「長野市の消費者物価指数」は、「統計ステーションながの」でも提供しています。 <https://tokei.pref.nagano.lg.jp/>

\* 6月分の公表予定日は、2026年7月24日(金)です。

確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0  
~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

長野県総合5か年計画推進中

**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**  
[長野県は「SDGs未来都市」です]

長野県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



(問合せ先)

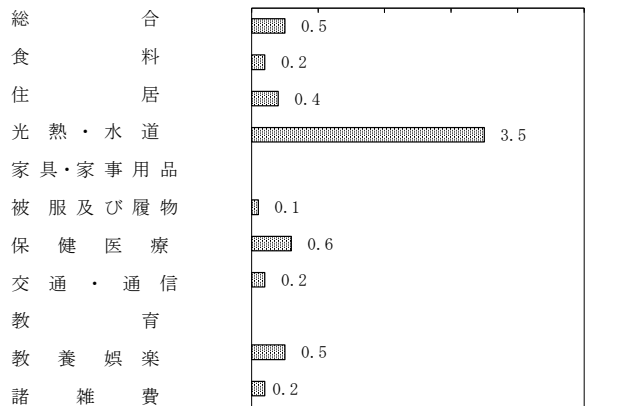
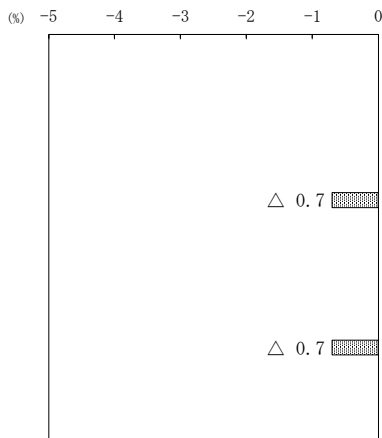
担当 企画振興部総合政策課統計室  
統計第二係 氷熊、永井  
電話 026-235-7073 (直通)  
026-232-0111 (代表) 内線 5112  
ファクシミリ 026-235-0517  
電子メール tokei@pref.nagano.lg.jp

費目別指数（前月比、前年同月比及び前年同月比寄与度）

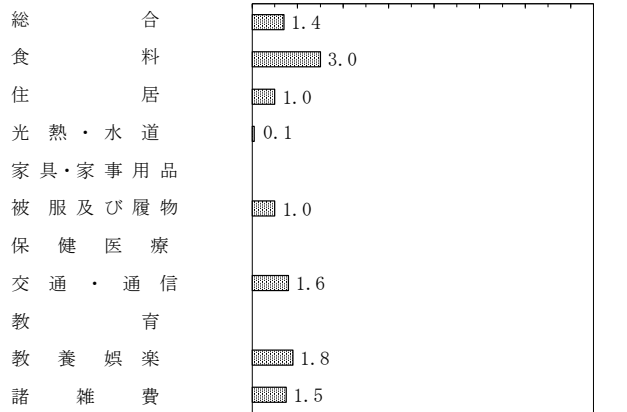
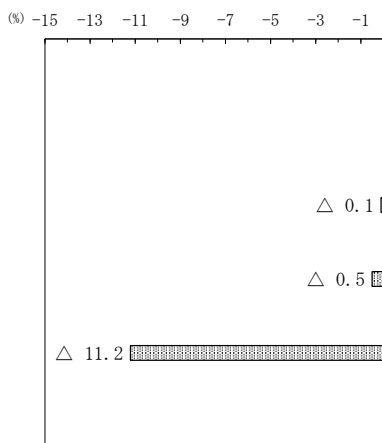
区 分	総 合	食 料	住 居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教 育	教養娯楽	諸雑費
ウエイト	10000	2579	2100	768	416	354	458	1523	206	989	607
指 数	115.0	130.8	106.3	121.1	117.7	112.4	104.2	102.6	81.6	122.1	108.4
前月比 (%)	0.5	0.2	0.4	3.5	△ 0.7	0.1	0.6	0.2	△ 0.7	0.5	0.2
前年同月比 (%)	1.4	3.0	1.0	0.1	△ 0.1	1.0	△ 0.5	1.6	△ 11.2	1.8	1.5
前年同月比寄与度 (%)	—	0.87	0.19	0.01	0.00	0.03	△ 0.02	0.22	△ 0.19	0.18	0.09

(注) ウエイト： 総合と10大費目の合計は、端数処理のため一致していない。  
 (注) 各寄与度は、総合指数の前年同月比に対するものである。

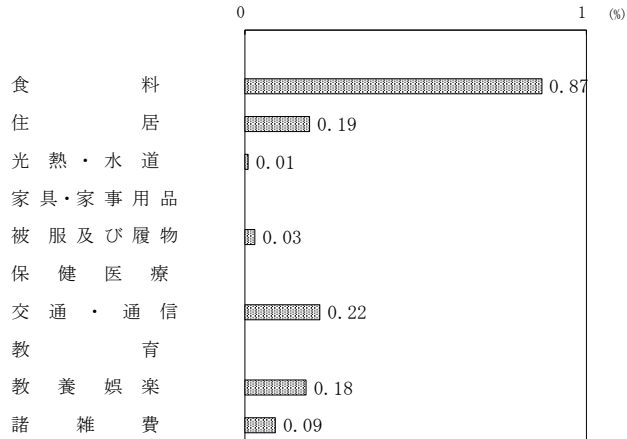
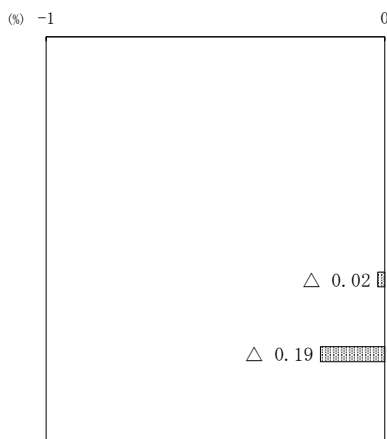
費目別前月比



費目別前年同月比



費目別前年同月比寄与度



# 消費者物価指数（長野市）

2026年(令和8年)5月分

(2020年(令和2年)=100)

## 10大費目別

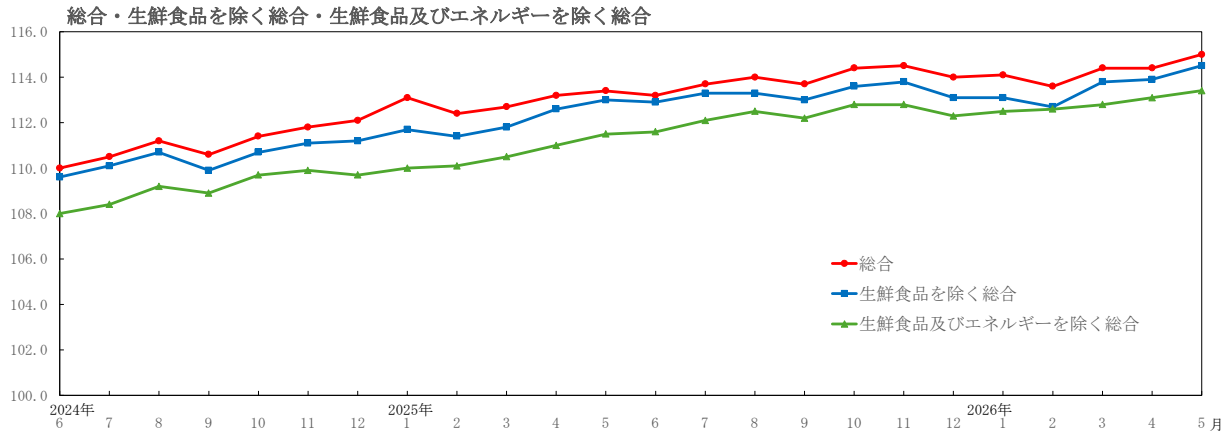
分類	指数	前月比	前年同月比	前年同月比寄与度
総合	115.0	0.5	1.4	—
食料	130.8	0.2	3.0	0.87
穀類	158.1	1.7	3.6	0.10
魚介類	133.1	△0.5	0.6	0.01
生鮮魚介	132.3	△3.3	1.4	0.02
肉類	139.1	△1.7	7.5	0.18
乳卵類	129.7	△1.3	4.1	0.05
野菜・海藻	121.2	△1.2	2.5	0.08
生鮮野菜	120.5	△2.0	2.3	0.04
果物	128.3	7.0	3.9	0.05
生鮮果物	130.9	7.6	3.6	0.04
油脂・調味料	127.7	0.7	5.8	0.08
菓子類	141.7	△0.3	7.0	0.18
調理食品	135.7	0.9	1.1	0.05
飲料	131.8	△0.2	7.9	0.13
酒類	115.4	0.3	1.7	0.02
外食	116.6	0.2	△1.1	△0.05
住居	106.3	0.4	1.0	0.19
家賃	100.8	0.1	△0.1	△0.01
設備修繕・維持	124.3	1.3	3.9	0.20
光熱・水道	121.1	3.5	0.1	0.01
電気代	125.7	5.5	△3.9	△0.14
ガス代	118.0	1.9	△2.5	△0.04
他の光熱	168.3	5.9	19.4	0.19
上下水道料	100.0	0.0	0.0	0.00
家具・家事用品	117.7	△0.7	△0.1	0.00
家庭用耐久財	109.6	△2.0	△2.6	△0.04
室内装備品	99.3	0.5	1.1	0.00
寝具類	113.2	0.0	1.4	0.00
家事雑貨	138.6	0.4	3.4	0.03
家事用消耗品	122.3	△0.6	△0.3	0.00
家事サービス	105.3	0.0	0.9	0.00
被服及び履物	112.4	0.1	1.0	0.03
衣料	114.5	△0.3	2.2	0.03
和服	129.5	0.0	△2.8	0.00
洋服	114.1	△0.3	2.4	0.03
シャツ・セーター・下着類	111.6	△0.4	0.9	0.01
シャツ・セーター類	114.6	△0.5	△0.5	0.00
下着類	105.4	0.0	4.2	0.01
履物類	115.4	1.9	△3.2	△0.02

分類	指数	前月比	前年同月比	前年同月比寄与度
他の被服	101.4	0.0	3.9	0.01
被服関連サービス	111.5	0.0	0.0	0.00
保健医療	104.2	0.6	△0.5	△0.02
医薬品・健康保持用摂取品	110.6	0.6	2.3	0.03
保健医療用品・器具	108.4	2.3	△5.9	△0.05
保健医療サービス	99.3	0.0	0.0	0.00
交通・通信	102.6	0.2	1.6	0.22
交通	103.8	0.3	1.4	0.02
自動車等関係費	113.5	0.4	0.0	0.00
通信	78.6	△0.2	7.0	0.20
教育	81.6	△0.7	△11.2	△0.19
授業料等	69.1	△1.2	△17.8	△0.20
教科書・学習参考教材	108.9	0.0	1.2	0.00
補習教育	114.2	0.0	1.9	0.01
教養娯楽	122.1	0.5	1.8	0.18
教養娯楽用耐久財	104.6	0.8	△0.8	△0.01
教養娯楽用品	124.5	0.3	2.1	0.05
書籍・他の印刷物	118.0	0.0	1.8	0.02
教養娯楽サービス	125.0	0.7	2.0	0.12
諸雑費	108.4	0.2	1.5	0.09
理美容サービス	106.5	0.2	0.8	0.01
理美容用品	106.6	0.2	1.2	0.02
身の回り用品	126.6	0.5	6.8	0.05
たばこ	117.0	0.0	1.7	0.01
他の諸雑費	103.8	0.0	0.4	0.01
別掲				
生鮮食品 *1	126.4	0.1	2.4	0.10
生鮮食品を除く総合	114.5	0.5	1.3	1.27
生鮮食品を除く食料	131.6	0.3	3.1	0.77
持家の帰属家賃を除く総合	117.2	0.6	1.6	1.40
持家の帰属家賃を除く住居	116.3	0.9	2.8	0.21
持家の帰属家賃を除く家賃	101.7	0.2	0.6	0.01
持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合	116.7	0.6	1.6	1.30
エネルギー *2	126.9	3.6	△2.1	△0.19
食料(酒類を除く)及びエネルギーを除く総合	107.5	0.2	1.1	0.72
教育関係費	83.3	△0.5	△13.3	△0.30
教養娯楽関係費	120.4	0.5	1.7	0.18
情報通信関係費	78.4	0.0	4.9	0.16
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	113.4	0.2	1.7	1.46

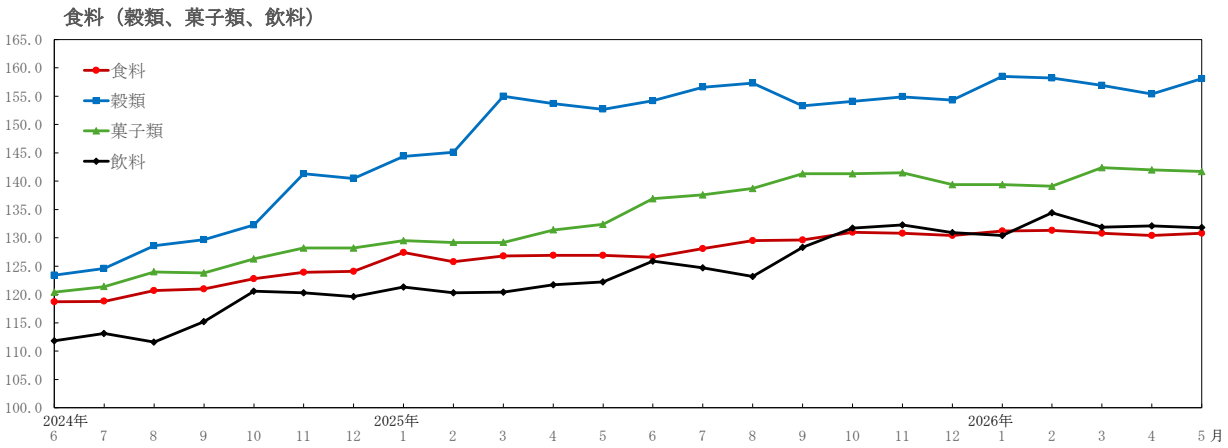
\*1 生鮮魚介、生鮮野菜及び生鮮果物

\*2 電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン

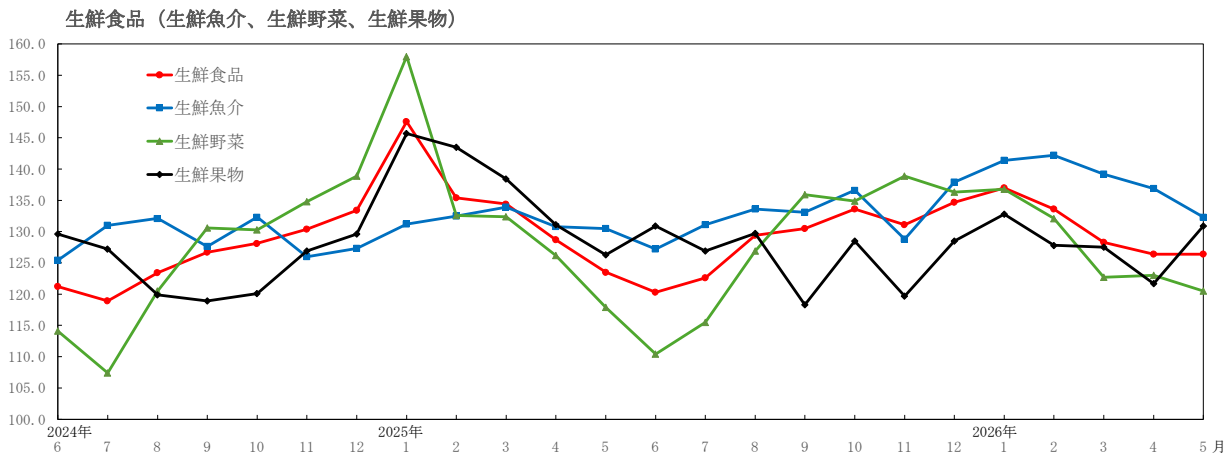
(注)各寄与度は、総合指数の前年同月比に対するものである。



年	2024												2025												2026				
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5					
総合	110.0	110.5	111.2	110.6	111.4	111.8	112.1	113.1	112.4	112.7	113.2	113.4	113.2	113.7	114.0	113.7	114.4	114.5	114.0	114.1	113.6	114.4	114.4	115.0					
生鮮食品を除く総合	109.6	110.1	110.7	109.9	110.7	111.1	111.2	111.7	111.4	111.8	112.6	113.0	112.9	113.3	113.3	113.0	113.6	113.8	113.1	113.1	112.7	113.8	113.9	114.5					
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	108.0	108.4	109.2	108.9	109.7	109.9	109.7	110.0	110.1	110.5	111.0	111.5	111.6	112.1	112.5	112.2	112.8	112.8	112.3	112.5	112.6	112.8	113.1	113.4					

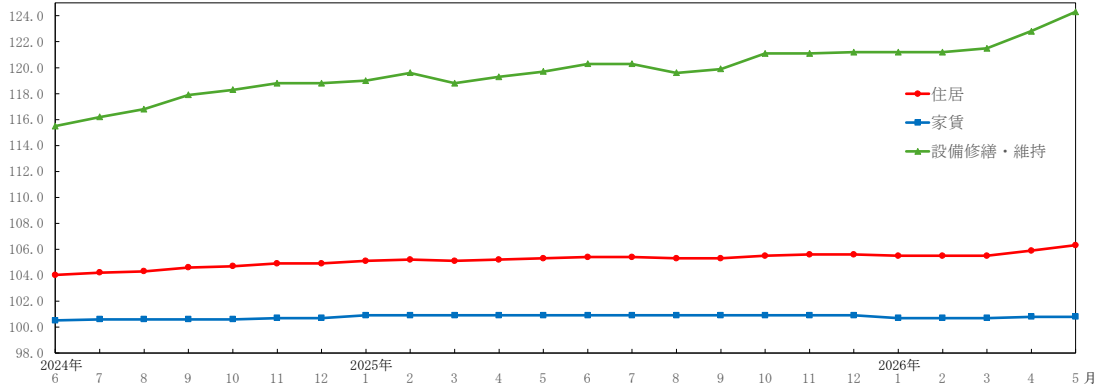


年	2024												2025												2026				
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5					
食料	118.7	118.8	120.7	121.0	122.8	123.9	124.1	127.4	125.8	126.8	126.9	126.9	126.6	128.1	129.5	129.6	131.0	130.8	130.4	131.2	131.3	130.8	130.4	130.8					
穀類	123.4	124.6	128.6	129.7	132.3	141.3	140.5	144.4	145.1	155.0	153.7	152.7	154.2	156.6	157.3	153.3	154.1	154.9	154.3	158.5	158.2	156.9	155.4	158.1					
菓子類	120.4	121.4	124.0	123.8	126.3	128.2	128.2	129.5	129.2	129.2	131.4	132.4	136.9	137.6	138.7	141.3	141.3	141.5	139.4	139.4	139.1	142.4	141.7						
飲料	111.8	113.1	111.6	115.2	120.6	120.3	119.6	121.3	120.3	120.4	121.7	122.2	125.9	124.7	123.2	128.3	131.7	132.3	130.9	130.4	134.4	131.9	132.1	131.8					



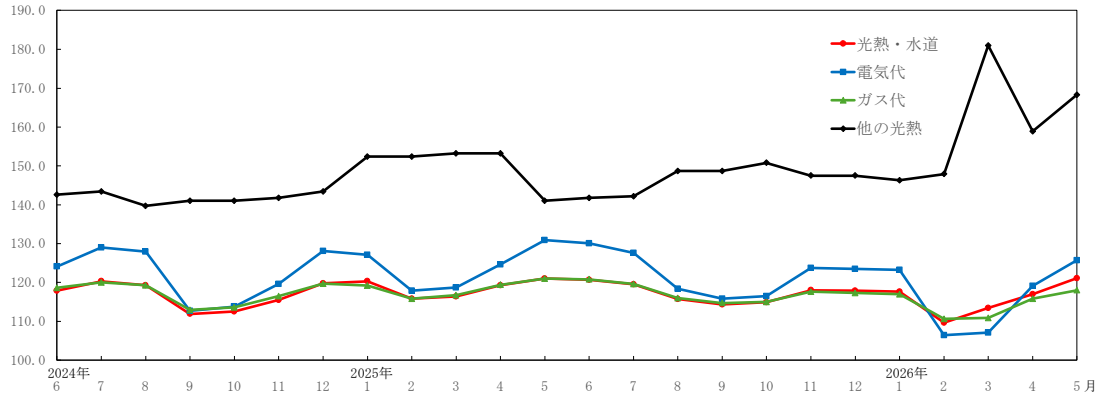
年	2024												2025												2026				
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5					
生鮮食品	121.2	118.9	123.4	126.7	128.1	130.4	133.4	147.6	135.4	134.4	128.7	123.5	120.3	122.6	129.4	130.5	133.6	131.1	134.7	137.0	133.6	128.3	126.4	126.4					
生鮮魚介	125.4	131.0	132.1	127.6	132.3	126.0	127.3	131.2	132.5	133.9	130.8	130.5	127.2	131.1	133.6	133.1	136.6	128.8	137.9	141.4	142.2	139.2	136.9	132.3					
生鮮野菜	114.1	107.4	120.5	130.6	130.3	134.8	138.9	158.0	132.6	132.4	126.2	117.9	110.4	115.5	126.9	135.9	134.9	138.9	136.3	136.8	132.1	122.7	123.0	120.5					
生鮮果物	129.6	127.2	119.9	118.9	120.1	126.9	129.6	145.7	143.5	138.4	131.1	126.3	130.9	126.9	129.7	118.3	128.5	119.7	128.5	132.8	127.8	127.5	121.7	130.9					

住居（家賃、設備修繕・維持）



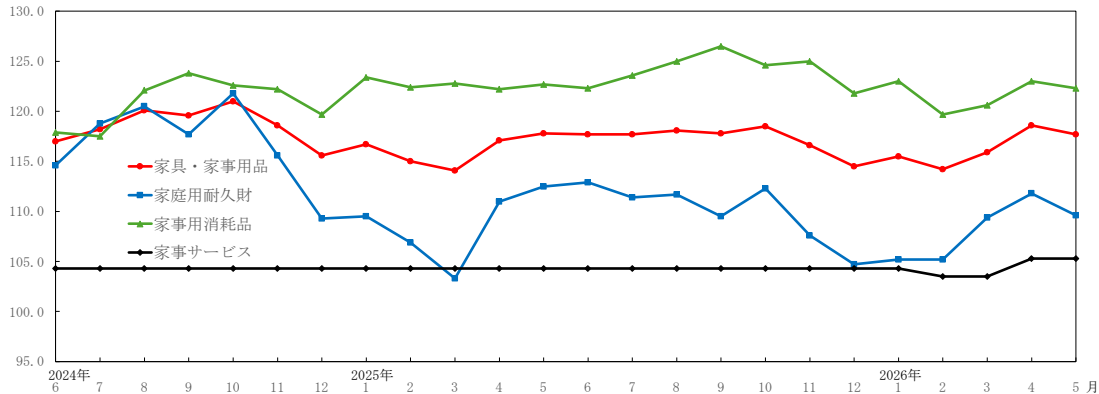
年	2024												2025												2026				
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5					
住居	104.0	104.2	104.3	104.6	104.7	104.9	104.9	105.1	105.2	105.1	105.2	105.3	105.4	105.4	105.3	105.3	105.5	105.6	105.6	105.5	105.5	105.5	105.9	106.3					
家賃	100.5	100.6	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.7	100.7	100.7	100.8	100.8					
設備修繕・維持	115.5	116.2	116.8	117.9	118.3	118.8	118.8	119.0	119.6	118.8	119.3	119.7	120.3	120.3	119.6	119.9	121.1	121.1	121.2	121.2	121.2	121.5	122.8	124.3					

光熱・水道（電気代、ガス代、他の光熱）



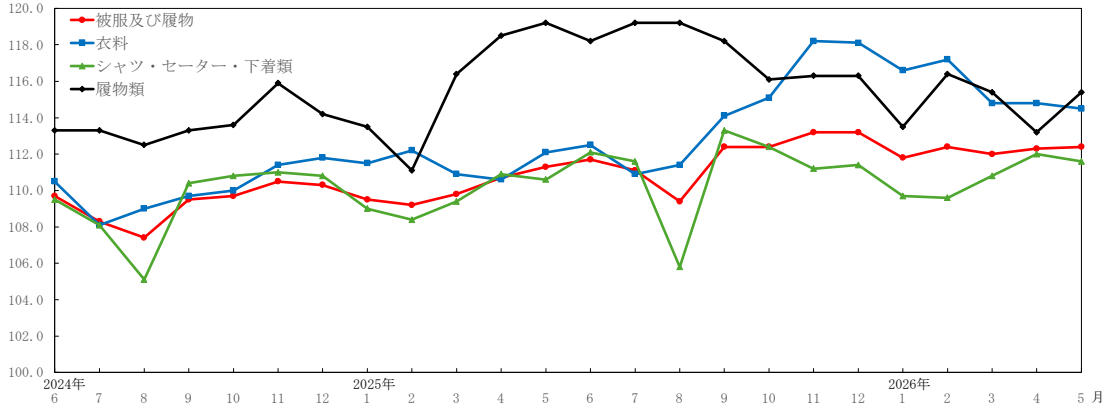
年	2024												2025												2026				
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5					
光熱・水道	117.9	120.3	119.3	111.9	112.5	115.5	119.8	120.3	115.8	116.4	119.3	121.0	120.7	119.5	115.7	114.3	114.9	118.0	117.9	117.6	109.6	113.4	117.0	121.1					
電気代	124.1	129.0	127.9	112.7	113.8	119.6	128.1	127.1	117.9	118.7	124.6	130.9	130.1	127.6	118.4	115.8	116.5	123.7	123.5	123.2	106.4	107.1	119.1	125.7					
ガス代	118.6	120.0	119.3	112.9	113.6	116.5	119.7	119.2	115.8	116.7	119.4	121.0	120.8	119.6	116.0	114.7	115.0	117.6	117.3	117.0	110.6	110.9	115.8	118.0					
他の光熱	142.6	143.4	139.7	141.0	141.0	141.8	143.4	152.4	152.4	153.2	153.2	141.0	141.8	142.2	148.7	148.7	150.8	147.5	147.5	146.3	147.9	181.0	158.9	168.3					

家具・家事用品（家庭用耐久財、家事用消耗品、家事サービス）



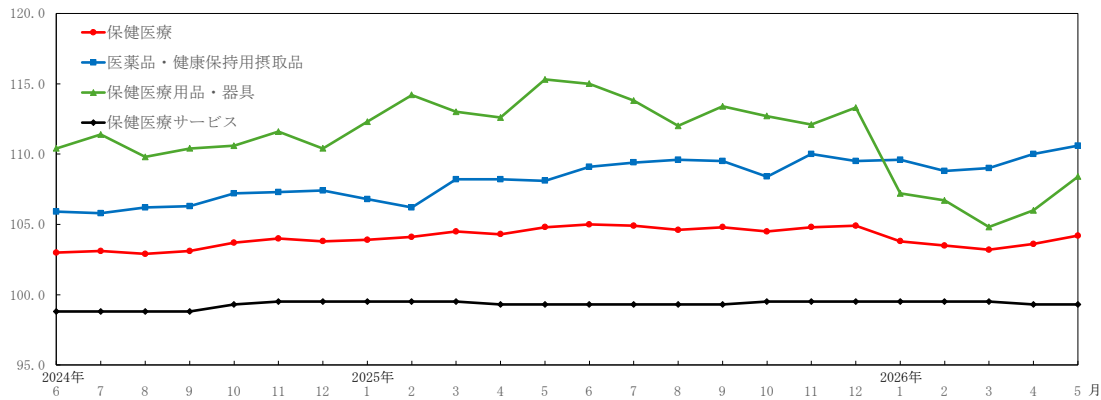
年	2024												2025												2026				
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5					
家具・家事用品	117.0	118.2	120.1	119.6	121.0	118.6	115.6	116.7	115.0	114.1	117.1	117.8	117.7	117.7	118.1	117.8	118.5	116.6	114.5	115.5	114.2	115.9	118.6	117.7					
家庭用耐久財	114.6	118.8	120.5	117.7	121.8	115.6	109.3	109.5	106.9	103.3	111.0	112.5	112.9	111.4	111.7	109.5	112.3	107.6	104.7	105.2	105.2	109.4	111.8	109.6					
家事用消耗品	117.9	117.5	122.1	123.8	122.6	122.2	119.7	123.4	122.4	122.8	122.2	122.7	122.3	123.6	125.0	126.5	124.6	125.0	121.8	123.0	119.7	120.6	123.0	122.3					
家事サービス	104.3	104.3	104.3	104.3	104.3	104.3	104.3	104.3	104.3	104.3	104.3	104.3	104.3	104.3	104.3	104.3	104.3	104.3	104.3	104.3	103.5	103.5	105.3	105.3					

被服及び履物（衣料、シャツ・セーター・下着類、履物類）



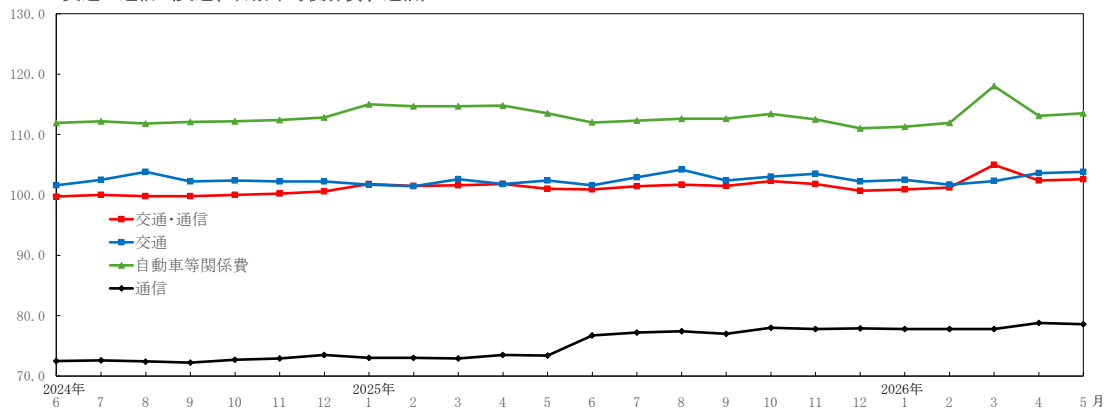
年	2024												2025					2026						
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
被服及び履物	109.7	108.3	107.4	109.5	109.7	110.5	110.3	109.5	109.2	109.8	110.7	111.3	111.7	111.1	109.4	112.4	112.4	113.2	113.2	111.8	112.4	112.0	112.3	112.4
衣料	110.5	108.1	109.0	109.7	110.0	111.4	111.8	111.5	112.2	110.9	110.6	112.1	112.5	110.9	111.4	114.1	115.1	118.2	118.1	116.6	117.2	114.8	114.8	114.5
シャツ・セーター・下着類	109.5	108.1	105.1	110.4	110.8	111.0	110.8	109.0	108.4	109.4	110.9	110.6	112.1	111.6	105.8	113.3	112.4	111.2	111.4	109.7	109.6	110.8	112.0	111.6
履物類	113.3	113.3	112.5	113.3	113.6	115.9	114.2	113.5	111.1	116.4	118.5	119.2	118.2	119.2	119.2	118.2	116.1	116.3	116.3	113.5	116.4	115.4	113.2	115.4

保健医療（医薬品・健康保持用摂取品、保健医療用品・器具、保健医療サービス）



年	2024												2025					2026						
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
保健医療	103.0	103.1	102.9	103.1	103.7	104.0	103.8	103.9	104.1	104.5	104.3	104.8	105.0	104.9	104.6	104.8	104.5	104.8	104.9	103.8	103.5	103.2	103.6	104.2
医薬品・健康保持用摂取品	105.9	105.8	106.2	106.3	107.2	107.3	107.4	106.8	106.2	108.2	108.2	108.1	109.1	109.4	109.6	109.5	108.4	110.0	109.5	109.6	108.8	109.0	110.0	110.6
保健医療用品・器具	110.4	111.4	109.8	110.4	110.6	111.6	110.4	112.3	114.2	113.0	112.6	115.3	115.0	113.8	112.0	113.4	112.7	112.1	113.3	107.2	106.7	104.8	106.0	108.4
保健医療サービス	98.8	98.8	98.8	98.8	99.3	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.3	99.3

交通・通信（交通、自動車等関係費、通信）



年	2024												2025					2026						
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
交通・通信	99.7	100.0	99.8	99.8	100.0	100.2	100.6	101.8	101.5	101.6	101.8	101.0	100.9	101.4	101.7	101.5	102.3	101.8	100.7	100.9	101.2	105.0	102.4	102.6
交通	101.6	102.5	103.8	102.2	102.4	102.2	102.2	101.7	101.4	102.6	101.8	102.4	101.6	102.9	104.2	102.4	103.0	103.5	102.2	102.5	101.7	102.3	103.6	103.8
自動車等関係費	111.9	112.2	111.8	112.1	112.2	112.4	112.8	115.0	114.7	114.7	114.8	113.5	112.0	112.3	112.6	112.6	113.4	112.5	111.0	111.3	111.9	118.0	113.1	113.5
通信	72.5	72.6	72.4	72.2	72.7	72.9	73.5	73.0	73.0	72.9	73.5	73.4	76.7	77.2	77.4	77.0	78.0	77.8	77.9	77.8	77.8	77.8	78.8	78.6



# 2020年基準 都市別消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)

(2020年(令和2年)=100)

区 分		長 野 市			全 国			東 京 都 区 部		
		指 数	前月比 (%)	前 年 同月比 (%)	指 数	前月比 (%)	前 年 同月比 (%)	指 数	前月比 (%)	前 年 同月比 (%)
年 別	2016年	96.9		△ 0.5	98.2		△ 0.3	98.2		△ 0.3
	2017年	97.7		0.8	98.7		0.5	98.3		0.2
	2018年	98.9		1.2	99.5		0.9	99.1		0.8
	2019年	99.9		1.0	100.2		0.6	100.0		0.9
	2020年	100.0		0.1	100.0		△ 0.2	100.0		0.0
	2021年	100.0		0.0	99.8		△ 0.2	99.8		△ 0.2
	2022年	103.0		3.1	102.1		2.3	101.9		2.2
	2023年	106.6		3.5	105.2		3.1	105.0		3.0
	2024年	109.7		2.9	107.9		2.5	107.2		2.1
	2025年	112.8		2.9	111.2		3.1	110.1		2.7
年 度 別	2016年度	97.1		△ 0.2	98.2		△ 0.2	98.1		△ 0.4
	2017年度	98.0		1.0	98.9		0.7	98.5		0.4
	2018年度	99.2		1.2	99.7		0.8	99.4		0.9
	2019年度	100.2		1.0	100.3		0.6	100.2		0.7
	2020年度	99.8		△ 0.4	99.9		△ 0.4	99.9		△ 0.2
	2021年度	100.3		0.5	99.9		0.1	99.9		0.0
	2022年度	104.1		3.8	103.0		3.0	102.8		2.9
	2023年度	107.3		3.1	105.9		2.8	105.6		2.7
	2024年度	110.5		3.0	108.7		2.7	107.8		2.1
	2025年度	113.2		2.4	111.7		2.7	110.6		2.6
月 別	2024年 6月	109.6	0.1	3.3	107.8	0.3	2.6	107.0	0.2	2.1
	7月	110.1	0.5	3.1	108.3	0.5	2.7	107.4	0.4	2.2
	8月	110.7	0.5	3.2	108.7	0.4	2.8	107.9	0.4	2.4
	9月	109.9	△0.7	2.7	108.2	△0.4	2.4	107.3	△0.5	2.0
	10月	110.7	0.7	2.6	108.8	0.6	2.3	107.9	0.6	1.8
	11月	111.1	0.4	2.9	109.2	0.4	2.7	108.3	0.4	2.2
	12月	111.2	0.2	3.2	109.6	0.3	3.0	108.6	0.3	2.4
	2025年 1月	111.7	0.4	3.3	109.8	0.2	3.2	108.7	0.0	2.5
	2月	111.4	△0.3	3.0	109.7	△0.1	3.0	108.5	△0.1	2.2
	3月	111.8	0.4	3.2	110.2	0.4	3.2	109.1	0.5	2.4
	4月	112.6	0.7	3.5	110.9	0.7	3.5	110.0	0.8	3.4
	5月	113.0	0.4	3.3	111.4	0.4	3.7	110.5	0.5	3.6
	6月	112.9	△0.1	3.1	111.4	0.0	3.3	110.3	△0.2	3.1
	7月	113.3	0.3	2.9	111.6	0.2	3.1	110.5	0.1	2.9
	8月	113.3	0.0	2.4	111.6	0.0	2.7	110.6	0.1	2.5
	9月	113.0	△0.3	2.8	111.4	△0.2	2.9	110.0	△0.6	2.5
	10月	113.6	0.6	2.7	112.1	0.6	3.0	111.0	0.9	2.8
	11月	113.8	0.1	2.4	112.5	0.4	3.0	111.4	0.4	2.8
	12月	113.1	△0.5	1.7	112.2	△0.2	2.4	111.1	△0.2	2.3
	2026年 1月	113.1	0.0	1.3	112.0	△0.2	2.0	110.9	△0.2	2.0
	2月	112.7	△0.4	1.2	111.4	△0.5	1.6	110.5	△0.3	1.8
	3月	113.8	1.0	1.8	112.1	0.6	1.8	111.0	0.4	1.7
	4月	113.9	0.1	1.2	112.5	0.3	1.4	111.7	0.6	1.5
	5月	114.5	0.5	1.3						

(注) 前年同月比欄は、年別においては前年比、年度別においては前年度比である。

# 長野県鉱工業指数 2026年4月分(速報)をお知らせします

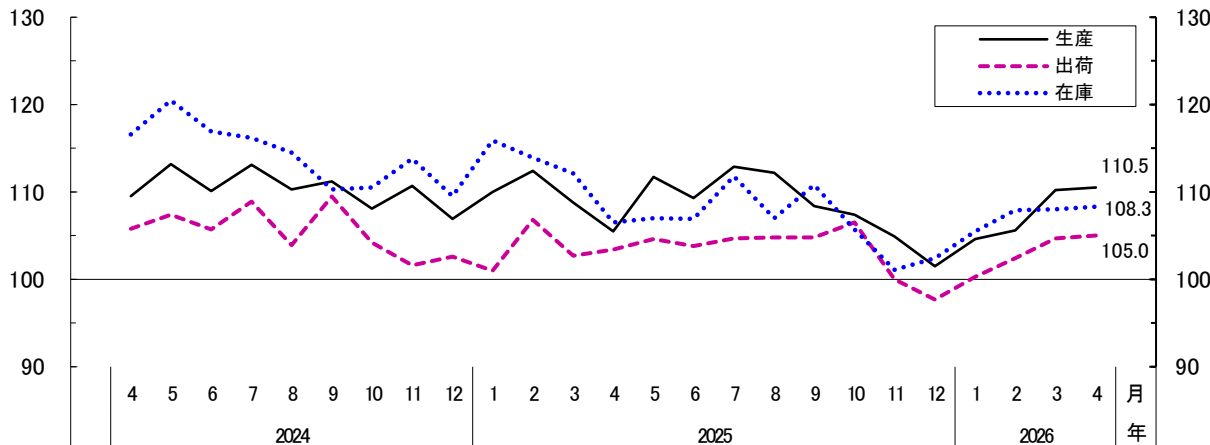
## ●概況

2026年4月の長野県鉱工業指数は、前月比(季節調整済指数)では、生産は0.3%増と4か月連続の上昇、出荷は0.3%増と4か月連続の上昇、在庫は0.3%増と5か月連続の上昇となりました。  
前年同月比(原指数)では、生産は4.7%増と2か月連続の上昇、出荷は1.5%増と2か月連続の上昇、在庫は1.7%増と7か月ぶりの上昇となりました。

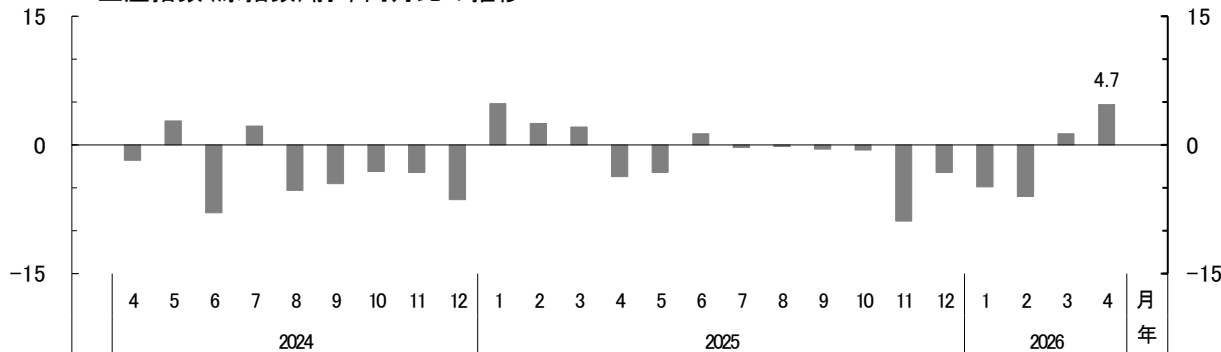
項目	2026年4月		2026年3月	
	季節調整済指数	前月比(%)	原指数	前年同月比(%)
生産	110.5 (110.2)	0.3 (4.4)	112.5 (118.0)	4.7 (1.3)
出荷	105.0 (104.7)	0.3 (2.2)	106.6 (112.7)	1.5 (1.9)
在庫	108.3 (108.0)	0.3 (0.1)	106.7 (106.7)	1.7 (△3.6)

※( )内の数値は、2026年3月分確報値

季節調整済指数の推移



生産指数(原指数)前年同月比の推移



※1) 季節調整済指数とは、原指数を季節調整(毎年季節的に繰り返される変動を取り除くこと)した指数のことで、原指数 ÷ 季節指数により算出します。  
 ※2) 原指数とは、生産等の基準数量(基準となる年の月平均の数量)に対する当月の数量の割合のことで、当月の数量 ÷ 基準数量により算出します。  
 ◎「長野県鉱工業指数」はインターネットでも提供しています。⇒ <https://www.pref.nagano.lg.jp/tokei/tyousa/iip.html>

確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0  
~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

長野県総合5か年計画推進中

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

[長野県は「SDGs未来都市」です]



長野県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

(問合せ先)

企画振興部 総合政策課統計室 統計第一係 永井、赤羽

電話：(直通) 026-235-7070

(代表) 026-232-0111 (内線) 5117

FAX：026-235-0517

E-mail [tokei@pref.nagano.lg.jp](mailto:tokei@pref.nagano.lg.jp)

## 1 生産・出荷・在庫の業種別動向

		主な業種	季節調整済指数	前月比(%)	寄与した主な品目
17業種	上昇 4	汎用・生産用・業務用機械工業	105.3	9.0	その他の生産用機械
		電気機械工業	113.3	3.1	回転電気機械
		窯業・土石製品工業	80.7	6.7	
	低下 13	食料品工業	102.5	△ 5.2	
		電子部品・デバイス工業	94.2	△ 3.8	
		情報通信機械工業	169.3	△ 1.5	

17業種	上昇 9	電気機械工業	113.0	9.0	回転電気機械
		汎用・生産用・業務用機械工業	108.0	2.5	
		情報通信機械工業	108.8	3.1	
	低下 8	食料品工業	98.4	△ 8.1	
		輸送機械工業	127.0	△ 3.1	自動車部品
		金属製品工業	97.1	△ 4.0	金属製ばね

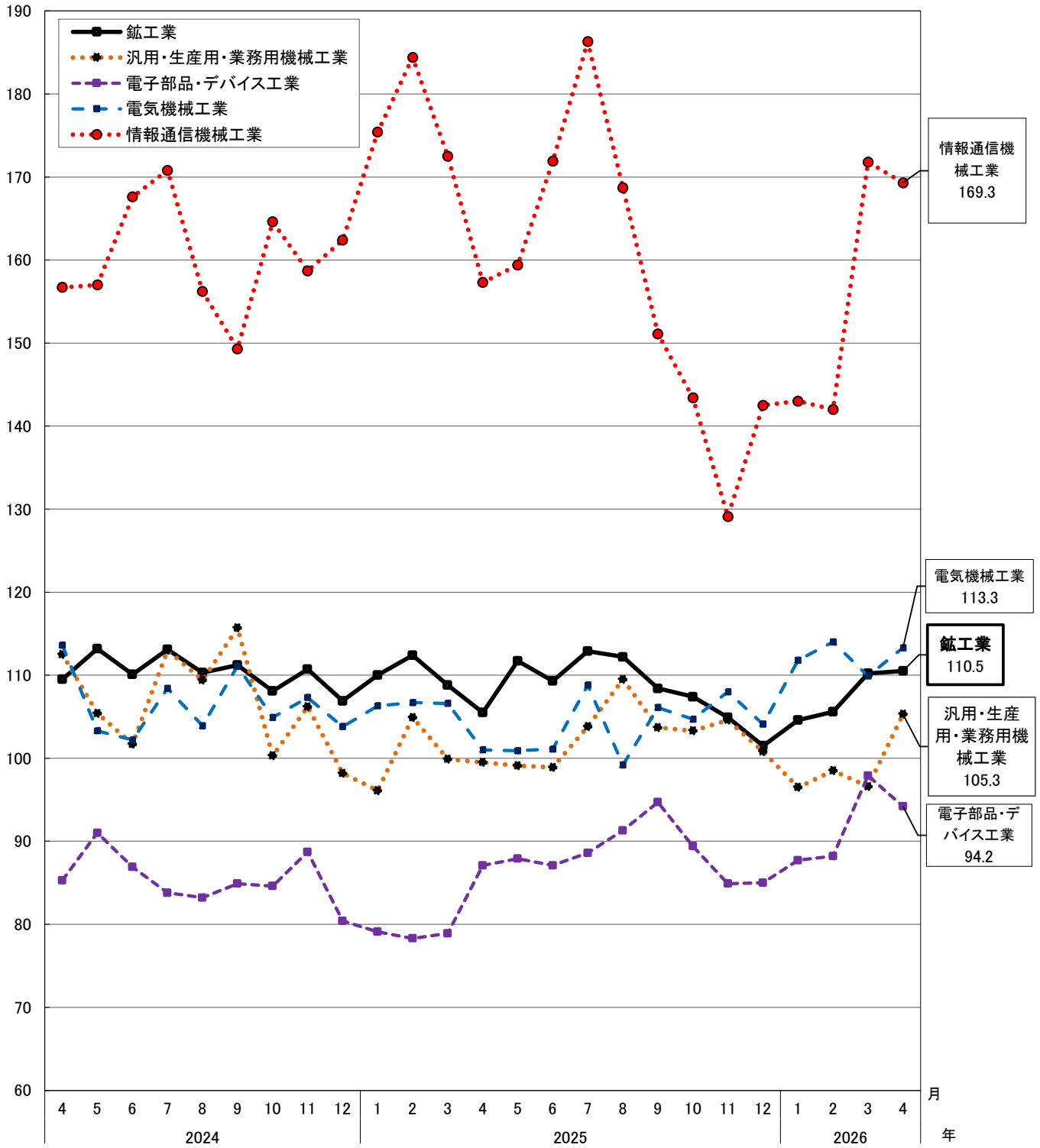
16業種	上昇 5	食料品工業	125.6	18.5	
		化学工業	210.7	1.2	
		窯業・土石製品工業	49.7	5.3	その他の窯業・土石製品
	低下 11	電子部品・デバイス工業	94.2	△ 5.6	
		電気機械工業	88.8	△ 10.8	
		情報通信機械工業	106.6	△ 3.4	

※「主な業種」については、寄与度(全体に与える影響)の大きいものを掲載してあります。

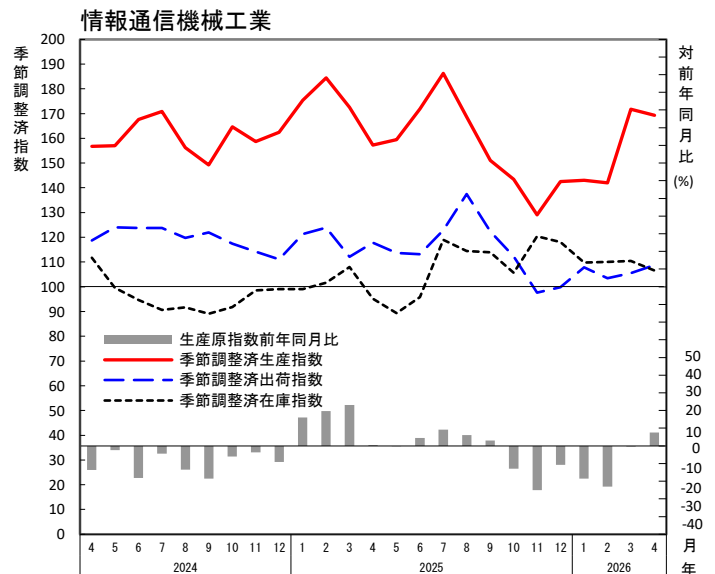
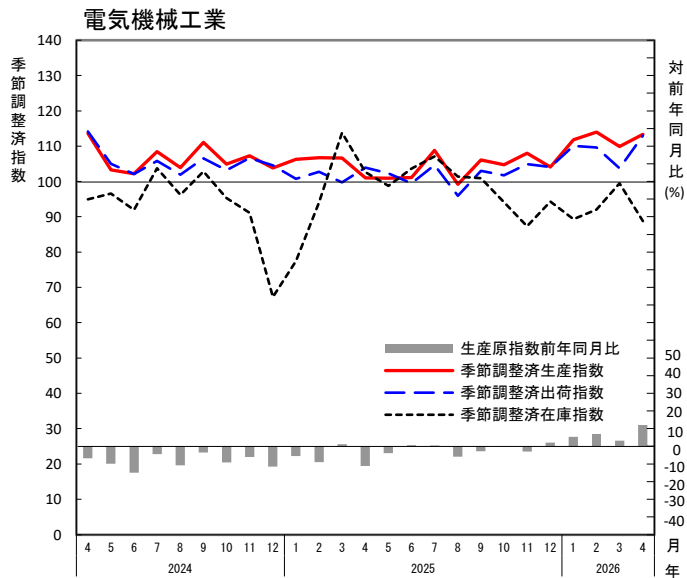
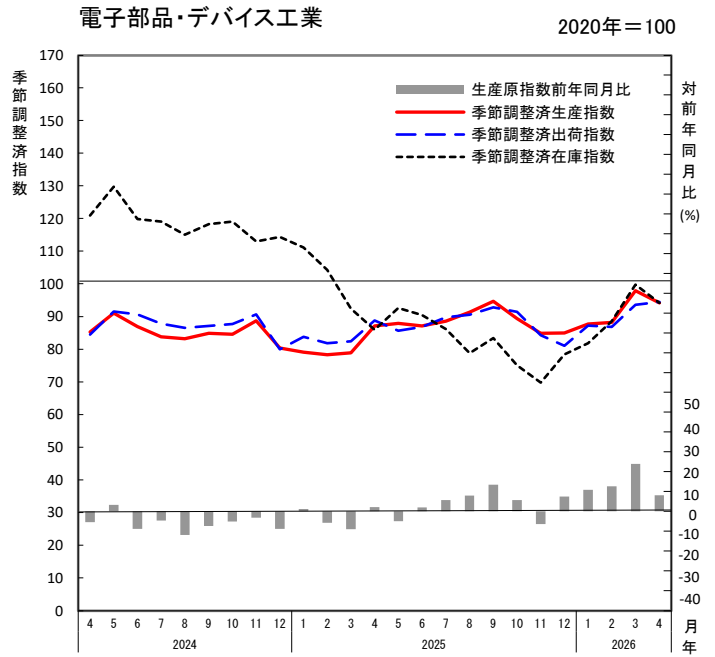
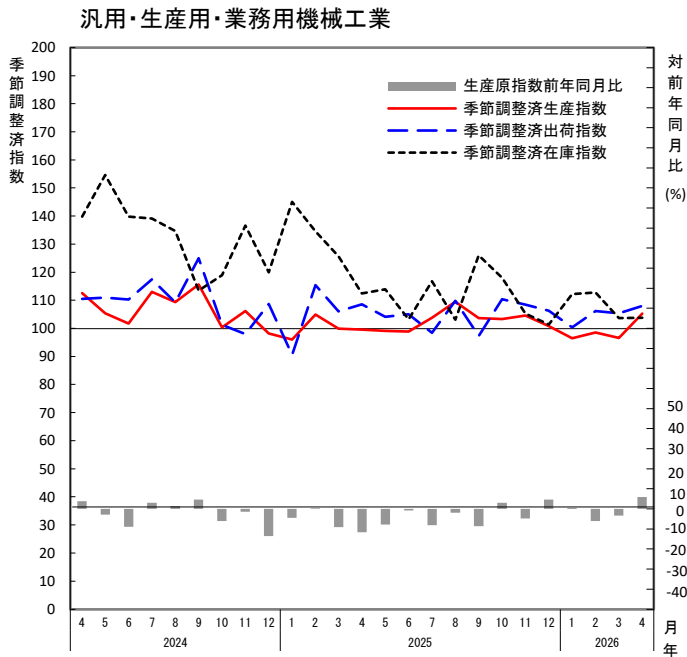
※「寄与した主な品目」については、対象事業所が少数の場合は掲載していません。

## 2 主な業種の生産指数(季節調整済指数)の推移

2020年 = 100



### 3 主な業種の生産指数等の推移



### 4 財別の動き(季節調整済指数)

2020年=100

項目	最終需要財		投資財		消費財		生産財	
	指数	前月比(%)	指数	前月比(%)	指数	前月比(%)	指数	前月比(%)
生産	112.0 ( 107.8 )	3.9 ( 1.0 )	108.5 ( 95.7 )	13.4 ( △ 3.3 )	117.9 ( 124.5 )	△ 5.3 ( 6.5 )	108.3 ( 113.4 )	△ 4.5 ( 8.7 )
出荷	110.7 ( 110.7 )	0.0 ( 2.9 )	111.2 ( 106.6 )	4.3 ( △ 1.8 )	109.9 ( 114.2 )	△ 3.8 ( 6.5 )	99.5 ( 99.1 )	0.4 ( 1.1 )
在庫	122.2 ( 119.8 )	2.0 ( △ 3.7 )	102.9 ( 105.8 )	△ 2.7 ( △ 8.0 )	141.1 ( 132.9 )	6.2 ( △ 0.8 )	90.0 ( 93.3 )	△ 3.5 ( 8.6 )

※( )内の数値は、2026年3月分確報値

## 〔利用にあたって〕

### 1 目的

本県の鉱工業の動向をその数量的側面から総合的かつ迅速に把握することを目的としています。

### 2 資料

資料の出所は、主として経済産業省生産動態統計調査（統計法第2条第6項に規定する基幹統計調査）によりますが一部、関係官庁、事業所等からの提供を得ています。

### 3 分類

業種分類指数は、日本標準産業分類に基づき、生産及び出荷は147品目（製造工業145品目、鉱業2品目）、在庫は68品目（製造工業67品目、鉱業1品目）をもって鉱工業としたものです。

用途分類（財別）指数は、採用品目を投資財、消費財、生産財等の財別に格付し分類したものです。

### 4 基準年

2020年

### 5 ウェイト

2020年における付加価値額、出荷額、在庫額

### 6 算式

基準時の固定ウェイトで加重平均するラスパイレス算式

$$\text{総合指数} = \frac{\left[ \frac{\text{比較時数量}}{\text{基準時数量}} \times \text{基準時ウェイト} \right] \text{の総和}}{\text{基準時ウェイトの総和}} \times 100$$

### 7 留意事項

原指数、季節調整済指数の在庫指数中、輸送機械工業は在庫数量がとらえられないため、汎用・生産用・業務用機械工業のうち汎用機械工業及び業務用機械工業並びに鉱業は、対象事業所が少数のため、それぞれ掲載していません。

### 8 表中の記号

「x」は数値が秘匿されているもの、「—」は該当数値のないもの、「0」は単位未満を表わしています。

### 9 基準改定

2024年1月分（速報）から基準年を2020年に改定しました。これに伴い、2018年1月まで遡及して原指数、季節調整済指数を変更しています。

## 10 季節調整

生産指数及び出荷指数についてはセンサス局法（X-12-ARIMA）、在庫指数についてはセンサス局法（X-12-ARIMA の中の X-11 デフォルト）により品目別の季節指数を求めて算出しています。

注1 生産指数及び出荷指数における季節調整済指数系列は、季節要因に加え、曜日・祝祭日要因によっても調整されています。

具体的には以下のとおりです。

$$\text{季節調整済指数} = \text{原指数} \div (\text{季節指数} \times \text{曜日} \cdot \text{祝祭日指数})$$

注2 レベルシフト、異常値処理などの該当はありません。

注3 季節調整済指数は8年間（96時点）を採用しました。

## 11 その他

この統計表に掲載分以前の数値を修正する場合がありますので、長期的動向を見る場合は、当課で別途刊行する「長野県鉱工業指数年報」を参照してください。

長野労働局発表

(08-18)

令和8年6月30日

担 当	職業安定部職業安定課
	課長 松山 満
	課長補佐 小林 宏安
	労働市場情報官 丸山 展弘
	電話 026-226-0865

## 最近の雇用情勢 (令和8年5月分)

長野労働局(局長 きむら さとし 木村 聡)は、令和8年5月分の県内の雇用情勢をとりまとめました。

- 令和8年5月の有効求人倍率(季節調整値)は 1.25倍で、前月と同水準となった。
- 有効求人数(季節調整値)は41,716人で前月に比べ0.1%増加し、有効求職者数(同)は33,387人で前月に比べ0.1%増加した。
- 新規求人倍率(季節調整値)は2.21倍となり、前月を0.01ポイント上回った。

- 5月の新規求人数(原数値)は13,434人となり、前年同月比で6.0%減少した。
- 産業別(大分類)にみると、前年同月比で増加した業種は、E製造業、G情報通信業、H運輸業、郵便業、J金融業、保険業であり、その他の業種では前年同月比で減少した。
- 5月の新規求職者数(原数値)は6,521人となり、前年同月比で10.0%減少した。新規常用求職者(3,617人)のうち、「事業主都合離職者」は419人となり、前年同月比で9.7%減少し、「自己都合離職者」は1,485人となり、前年同月比で8.0%減少し、「在職者」は1,365人となり、前年同月比で8.0%減少した。
- 5月の就職件数は1,927件となり、前年同月比で12.0%減少した。このうち常用就職件数は816件となり、前年同月比で16.3%減少した。パートタイム就職件数は1,057件となり、前年同月比で9.7%減少した。

雇用情勢は、堅調に推移している。

ただし、物価上昇・中東情勢等が雇用に与える影響を注視する必要がある。

## ～ 用語 の 解 説 ～

- 〔 一 般 〕 一般とは常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。
- 〔 常 用 〕 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがない、または4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)をいう。
- 〔 パ ー ト 〕 一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている、通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べて短い就業形態をいう。
- 〔 臨 時 ・ 季 節 〕 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいう。  
季節とは、季節的な労働需要に対し、または季節的な余暇を利用して一定の期間(4か月未満、4か月以上の別を問わない)を定めて就労する仕事をいう。
- 〔 求 職 者 数 〕 新規求職申込件数とは、公共職業安定所でその月のうちに新たに受けた求職申込件数をいう。  
月間有効求職者数とは「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数である。
- 〔 求 人 数 〕 新規求人数とは、その月のうちに新たに受けた求人数(採用予定人員)をいう。  
月間有効求人数とは「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数である。
- 〔 就 職 件 数 〕 自安定所の有効求職者に対して、全国のハローワークで受理した求人を自安定所の紹介により就職が確認された件数。したがって、自己就職・縁故就職等は除かれる。
- 〔 求 人 倍 率 〕 求職者の1人あたり、求人数がどれだけあるか、その割合をみるものである。  
算出の方法は、次のとおりである。
- $$\text{新規求人倍率} = \frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職者数}} \qquad \text{有効求人倍率} = \frac{\text{月間有効求人数}}{\text{月間有効求職者数}}$$
- 〔 正 社 員 〕 パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。
- 〔 季 節 調 整 値 〕 月別の時系列には、天候や社会習慣等の影響により毎年季節的に繰り返される一年周期の変動(季節変動)が含まれていることがあり、そのような系列をみるだけでは変動要因が判断できない場合もある。  
このような季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節変動を除去してから、数値の比較を行う必要がある。この季節変動の除去を「季節調整」という。これにより、季節調整値(季節調整された数値)は、前月との比較の際に使用し、原数値(季節調整していない数値)は、前年同月との比較の際に使用する。 ※令和8年5月分より、季節調整しない数値を「原数値」と表現する。「実数値」と同義。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募、就職が確認された件数が含まれる。

# 最近の雇用情勢

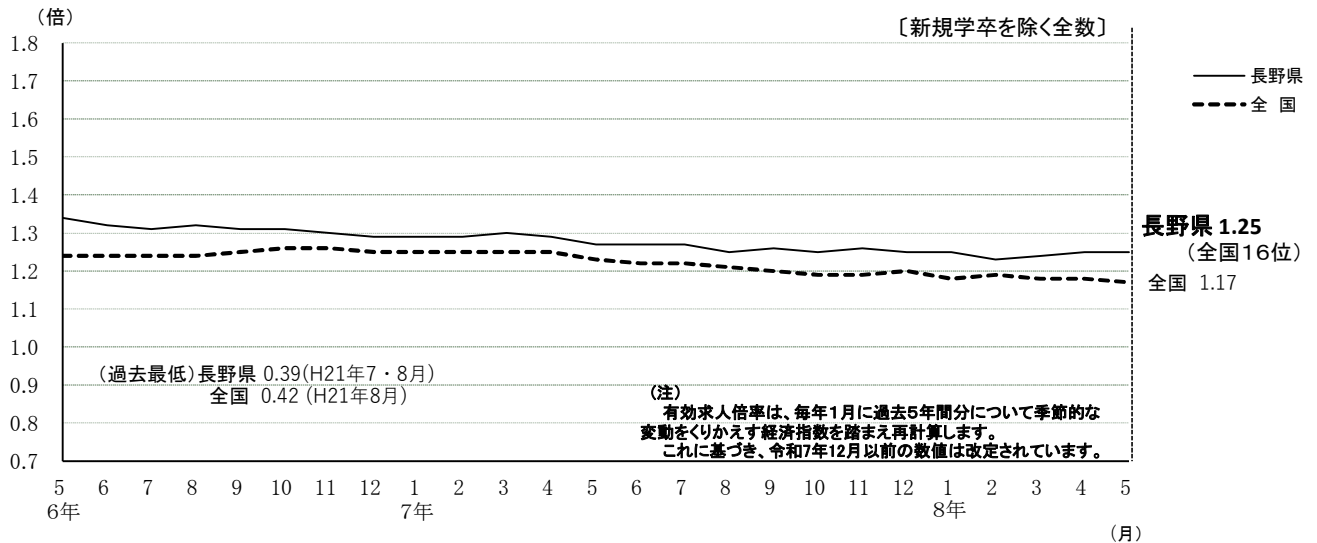
〔令和8年5月分〕

## 1 求人・求職の状況

### ① 有効求人倍率(季節調整値)の推移

令和8年5月の有効求人倍率(季節調整値)は1.25倍で前月と同水準となった。

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
最近年	1.27	1.27	1.27	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.25	1.23	1.24	1.25	1.25
前年	1.34	1.32	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29	1.27



### ※ 月間有効求人・求職(季節調整値)の推移

	7年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年 1月	2月	3月	4月	5月
月間有効 求人数	42,658	42,650	42,624	42,219	42,139	41,898	41,857	41,615	42,020	41,548	41,252	41,685	41,716
月間有効 求職者数	33,515	33,670	33,544	33,735	33,543	33,424	33,352	33,160	33,744	33,799	33,275	33,347	33,387

### ② 地域別有効求人倍率(原数値:以下同じ)

5月の有効求人倍率を地域別に見ると、東信地域、南信地域で前年同月を上回った。  
また、安定所別では長野所、上田所、佐久所、大町所、伊那所、諏訪所で前年同月を上回った。

〔新規学卒を除く全数〕

地域別 (前年同月比 ポイント) 《前月》	北信 1.09 (▲0.02) 《1.10》				東信 1.21 (0.02) 《1.22》		中信 1.14 (▲0.11) 《1.14》			南信 1.20 (0.03) 《1.21》		
安定所別	長野	篠ノ井	飯山	須坂	上田	佐久	松本	木曾福島	大町	飯田	伊那	諏訪
全数	1.17	0.97	0.98	1.08	1.19	1.24	1.15	1.10	1.08	1.15	1.20	1.23
《前月》	《1.16》	《1.01》	《1.00》	《1.16》	《1.22》	《1.23》	《1.16》	《1.16》	《1.03》	《1.16》	《1.27》	《1.21》
(前年同月比 ポイント)	(0.05)	(▲0.06)	(▲0.02)	(▲0.26)	(0.05)	(0.01)	(▲0.11)	(▲0.24)	(0.01)	(▲0.13)	(0.13)	(0.06)
うち常用 《前月》	1.06	0.93	0.96	0.98	1.10	1.20	1.02	1.00	1.01	1.10	1.05	1.13
《前月》	《1.04》	《0.97》	《0.99》	《1.05》	《1.13》	《1.20》	《1.03》	《1.07》	《0.99》	《1.11》	《1.11》	《1.11》
(前年同月比 ポイント)	(0.04)	(▲0.07)	(▲0.01)	(▲0.24)	(0.02)	(▲0.01)	(▲0.15)	(▲0.23)	(0.02)	(▲0.11)	(0.09)	(0.04)

\*「うち常用」とはパート常用を含み、臨時・季節を除く。

③ 新規求人数の推移

5月の新規求人数は、前年同月比で6.0%減少した。うち常用は6.8%減少し、うちパートは8.3%減少した。

年月	7年					8年							
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
全 数 (前年同月比)	14,288 (▲6.2)	13,773 (1.1)	15,280 (▲1.9)	13,395 (▲4.2)	14,388 (▲0.6)	16,124 (▲5.1)	13,663 (▲2.6)	13,850 (▲0.7)	17,036 (▲3.4)	14,967 (▲4.8)	14,021 (▲1.0)	15,111 (▲2.6)	13,434 (▲6.0)
うち常用 (前年同月比)	8,389 (▲1.2)	7,946 (1.4)	9,150 (0.6)	7,946 (▲2.2)	7,997 (▲1.2)	9,347 (▲3.9)	7,957 (0.0)	7,411 (▲7.2)	9,445 (▲1.0)	8,260 (▲4.1)	7,864 (▲2.4)	8,805 (▲2.9)	7,818 (▲6.8)
うちパート (前年同月比)	5,320 (▲11.9)	5,271 (3.0)	5,356 (▲5.6)	4,815 (▲6.7)	5,404 (▲0.6)	5,938 (▲5.8)	5,003 (▲6.6)	5,534 (6.4)	6,812 (▲5.2)	5,955 (▲5.7)	5,413 (▲1.2)	5,623 (▲2.8)	4,879 (▲8.3)
常用のうち正社員 (前年同月比)	6,786 (▲0.4)	6,457 (0.3)	7,340 (▲0.5)	6,439 (▲1.5)	6,536 (▲1.6)	7,500 (▲2.3)	6,425 (▲1.5)	6,176 (▲4.4)	7,705 (3.2)	6,610 (▲2.6)	6,475 (1.2)	7,408 (2.8)	6,460 (▲4.8)
全数に占める 正社員の割合	47.5	46.9	48.0	48.1	45.4	46.5	47.0	44.6	45.2	44.2	46.2	49.0	48.1
正社員有効 求人倍率	1.03	1.05	1.09	1.07	1.09	1.09	1.13	1.15	1.12	1.07	1.07	1.06	1.07

※全数には臨時・季節を含み、うち常用はパートを含まない。

④ 産業別新規求人の状況

5月の産業別(大分類)の新規求人数は、前年同月比でE「製造業」、G「情報通信業」、H「運輸業、郵便業」、J「金融業、保険業」が前年同月を上回り、それ以外の産業は前年同月を下回った。

産 業 別	新規求人数 (人)		前月比 (%)	前年同月比 (%)	産 業 別	新規求人数 (人)		前月比 (%)	前年同月比 (%)
	うちパート					うちパート			
全 数	13,434	▲11.1	▲6.0		G 情報通信業	164	▲7.9	9.3	
	4,879	▲13.2	▲8.3			34	▲8.1	6.3	
D 建設業	1,187	▲18.7	▲14.4		H 運輸業、郵便業	712	▲7.4	16.3	
	58	▲44.8	▲36.3			150	▲18.0	59.6	
E 製造業	2,674	3.4	9.7		I 卸売業、小売業	1,547	▲13.2	▲13.3	
	658	9.7	6.6			863	▲12.9	▲16.9	
09 食料品製造業	484	7.6	3.2		J 金融業、保険業	68	151.9	15.3	
10 飲料・たばこ・飼料製造業	209	3.5	▲5.4			13	85.7	30.0	
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	37	▲5.1	8.8		K 不動産業、物品賃貸業	181	11.0	▲11.3	
	6	▲33.3	100.0			59	▲28.0	▲28.0	
15 印刷・同関連業	31	40.9	▲11.4		M 宿泊業、飲食サービス業	836	▲2.1	▲29.2	
	11	175.0	266.7			571	10.0	▲22.4	
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	94	▲43.0	▲11.3		76 飲食店	207	▲29.4	▲32.1	
	28	▲20.0	21.7			147	▲15.0	▲28.6	
24 金属製品製造業	255	▲14.1	7.1		N 生活関連サービス業、娯楽業	358	▲42.7	▲1.4	
	44	▲8.3	12.8			202	▲19.5	▲2.9	
25 はん用機械器具製造業	165	▲12.7	8.6		78 洗濯・理容・美容・浴場業	111	▲70.2	▲26.5	
	22	4.8	▲21.4			72	▲52.3	▲20.0	
26 生産用機械器具製造業	160	▲38.2	▲12.6		O 教育、学習支援業	234	9.9	▲1.3	
	10	▲67.7	▲41.2			134	▲6.9	2.3	
27 業務用機械器具製造業	125	10.6	33.0		P 医療、福祉	2,613	▲10.8	▲0.0	
	34	17.2	13.3				▲13.7	0.6	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	252	▲6.3	43.2		85 社会保険・社会福祉・介護事業	1,804	▲6.5	9.1	
	44	▲30.2	57.1			934	▲10.4	5.5	
29 電気機械器具製造業	561	109.3	53.3		R サービス業(他に分類されないもの)	2,143	▲11.8	▲9.8	
	136	209.1	3.0			546	▲21.3	▲6.3	
30 情報通信機械器具製造業	75	15.4	▲29.9		91 職業紹介・労働者派遣業	900	1.1	▲11.2	
	16	60.0	▲38.5			50	▲34.2	▲59.3	
31 輸送用機械器具製造業	145	▲7.6	▲13.2		その他の産業	717	▲34.5	▲18.9	
	19	▲34.5	18.8			360	▲38.3	▲24.1	

注) 「その他の産業」には、A農業、林業、B漁業、C鉱業、採石業、砂利採取業、F電気・ガス・熱供給・水道業、L学術研究、専門・技術サービス業、Q複合サービス事業、S公務(他に分類されるものを除く)、T分類不能の産業を含む。

⑤ 新規求職者の推移

5月の新規求職者数は前年同月比で10.0%減少した。うち常用は8.8%減少し、うちパートは11.2%減少した。

年月	7年												8年	
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全数	7,242	6,353	6,158	5,603	6,237	6,581	5,386	5,997	7,823	7,149	7,054	9,173	6,521	
(前年同月比)	(▲4.0)	(4.1)	(▲2.2)	(0.5)	(▲2.4)	(▲5.0)	(▲9.7)	(0.6)	(2.1)	(▲0.1)	(1.7)	(▲1.9)	(▲10.0)	
うち常用	3,965	3,745	3,749	3,476	3,735	3,859	3,120	3,231	4,449	4,242	4,028	4,704	3,617	
(前年同月比)	(▲8.9)	(2.5)	(▲2.6)	(▲0.4)	(▲4.1)	(▲5.3)	(▲11.0)	(▲2.8)	(1.0)	(0.7)	(0.1)	(▲5.8)	(▲8.8)	
うちパート	3,249	2,586	2,400	2,118	2,490	2,699	2,101	2,146	3,181	2,858	2,969	4,409	2,884	
(前年同月比)	(2.8)	(6.6)	(▲1.2)	(2.2)	(0.4)	(▲4.8)	(▲5.9)	(5.0)	(4.2)	(▲2.0)	(3.3)	(3.4)	(▲11.2)	

※ 全数には、臨時・季節を含み、うち常用にはパートは含まない。

⑥ 新規常用求職者の態様別状況

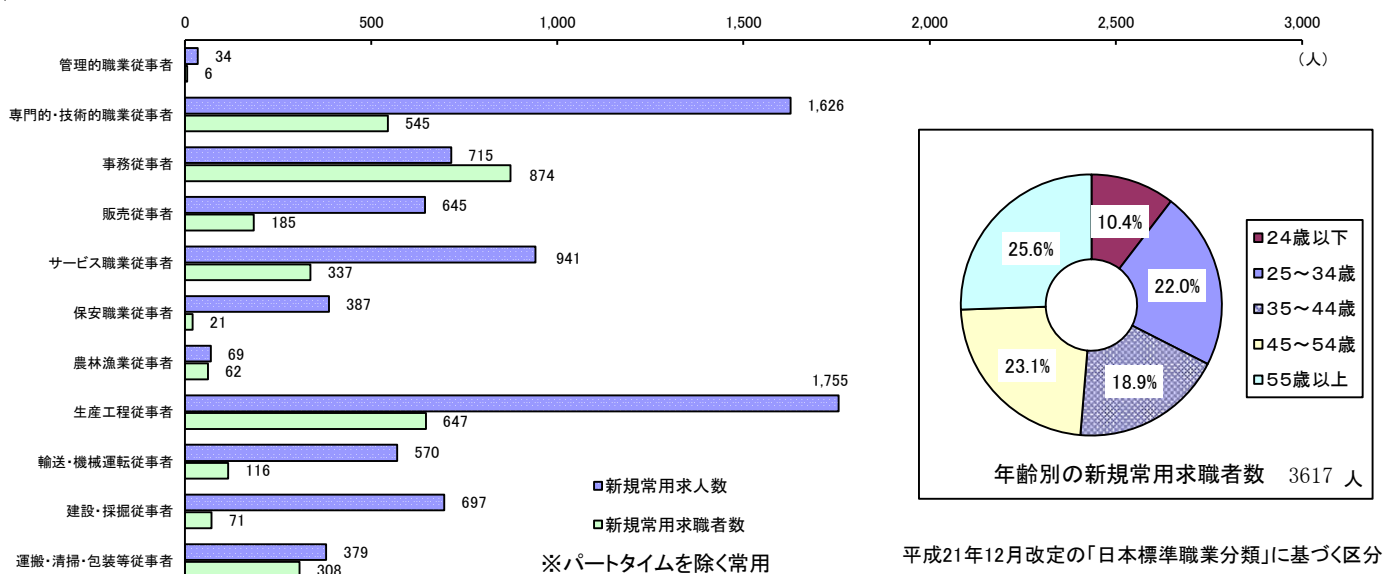
5月の新規常用求職者の状況を態様別にみると、前年同月比で在職者は8.0%の減少、離職者は8.5%の減少、無業者は15.7%の減少となった。離職者のうち、事業主都合は9.7%の減少となった。

年月	7年												8年	
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
常用求職者	3,965	3,745	3,749	3,476	3,735	3,859	3,120	3,231	4,449	4,242	4,028	4,704	3,617	
(前年同月比)	(▲8.9)	(2.5)	(▲2.6)	(▲0.4)	(▲4.1)	(▲5.3)	(▲11.0)	(▲2.8)	(1.0)	(0.7)	(0.1)	(▲5.8)	(▲8.8)	
在職者	1,483	1,523	1,479	1,431	1,488	1,473	1,357	1,337	1,952	2,024	1,647	1,409	1,365	
(前年同月比)	(▲8.2)	(▲2.6)	(▲6.4)	(▲3.7)	(▲6.1)	(▲11.8)	(▲9.7)	(▲7.0)	(▲2.1)	(▲0.1)	(▲2.3)	(▲12.5)	(▲8.0)	
離職者	2,215	1,997	2,051	1,849	2,016	2,167	1,586	1,724	2,281	1,995	2,096	2,997	2,027	
(前年同月比)	(▲9.1)	(7.3)	(▲0.1)	(2.1)	(▲2.3)	(▲1.0)	(▲10.2)	(2.1)	(3.4)	(2.0)	(0.4)	(▲2.3)	(▲8.5)	
定年	76	61	62	58	60	95	41	60	81	61	72	166	81	
(前年同月比)	(▲22.4)	(1.7)	(▲19.5)	(0.0)	(▲14.3)	(33.8)	(▲25.5)	(5.3)	(▲11.0)	(▲26.5)	(▲18.2)	(▲19.4)	(6.6)	
事業主都合	464	405	411	351	366	380	327	452	488	379	429	766	419	
(前年同月比)	(▲9.9)	(1.8)	(4.1)	(▲2.5)	(▲1.3)	(▲17.0)	(▲15.3)	(1.1)	(6.3)	(▲5.5)	(▲9.5)	(▲4.1)	(▲9.7)	
自己都合	1,615	1,475	1,526	1,405	1,548	1,634	1,161	1,177	1,641	1,504	1,540	2,010	1,485	
(前年同月比)	(▲8.3)	(9.3)	(▲0.8)	(4.5)	(▲1.7)	(1.4)	(▲9.0)	(3.4)	(3.3)	(6.6)	(5.8)	(0.8)	(▲8.0)	
無業者	267	225	219	196	231	219	177	170	216	223	285	298	225	
(前年同月比)	(▲11.3)	(▲1.7)	(1.9)	(2.1)	(▲6.1)	(0.9)	(▲25.0)	(▲13.7)	(6.4)	(▲3.5)	(14.5)	(▲5.1)	(▲15.7)	

※ 離職者は、「前職雇用者」と「前職自営、その他」(表中では省略)に分けられる。  
「前職雇用者」は、離職理由別に「定年」「事業主都合」「自己都合」「不明」(表中では省略)に区分される。  
このため内訳の計と離職者数欄の数値は一致しない。  
※ 無業者とは、家事、育児等従事者及び離職後1年を超えて求職活動をしていない者をいう。

⑦ 職業別の新規常用求人・求職、年齢別の新規常用求職の状況

5月の新規求人・求職者数を職業別に対比してみると、「事務従事者」で求職者数が求人数を上回ったが、それ以外の職業では、求人数が求職者数を上回った。



⑧ 月間有効求人・求職(原数値)の推移

5月の月間有効求人数は前年同月比で3.1%減少し、月間有効求職者数は1.5%減少した。

年月	7年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年1月	2月	3月	4月	5月
月間有効求人数 (前年同月比)	41,657 (▲3.6)	41,457 (▲1.7)	41,447 (▲1.6)	40,487 (▲2.4)	41,663 (▲1.7)	42,493 (▲2.9)	41,922 (▲3.8)	41,693 (▲3.4)	43,007 (▲1.7)	43,409 (▲3.2)	43,038 (▲3.3)	41,164 (▲2.9)	40,352 (▲3.1)
月間有効求職者数 (前年同月比)	35,546 (1.6)	34,883 (2.5)	33,442 (1.9)	32,572 (2.7)	32,584 (2.7)	32,876 (1.5)	31,833 (▲0.6)	31,352 (▲0.5)	32,813 (1.4)	34,262 (1.6)	34,483 (1.9)	35,344 (0.7)	35,010 (▲1.5)

※ パートタイム、臨時・季節を含む全数

2 就職の状況

5月の就職件数は、前年同月比で12.0%減少した。うち常用は16.3%減少し、うちパートは9.7%減少した。

年月	7年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年1月	2月	3月	4月	5月
全数 (前年同月比)	2,190 (▲7.7)	2,160 (▲4.6)	2,026 (▲5.1)	1,563 (▲9.8)	1,995 (▲0.6)	2,009 (▲9.8)	1,653 (▲13.8)	1,747 (▲6.0)	1,622 (▲3.7)	2,318 (▲5.8)	3,183 (▲1.5)	2,266 (▲1.8)	1,927 (▲12.0)
うち常用 (前年同月比)	975 (▲13.6)	951 (▲8.5)	992 (▲8.9)	801 (▲9.2)	997 (2.9)	993 (▲9.3)	756 (▲18.8)	856 (▲10.4)	814 (▲0.6)	1,112 (▲3.9)	1,375 (▲3.9)	1,093 (4.3)	816 (▲16.3)
うちパート (前年同月比)	1,171 (▲2.6)	1,163 (▲0.3)	995 (▲0.1)	722 (▲10.2)	951 (▲3.7)	967 (▲11.0)	845 (▲8.9)	812 (▲4.4)	758 (▲6.5)	1,131 (▲9.8)	1,736 (▲0.2)	1,112 (▲7.7)	1,057 (▲9.7)

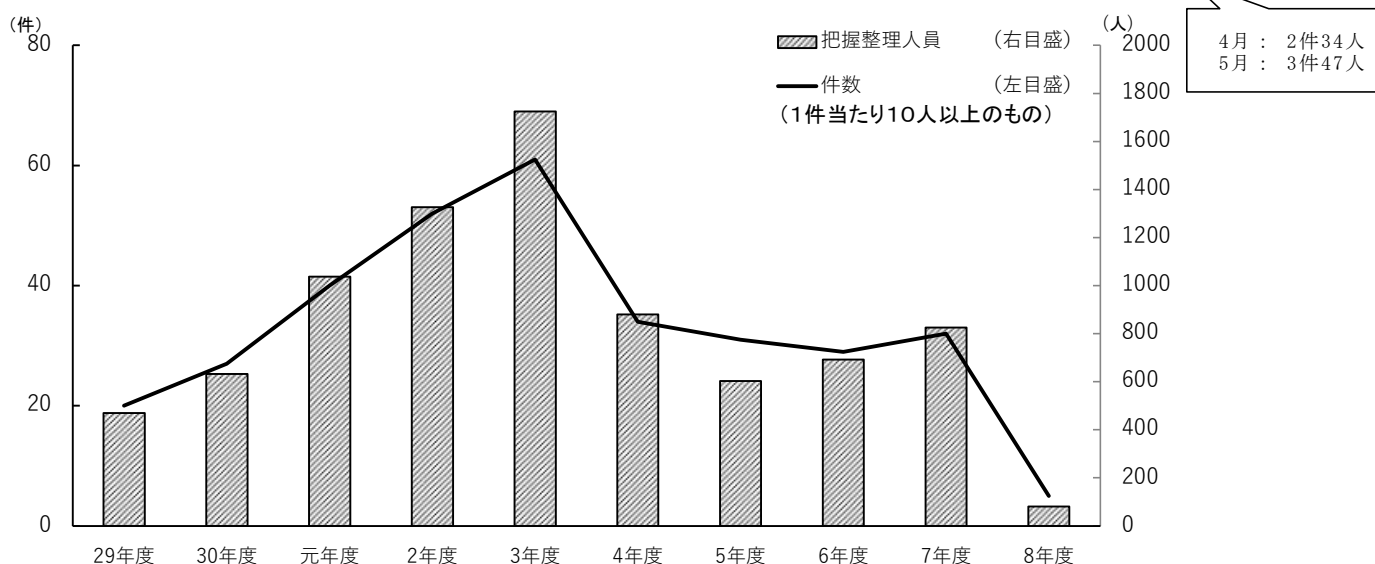
※ 全数には、臨時・季節を含み、うち常用にはパートは含まない。

### 3 人員整理の把握状況

5月中に把握した1件あたり10人以上の人員整理は、3件47人であった。  
事業主都合による離職は302人で、前年同月比を15.6%下回った。

#### ①10人以上の人員整理把握状況の年度別推移

年度別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	前年同期
件数	20	27	40	52	61	34	31	29	32	5	6
整理人数	470	632	1,037	1,326	1,725	880	603	692	826	81	150



#### ② 事業主都合による離職の推移 (雇用保険の被保険者資格喪失データ)

年月	7年												8年		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
人数	358	298	336	241	265	304	201	445	278	339	299	896	302		
(前年同月比)	(3.8)	(9.2)	(▲2.6)	(▲13.6)	(▲21.6)	(▲37.6)	(▲19.6)	(20.3)	(▲27.0)	(▲4.0)	(▲16.2)	(31.2)	(▲15.6)		

※ 特例被保険者(季節)を除く

#### (参考) 雇用保険の適用事業所・被保険者・失業等給付受給者の状況

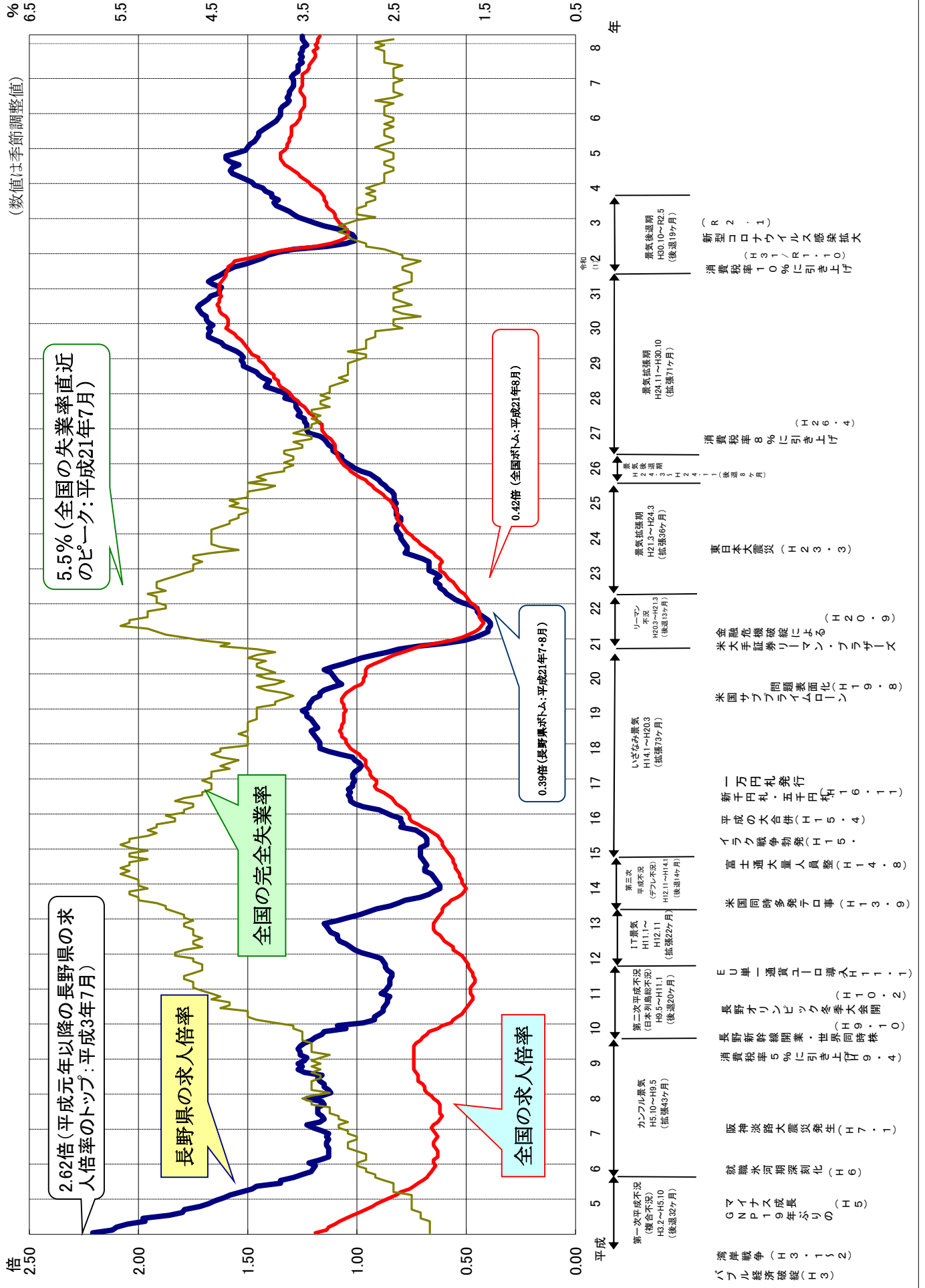
適用事業所数は、前年同月を0.7%下回った。被保険者数は637,832人であり、失業等給付(基本手当)の受給者は7,518人で、前年同月を7.5%上回った。

年月	7年												8年		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
事業所 月末現在数	37,924	37,943	37,949	37,947	37,576	37,621	37,647	37,678	37,710	37,747	37,748	37,658	37,667		
(前年同月比)	(▲0.4)	(▲0.3)	(▲0.4)	(▲0.5)	(▲0.7)	(▲0.7)	(▲0.7)	(▲0.6)	(▲0.6)	(▲0.6)	(▲0.6)	(▲0.7)	(▲0.7)		
資格取得数	17,672	7,874	7,202	6,133	4,758	8,468	5,251	5,723	5,999	5,648	6,132	11,060	15,401		
資格喪失数	7,660	6,894	7,989	6,083	6,657	8,327	6,017	6,911	8,194	5,922	7,262	16,797	6,734		
被保険者 月末現在数	642,834	643,883	643,013	642,930	640,994	641,142	640,329	638,867	636,700	636,314	635,072	629,090	637,832		
(前年同月比)	(▲0.1)	(▲0.3)	(▲0.4)	(▲0.4)	(▲0.6)	(▲0.3)	(▲0.3)	(▲0.4)	(▲0.4)	(▲0.4)	(▲0.4)	(▲0.7)	(▲0.8)		
基本手当 受給者実人員数	6,992	7,753	8,717	8,530	8,501	8,117	7,382	7,390	7,341	6,873	7,392	7,132	7,518		
(前年同月比)	(▲2.0)	(5.4)	(8.8)	(12.3)	(15.9)	(12.6)	(8.3)	(12.2)	(11.7)	(9.4)	(19.7)	(13.6)	(7.5)		

次回発表日 令和8年7月31日(金)

# 有効求人倍率・完全失業率の推移

(長野労働局職業安定部)



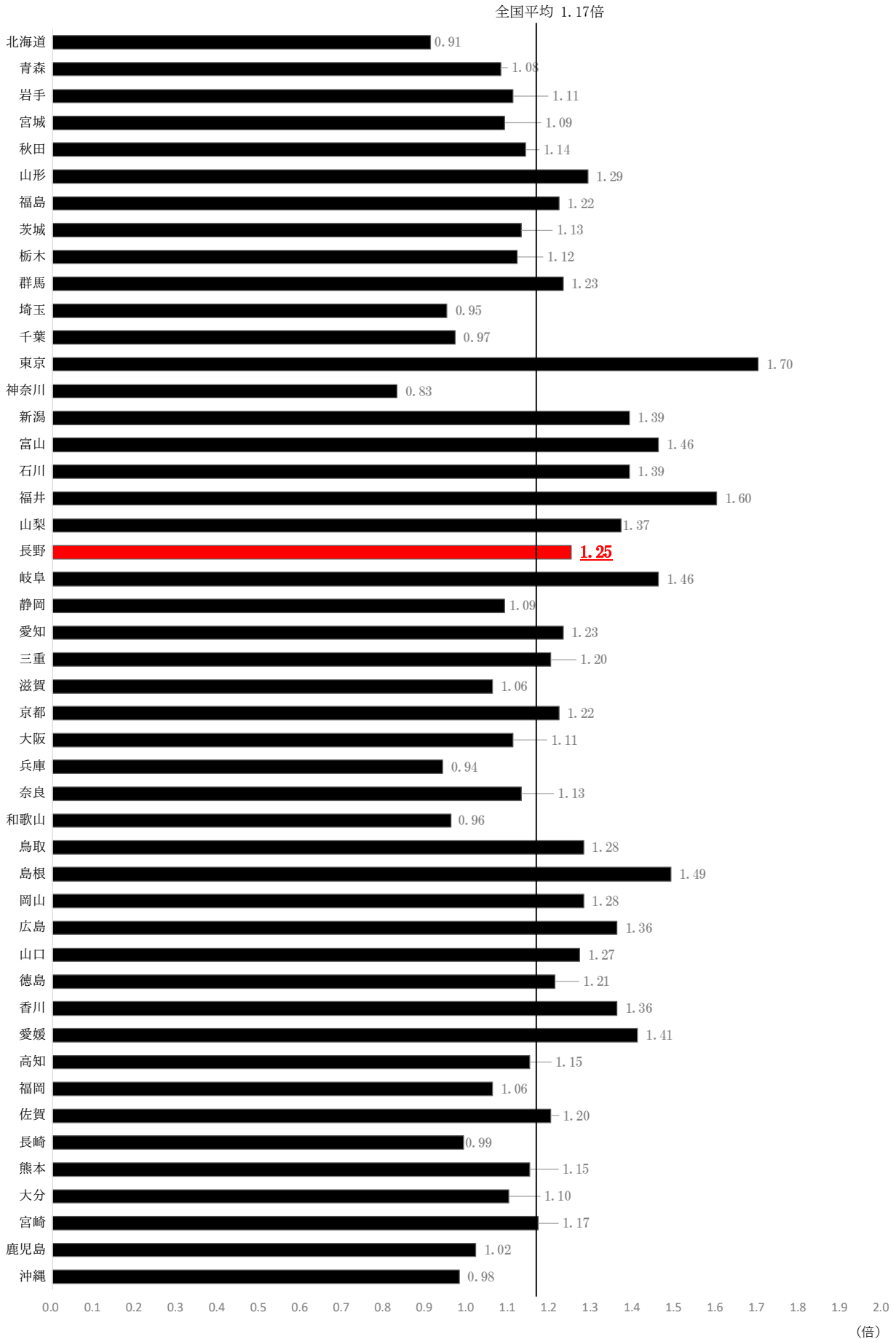
有効求人倍率・完全失業率の推移

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均	年度平均	景気状況	トピックス
平成元年 (1989)	1.97	1.98	2.04	2.09	2.07	2.12	2.05	2.13	2.19	2.23	2.25	2.25	2.11	2.19	バブル景気	消費税率導入(4月)
平成2年 (1990)	2.26	2.34	2.26	2.31	2.36	2.37	2.44	2.46	2.48	2.60	2.57	2.43	2.40	2.48	バブル景気	就職戦線、空前の超売り市場
平成3年 (1991)	2.56	2.56	2.59	2.57	2.59	2.60	2.62	2.61	2.57	2.54	2.50	2.45	2.56	2.48	第一次平成不況 (H3.2)	バブル経済破綻 海湾戦争(1~2月)
平成4年 (1992)	2.28	2.25	2.21	2.12	2.10	2.05	1.97	1.98	1.86	1.80	1.79	1.72	2.00	1.85		
平成5年 (1993)	1.68	1.65	1.61	1.58	1.53	1.48	1.46	1.35	1.35	1.29	1.25	1.21	1.45	1.34	カンフル景気(H5.10)	GNP19年ぶりのマイナス成長
平成6年 (1994)	1.20	1.19	1.22	1.17	1.13	1.13	1.13	1.13	1.14	1.14	1.13	1.14	1.16	1.15		就職氷河期深刻化
平成7年 (1995)	1.13	1.16	1.20	1.23	1.17	1.15	1.16	1.18	1.18	1.18	1.15	1.16	1.17	1.18		阪神淡路大震災発生(1月)
平成8年 (1996)	1.23	1.16	1.12	1.13	1.15	1.15	1.17	1.18	1.16	1.24	1.27	1.25	1.19	1.21		
平成9年 (1997)	1.27	1.24	1.23	1.26	1.26	1.27	1.26	1.24	1.21	1.19	1.16	1.15	1.23	1.17	第二次平成不況 (H9.5)	消費税率5%に引上げ(4月) 長野新幹線開業(10月) 世界同時株安(10月)
平成10年 (1998)	1.05	1.09	0.97	0.92	0.92	0.90	0.88	0.88	0.87	0.86	0.86	0.85	0.92	0.88		長野オリンピック冬季大会開催(2月)
平成11年 (1999)	0.89	0.87	0.86	0.85	0.85	0.85	0.84	0.84	0.86	0.87	0.87	0.88	0.86	0.88	IT景気(H11.1)	EU単一通貨ユーロ導入(1月)
平成12年 (2000)	0.89	0.93	0.98	1.01	1.03	1.05	1.08	1.09	1.09	1.12	1.13	1.14	1.04	1.08	第三次平成不況 (H12.11)	
平成13年 (2001)	1.15	1.09	1.04	0.99	0.95	0.91	0.85	0.81	0.78	0.71	0.67	0.65	0.87	0.76		米国同時多発テロ事件(9月)
平成14年 (2002)	0.62	0.62	0.63	0.64	0.65	0.66	0.69	0.69	0.68	0.69	0.70	0.71	0.66	0.69	いざなぎ景気 (H14.1)	富士通大量人員整理(8月)
平成15年 (2003)	0.71	0.71	0.71	0.68	0.68	0.68	0.69	0.71	0.73	0.80	0.79	0.80	0.72	0.75		イラク戦争勃発(3月) 平成の大合併(4月)
平成16年 (2004)	0.80	0.84	0.87	0.90	0.97	1.01	1.03	1.03	1.04	1.03	1.04	1.02	0.96	1.01		新千円札、五千円札、一万円札発行(11月)
平成17年 (2005)	1.02	1.01	1.02	1.02	1.01	0.99	0.98	0.99	1.01	1.02	1.08	1.13	1.02	1.06		
平成18年 (2006)	1.17	1.17	1.17	1.18	1.19	1.20	1.21	1.18	1.19	1.20	1.21	1.23	1.19	1.21		
平成19年 (2007)	1.23	1.25	1.22	1.22	1.21	1.20	1.17	1.17	1.15	1.11	1.07	1.09	1.18	1.14		米国 サブプライムローン問題表面化(8月)
平成20年 (2008)	1.10	1.11	1.12	1.15	1.11	1.06	1.02	0.98	0.92	0.86	0.81	0.72	0.99	0.82	リーマン不況 (H20.3)	米大手証券リーマン・ブラザーズ破綻による金融危機(9月)
平成21年 (2009)	0.60	0.51	0.46	0.43	0.40	0.40	0.39	0.39	0.40	0.42	0.44	0.45	0.44	0.43	景気拡張期 (H21.3)	
平成22年 (2010)	0.45	0.48	0.52	0.55	0.57	0.59	0.60	0.62	0.62	0.64	0.64	0.62	0.57	0.62		
平成23年 (2011)	0.64	0.67	0.67	0.67	0.67	0.70	0.74	0.78	0.77	0.77	0.78	0.79	0.72	0.75		東日本大震災(3月)
平成24年 (2012)	0.80	0.80	0.81	0.82	0.82	0.81	0.80	0.80	0.82	0.82	0.82	0.83	0.81	0.82	景気後退期 (H24.3)	
平成25年 (2013)	0.82	0.83	0.83	0.83	0.84	0.86	0.87	0.89	0.90	0.92	0.94	0.98	0.87	0.92	景気拡張期 (H24.11)	
平成26年 (2014)	1.01	1.03	1.05	1.07	1.07	1.09	1.11	1.11	1.13	1.14	1.15	1.17	1.09	1.14		消費税率8%に引き上げ(4月)
平成27年 (2015)	1.22	1.23	1.23	1.23	1.24	1.24	1.27	1.26	1.27	1.28	1.28	1.28	1.25	1.28		
平成28年 (2016)	1.33	1.32	1.34	1.38	1.42	1.41	1.40	1.43	1.45	1.46	1.49	1.52	1.41	1.46		
平成29年 (2017)	1.52	1.53	1.52	1.53	1.55	1.58	1.61	1.62	1.65	1.68	1.68	1.67	1.60	1.63		
平成30年 (2018)	1.68	1.66	1.68	1.69	1.69	1.71	1.72	1.73	1.72	1.70	1.68	1.67	1.69	1.69	景気後退期 (H30.10)	
令和元年 (平成31年) (2019)	1.63	1.63	1.62	1.66	1.68	1.66	1.63	1.61	1.59	1.56	1.51	1.47	1.60	1.55		消費税率10%に引き上げ(10月)
令和2年 (2020)	1.43	1.41	1.36	1.29	1.14	1.05	1.01	1.01	1.02	1.05	1.09	1.15	1.17	1.13		新型コロナウイルス感染症拡大(1月)
令和3年 (2021)	1.19	1.23	1.27	1.29	1.31	1.34	1.37	1.38	1.36	1.39	1.39	1.42	1.33	1.39		
令和4年 (2022)	1.43	1.47	1.48	1.51	1.54	1.57	1.58	1.57	1.54	1.58	1.60	1.60	1.54	1.55		
令和5年 (2023)	1.55	1.51	1.50	1.49	1.47	1.46	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.46	1.42		
令和6年 (2024)	1.36	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.29	1.33	1.31		
令和7年 (2025)	1.29	1.29	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.27	1.26		
令和8年 (2026)	1.25	1.23	1.24	1.25	1.25	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21		

(注) 1. 上段:長野県有効求人倍率(倍)、中段:全国有効求人倍率(倍)、下段:完全失業率(%)  
2. 月別の数値は季節調整値であり、年・年度平均は実数である。  
3. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和7年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。

都道府県別有効求人倍率：季節調整値

令和8年5月 全国平均1.17倍 [原数値1.08倍]



(注) 季節調整値計算(季節調整値替え)は、毎年過去1年分のデータが揃う年初に行われ、季節調整済系列が改定される。

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

(参考資料)

**就業地別 有効求人倍率、有効求人数、産業別新規求人数(令和8年5月分)**

長野労働局

	R7					R8					5月		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月	4月
有効求人倍率(季節調整値)	1.40	1.39	1.39	1.37	1.38	1.38	1.38	1.39	1.38	1.35	1.37	1.37	<b>1.37</b>
有効求人数(季節調整値)	46,830	46,690	46,619	46,382	46,353	46,048	46,117	46,034	46,615	45,674	45,453	45,840	<b>45,576</b>
前月比	<b>▲0.3</b>	<b>▲0.3</b>	<b>▲0.2</b>	<b>▲0.5</b>	<b>▲0.1</b>	<b>▲0.7</b>	0.1	<b>▲0.2</b>	<b>1.3</b>	<b>▲2.0</b>	<b>▲0.5</b>	0.9	<b>▲0.6</b>
前年同月比	<b>▲2.9</b>	<b>▲3.2</b>	<b>▲2.6</b>	<b>▲2.3</b>	<b>▲2.4</b>	<b>▲3.3</b>	<b>▲2.7</b>	<b>▲2.9</b>	<b>▲1.1</b>	<b>▲3.2</b>	<b>▲3.1</b>	<b>▲2.4</b>	<b>▲2.7</b>

(全国順位16位、前月13位)

産業別新規求人の状況(原数値)

産業別	新規求人数(人)	前月比(%)	前年同月比(%)	産業別	新規求人数(人)	前月比(%)	前年同月比(%)
全 数	14,311	<b>▲14.4</b>	<b>▲7.6</b>	G 情報通信業	180	<b>▲15.5</b>	<b>▲2.2</b>
D 建設業	1,254	<b>▲18.9</b>	<b>▲15.8</b>	H 運輸業, 郵便業	777	<b>▲7.2</b>	3.5
E 製造業	2,485	<b>▲3.6</b>	3.8	I 卸売業, 小売業	1,856	<b>▲13.1</b>	<b>▲20.3</b>
09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業	486	15.2	0.0	J 金融業, 保険業	83	66.0	7.8
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	39	<b>▲13.3</b>	5.4	K 不動産業, 物品賃貸業	214	0.0	<b>▲24.6</b>
15 印刷・同関連業	32	14.3	<b>▲11.1</b>	M 宿泊業, 飲食サービス業	965	<b>▲25.4</b>	<b>▲20.9</b>
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	91	<b>▲46.5</b>	<b>▲13.3</b>	76 飲食店	393	<b>▲44.6</b>	<b>▲23.5</b>
24 金属製品製造業	252	<b>▲13.7</b>	<b>▲1.6</b>	N 生活関連サービス業, 娯楽業	413	<b>▲48.8</b>	<b>▲9.2</b>
25 はん用機械器具製造業	160	<b>▲13.5</b>	8.1	78 洗濯・理容・美容・浴場業	143	<b>▲74.4</b>	<b>▲32.2</b>
26 生産用機械器具製造業	158	<b>▲30.4</b>	<b>▲15.1</b>	O 教育, 学習支援業	246	<b>▲8.6</b>	<b>▲1.2</b>
27 業務用機械器具製造業	124	4.2	22.8	P 医療, 福祉	2,680	<b>▲10.7</b>	<b>▲0.7</b>
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	241	<b>▲8.4</b>	43.5	85 社会保険・社会福祉・介護事業	1,853	<b>▲7.1</b>	8.1
29 電気機械器具製造業	368	32.9	19.9	R サービス業(他に分類されないもの)	2,409	<b>▲8.2</b>	<b>▲1.3</b>
30 情報通信機械器具製造業	81	19.1	<b>▲16.5</b>	91 職業紹介・労働者派遣業	964	0.9	9.9
31 輸送用機械器具製造業	150	<b>▲7.4</b>	<b>▲9.1</b>	その他の産業	749	<b>▲34.9</b>	<b>▲18.3</b>

注) 「その他の産業」には、A 農・林業、B 漁業、C 鉱業、F 電気・ガス・熱供給・水道業、L 学術研究・専門技術サービス業、Q 複合サービス事業、S 公務、T 分類不能の産業を含む。  
有効求人数の前年同月比は季節調整値改定により誤差が出る場合があります。

〈補足〉

長野労働局の公表している統計資料は受理地別(長野県内の各ハローワークで受理した求人)となっている。就業地別の産業別新規求人の統計資料は、47都道府県の各ハローワークで受理した求人のうち、就業場所が長野県内の求人を出し作成したものであるが、長野県外からの求人数、産業別の求人数及び求人の動向(要因)等については調査、分析することが困難なため、不明な点があることにご留意願います。また、公表時の受理地別の産業別の新規求人の動向、分析内容とは実態が異なる点があることにご留意願います。